

目 次

第1部 東日本大震災後の主な動き・浪江町の取り組み	1
1. 3月11日以降の主な出来事・取り組み年表	1
2. 町長から町民へのメッセージ	14
第2部 震災への主な対応	20
第1章 地震・津波の概要と被災状況	20
1. 地震の概要	20
2. 津波の概要	20
3. 浪江町の被害	21
(1) 被害状況	21
(2) 地震による被害	21
(3) 津波による被害	22
第2章 原子力発電所事故の概要	26
1. 事故の経過	26
(1) 原子力発電所事故の発生	26
①福島第一原子力発電所	26
②福島第二原子力発電所	27
(2) 放射性物質の放出	28
2. 情報伝達の経緯	28
(1) 事故連絡	28
(2) 避難指示	28
第3章 防災体制	30
1. 浪江町における防災体制	30
(1) 災害対策本部の設置基準等	30
(2) 非常配備に関する一般的基準	30
(3) 非常配備に関する基準等	31
(4) 津波対策	32
(5) 災害対策本部（各部班）の分掌事務	33
(6) 原子力発電所事故への対応	37
①災害対策本部の設置	37
②職員の動員配備	38
2. 東日本震災でとられた体制	45
第4章 避難の経緯	48
1. 津波からの避難	48
2. 原発事故による放射性物質からの屋内退避・避難	48
3. 行政機能の避難	49

第5章 避難所	51
1. 避難所の開設	51
(1) 浪江町の避難所	51
(2) 津島地区の避難所	52
(3) 二本松市の避難所	53
第6章 生活支援	54
1. 各種証明届出	54
2. 災害給付等	54
3. 災害関連死の認定	55
4. 義援金及び支援物資	55
第7章 住宅支援	56
1. 応急仮設住宅	56
2. 借上げ住宅	57
(1) 通常借上げ住宅	57
(2) 特例借上げ住宅	57
3. 日本赤十字社による家電の提供	58
4. 避難先での自治会の設立	58
第8章 福祉・医療・保健等	60
1. 国民健康保険・後期高齢者医療保険業務の対応.....	60
2. 介護保険・地域包括支援の対応について.....	60
3. 避難者への巡回健康相談等.....	60
4. 放射能への対応.....	61
(1) 放射線からの健康管理.....	61
(2) 放射線への不安対応について.....	61
(3) 個人積算線量計（ガラスバッチ）による外部被ばく量の測定.....	65
第9章 教育・文化	66
1. 学校等の被害状況	66
2. 児童・生徒の安否確認.....	67
3. 区域外就学の状況	67
4. 二本松市における学校開設.....	68
5. 児童・生徒の心のケア	68
6. 学習支援の取り組み	68
7. 子育て支援の取り組み.....	68
8. スポーツ大会	69
第10章 産業	70
1. 農業等について.....	70
(1) 警戒区域内の家畜安楽死について	70
(2) 土壌汚染状況調査について	71
(3) 有害鳥獣捕獲活動について	72
2. 商工業について.....	73
(1) 中小企業向け復旧・復興支援事業について.....	73

第11章 要望活動	74
第12章 一時立入り	80
1. 一時立入り（一巡目）	80
2. 一時立入り（二巡目以降）	81
第13章 行政サービス	82
1. 行政機能の移転.....	82
2. 連絡所及び出張所の設置	82
第3部 浪江町復興ビジョン	83
第1章 浪江町復興ビジョンの策定	83
1. 復興ビジョンとは	83
2. 復興ビジョンの策定	83
(1) 策定体制およびスケジュール.....	83
①復興検討委員会	84
②復興有識者会議	84
(2) 復興に関するアンケート	87
①町民アンケート	87
②子ども向けアンケート	88
(3) パブリックコメント	88
3. 復興ビジョンの概要	89
(1) 基本的な考え方	89
(2) 復興の理念と基本方針.....	89
(3) 短期・中期・長期の3段階による復興イメージ	90
(4) 今後の復興イメージおよび復興における各主体の役割と責任.....	92

第1部 東日本大震災後の主な動き・浪江町の取り組み

1. 3月11日以降の主な出来事・取り組み年表

青字：浪江町の取り組み
赤字：原子力発電所事故・事故対応

3月11日（金）

- 14:46 三陸沖を震源とするM9.0の地震発生 浪江町災害対策本部設置 浪江町震度6強
福島県災害対策本部設置
福島県水防本部設置
福島県警察本部災害警備本部設置
福島第一原発1～3号機が自動停止
- 14:49 気象庁が福島県沿岸に大津波警報発令
- 14:50 官邸対策室設置、緊急参集チーム召集 防災行政無線により大津波警報発令放送
沿岸住民に避難勧告
各所に避難所設営
- 14:54 福島県沖で地震（M6.1） 浪江町震度5弱
- 15:10 町職員及び消防署員より倒壊家屋及び道路陥没等、状況報告
- 15:14 緊急災害対策本部設置（本部長：内閣総理大臣）津波警報（大津波）（6m）発表〔福島県〕
- 15:27 福島第一原子力発電所に津波第一波到達
- 15:33 沿岸部に津波第一波到着
- 15:35 福島第一原子力発電所に第二波到達
- 15:37 福島第一原子力発電所1号機で全交流電源喪失（15:41までに1～5号機の全交流電源喪失）
- 15:39 いわき市小名浜で333cmの津波が観測
- 15:42 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象（全交流電源喪失）が発生したと判断、官庁等に通報〔東京電力〕
- 15:50 社会福祉協議会（日赤）へ炊き出し要請
- 15:51 相馬で9.3m以上の津波が観測
- 16:00 福島県が自衛隊に災害派遣を要請
- 16:28 岩手県沖で地震（M6.6） 浪江町 震度5弱
- 16:36 原子炉水位が確認出来ず、注水状況が不明なため、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注水不能）が発生したと判断、16:45官庁等に通報〔東京電力〕



両竹地区の津波被害の様子



浪江町役場に避難する住民

- 17:40 福島県沖で地震 (M6.0)
- 18:05 浪江町震度 5 弱
自衛隊派遣要請
- 19:00 災害対策本部会議 (津波避難確認、各避難所からの報告について) 緊急 津波で屋根の上の避難者の救助要請 (消防署、警察署、消防団)
- 19:03 福島第一原子力発電所について「原子力緊急事態宣言」発令
- 20:50 福島県災害対策本部 福島第一原子力発電所 1 号機から半径 2 km 圏内の住民に避難指示
- 21:23 内閣総理大臣より、県知事、大熊町長及び浪江町は退避指示未確認 (報道により事実確認)
双葉町長に対し、福島第一原子力発電所 1 号機から半径 3 km 圏内の住民に避難指示、半径 3 km～10 km 圏内の住民に屋内退避指示
- 23:05 災害対策本部会議 (避難者の支援、捜索活動等について)

3月12日(土)

- 津波被災地の安否確認スタート
- 5:44 内閣総理大臣から、避難指示を福島第一原子力発電所から半径 3km から 10 km 圏内に拡大
- 6:07 災害対策本部会議 (10 km 圏外への避難について)
- 7:45 福島第二原子力発電所について「原子力緊急事態宣言」発令 (12/26 解除)
- 内閣総理大臣から、福島第二原子力発電所から半径 3 km 圏内の住民に避難指示、半径 3 km～10 km 圏内の住民に屋内退避指示
- 8:02 移動バス依頼
- 8:40 移動バス 3 台により、各避難所から 10 km 圏外の避難所へ移動
- 11:10 災害対応職員を除き、ほぼ 10 km 圏外へ移動完了
- 13:00 災害対策本部会議
(津島支所へ災害対策本部移転決定)
- 15:36 **福島第一原子力発電所 1 号機建屋で爆発音**
- 17:39 福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内の住民に避難指示

18:00

青字：浪江町の津島支所 赤字：原子力発電所事故・事故対応

災害対策本部を津島支所へ移転完了

18:10

災害対策本部会議（津島地区の避難所の状況）

18:25 避難指示を福島第一原子力発電所から半径 10km 圏内から 20 km圏内に拡大

TV 報道から指示の拡大を知り、昼曽根地区から以東に避難している住民へ避難指示

町バス、自衛隊等により避難住民を津島地区へ移動
浪江町は避難指示未確認

20:20 津波警報へ切り替え



津島に避難する様子



津島地区に運ばれた物資

～東京電力の事故報告書に関して～

浪江町と東京電力との間には通報連絡協定が結ばれており、東京電力は事故発生時には速やかに浪江町に報告することになっていましたが、実際には事故当初から報告はありませんでした。しかし、東京電力の事故調査報告書には浪江町にも報告済と記載されており、町からこの内容について説明を求めています、明確な回答は未だ得られておりません。

3月13日（日）

4:00

災害対策本部会議

（20 km圏外への避難状況について）

7:30 津波注意報へ切り替え

9:00

自衛隊に避難者支援の要請

9:30 原子力災害対策特別措置法に基づき、放射能除染スクリーニングの内容について指示

13:25

防災行政無線にて臨時休校のお知らせ(津島地区)

17:58 津波注意報解除

20:02

加倉ひまわり荘西側で火災発生、室原ヨシダ電子へ自主避難

3月14日（月）

- 0:00 津島よりバス2台でひまわり荘入所者の救助へ向かう
- 11:01 **福島第一原子力発電所3号機で水素爆発**

3月15日（火）

- 4:30 災害対策本部会議（二本松市への避難決定）
- 7:30 町長、二本松市長へ受入要請、承諾を得る
- 10:00 災害対策本部・避難所・行政区長合同会議
- 11:00 福島第一原子力発電所から半径20km～30km圏内の住民に屋内退避指示
- 13:00 自家用車で自主避難開始、バス等（町手配）で順次移動
- 21:00 自衛隊の協力により金門製作所から災害用毛布を二本松市内の避難所へ移送（～翌4:00）
- 福島原子力発電所事故対策統合連絡本部を設置
- 福島県が県災害ボランティアセンター開設

二本松市役所東和支所に災害対策本部を設置
東和地区に8箇所、岩代地区に1箇所、二本松地区に6箇所の避難所を開設

3月16日（水）

- 5:45 **福島第一原子力発電所4号機で火災**
- 避難所の健康巡回相談開始

3月17日（木）

- 9:48 **福島第一原子力発電所3号機に放水開始**

3月18日（金）

- 17:48 原子力安全・保安院が福島第一原子力発電所について、INES（国際原子力・放射線事象評価尺度）で「レベル5」と発表
- 東日本大震災で大きな被害を受けた地域を対象に統一地方選を延期するための特例法が成立

3月19日（土）

- 東和支所前に仮設津島診療所を開設

3月20日（日）

- 23:30 原子力災害対策本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準変更指示
- 被災者生活支援特別対策本部（本部長：松本防災担当大臣）発足

3月21日（月）

- 7:45 原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の服用について指示（浪江町は服用していない）

3月22日（火）

- 罹災証明書発行業務開始

3月23日（水）

- 福島県が応急仮設住宅着工

3月24日（木）

- 福島県が桑折町仮設住宅着工
- 避難所運営支援のため他自治体の応援開始

3月25日（金）

- 津島地区住民へ「避難の指示書」の配布（1回目）

- 11:46 政府、福島第一原子力発電所から半径20km～30km圏内の住民に自主避難要請

3月27日（日）

- 災害生活援助資金貸付受付開始

3月29日（火） ○平成23年度国予算成立（92兆4116億円）	4月8日（金） 0:55 津波注意報解除
3月31日（木） ●退職職員辞令交付（5人）	○イネの作付け禁止について、土壤中の放射性セシウム濃度が1kgあたり5000ベクレルを超える水田とする基準を発表〔政府〕
4月1日（金） ○東北地方太平洋沖地震がもたらした災害の呼称を「東日本大震災」に決定 ●新採用職員辞令交付（4人）	4月10日（日） 17:40 集中廃棄物処理建屋内等の低濃度汚染水の海洋への放出完了 〔東京電力〕
4月4日（月） 19:03 集中廃棄物処理建屋内等の低濃度汚染水の海洋への放出を開始 〔東京電力〕 ●浪江町役場二本松事務所設置（二本松市役所東和支所2階） ●住民票・印鑑証明・税証明等の発行開始 ●生活福祉資金貸付受付開始	4月11日（月） 17:16 福島県浜通りを震源とする地震発生、津波注意報発表〔福島県〕 17:18 津波注意報発表〔福島県〕 18:05 津波注意報解除 ○国において計画的避難区域の設定検討 ○福島第一原子力発電所から20km圏外の一部の地域を新たに「計画的避難区域」に指定し、1カ月程度かけて住民の域外避難指示を発表 ●災害義援金配分申請受付開始
4月5日（火） ●岳温泉、土湯温泉、猪苗代町、北塩原村、磐梯町の約170箇所の旅館・ホテル等へ2次避難開始 ●町長、内閣総理大臣他6大臣に要望活動	4月12日（火） ○原子力安全・保安院と原子力安全委員会がINESを「レベル7（深刻な事故）」に引き上げ
4月6日（水） ○福島県双葉郡支援センター開設 ●小・中学校入学式 ●他の市町村への区域外就学により児童生徒入学 ●津島地区住民へ「避難の指示書」の配布（2回目）	4月14日（木） ○津波被害地区遺体捜索活動開始（福島県警・消防署） ○東日本大震災復興構想会議の開催〔内閣官房〕 ●遺体安置所開設（南相馬市旧アルプス電気社屋） ●自衛隊の協力を得て計画的避難区域内の住民に避難指示
4月7日（木） 23:32 宮城県沖で地震（M7.2） 23:34 津波注意報発表（福島県） ●経済産業省現地対策本部長へ要望活動	4月15日（金） ○東京電力による避難者への「仮払補償金」申請受付開始 ●遺体引揚者の火葬開始 ●遺留品展示所開設（旧針道小学校）

4月17日（日）

○東京電力福島第一原子力発電所、事故収束に向けた道筋発表

4月26日（火）

○牧草やトウモロコシなど家畜に与える飼料中の放射性物質の濃度について安全性の目安を公表〔農林水産省〕

●2次避難施設連絡所（猪苗代・岳・土湯）開設

4月18日（月）

○自衛隊による、福島第一原子力発電所から半径30km圏内での行方不明者の捜索を開始

●被災者生活再建支援金支給受付開始

●仮設住宅・借上げ住宅の入居申請受付開始

●仮設津島診療所を岳温泉街へ移設

4月27日（水）

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、地方税法の一部を改正する法律が成立

●経済産業省へ要望活動

4月19日（火）

●浪江町内に残っている住民へ「警戒区域の設定について」を配布

4月28日（木）

○原子力損害賠償紛争審査会 「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する第1次指針」提示〔文部科学省〕

○「福島原子力補償相談室」ならびに「補償相談センター（コールセンター）」開設

●災害義援金交付開始（1回目）

4月21日（木）

11:00 原子力災害対策本部長内閣総理大臣から警戒区域設定の指示

○応急仮設住宅入居開始

4月30日（土）

●公益目的での一時立入申請受付開始

●公益目的での一時立入実施（1回目）

●定年延長職員退職辞令交付（2人）

4月22日（金）

0:00 福島第一原子力発電所の半径20km圏内を「警戒区域」に設定〔政府〕

9:44 福島第一原子力発電所から半径20km～30km圏内の屋内退避指示を解除し、新たに「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」に設定〔政府〕

●請戸地区行方不明者捜索へ重機投入

5月1日（日）

●戸籍抄本等発行開始

●「みんなでがんばろう日本プロジェクト」支援による情報伝達ツール「フォトビジョン」の配布開始

5月2日（月）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律成立、公布・施行

○平成23年度第一次補正予算成立（4兆153億円）

●津波被災地区流出物引渡し開始（旧針道小学校）

5月3日（火）

●請戸地区行方不明者捜索に自衛隊投入

●津波被災地区遺体捜索活動開始（自衛隊）

●経済産業省副大臣他との復興意見交換会



5月7日（土）

- 仮設住宅の入居開始（桑折町分）

5月9日（月）

- 町長「暗中八策」を示す

5月10日（火）

- 首相他 厚生労働省、文部科学省に要望活動実施

5月13日（金）

- 警戒区域への一時立入り申請受付開始

○復旧・復興本部を設置〔福島県〕

5月23日（月）

- 浪江町役場二本松事務所を二本松市郭内、福島県男女共生センター内に移設

- 遺体捜索等災害救援班は東和支所で業務継続

5月26日（木）

- 警戒区域への一時立入り実施（1回目）

- 仮設住宅の入居開始（福島市分）

5月27日（金）

- 被災者生活再建支援金交付開始（1回目）

5月31日（火）

○原子力損害賠償紛争審査会 「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の判定等に関する第2次指針」提示〔文部科学省〕

- 裏磐梯エリア臨時窓口開設（北塩原村裏磐梯合同庁舎内）

- 教育委員会臨時会で浪江町立小・中学校の位置変更承認

- 浪江小学校：旧下川崎小学校へ

- 浪江中学校：旧針道小学校へ

6月1日（水）

○茨城県と福島県の一部、ハウレンソウの出荷制限解除

- 国民健康保険被保険者証一斉更新

- 国民健康保険への加入受付開始

6月2日（木）

- 警戒区域からの車の持ち出し実施（1回目）

6月4日（土）

- 片山総務大臣、平野副大臣、松下副大臣他と原子力行政意見交換会

6月5日（日）

- 仮設住宅の入居開始（二本松市分）



浪江町役場二本松事務所

<p>6月8日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●議会事務局、安達地方行政組合自治センターに移動 	<p>7月11日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力発電所の再稼動に関する統一見解を発表
<p>6月17日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町独自で空間放射線量調査を開始 ●広報なみえ「お知らせ版」発行開始 ●経済産業省、副大臣へ要望活動実施 	<p>7月13日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●猪苗代、磐梯、裏磐梯に避難している町民と懇談会（猪苗代町体験交流館）
<p>6月19日（日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済産業省、副大臣へ要望活動実施 	<p>7月14日（木）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福島出張所の開設について福島市と協定書締結
<p>6月20日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東北地方の高速道路（20路線）。証明書提示による無料化開始 	<p>7月16日（土）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●首相、原発事故担当大臣との意見交換会 ●国家戦略担当大臣との意見交換会
<p>6月23日（木）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浪江町議会6月定例会開会（6/23～6/30） ●遺体安置所を南相馬市スポーツセンターに移設 	<p>7月19日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島第一原子力発電所の事故収束に向けた工程表と原子力被災者への対応をまとめた工程表の各改訂版を公表 ○福島県産牛肉の出荷制限を同県知事に指示したと発表
<p>6月24日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災復興基本法施行〔内閣官房〕 ○東日本復興対策本部および岩手・宮城・福島県現地対策本部設置 	<p>7月21日（木）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新潟県に避難している町民と懇談会（柏崎市産業文化会館）
<p>6月25日（土）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興構想会議が「復興への提言」を決定、復興へ臨時増税、土地利用手続き一本化等を提言 	<p>7月22日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●思い出の品の縦覧場所を二本松市上竹「上竹倉庫」に移設・開始
<p>6月27日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町民に対する内部被ばく線量調査開始 	<p>7月23日（土）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浪江小学校卒業証書手渡し式（旧安達公民館） ●津島小学校卒業証書手渡し式（二本松市勤労者研修センター）
<p>7月1日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広報なみえ7月号全戸に配布 	<p>7月24日（日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大堀小学校卒業証書手渡し式（福島県男女共生センター） ●苅野小学校卒業証書手渡し式（杉田小学校体育館）
<p>9:57 宮城県沖を震源とする地震発生（M7.3）</p> <p>10:00 津波注意報発表（福島県） （福島県内で9cmの津波を観測）</p> <p>11:45 津波注意報解除</p>	

<p>7月25日（月）</p> <p>○平成23年度第2次補正予算が成立（1兆9,988億円）</p>	<p>8月11日（木）</p> <p>○「福島県復興ビジョン」策定</p> <p>●「浪江町の盆踊り」開催（二本松市）</p>
<p>7月26日（火）</p> <p>○放射性物質で汚染された牛肉について緊急対応策を発表〔農林水産省〕</p>	<p>8月15日（月）</p> <p>○原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針を閣議決定〔内閣府〕</p>
<p>7月29日（金）</p> <p>●浪江町復興ビジョン策定第1回庁内ワーキンググループ開催</p>	<p>8月16日（火）</p> <p>●「浪江町の盆踊り」開催（福島市）</p>
<p>7月30日（土）</p> <p>●請戸小学校卒業証書手渡し式（福島市 A0Z）</p> <p>●幾世橋小学校卒業証書手渡し式（二本松御苑）</p>	<p>8月19日（金）</p> <p>14:36 福島県沖で地震発生（M6.5）</p> <p>14:38 津波注意報発表（福島県）</p> <p>15:15 津波注意報解除</p>
<p>8月1日（月）</p> <p>●津島地区町道9路線を通行止めとし、計画的避難区域への一時立入りのため「計画的避難区域通行証」を対象世帯に交付</p> <p>●福島市役所内に福島出張所開設</p> <p>●シンガーソングライター長渕剛氏の支援による「鹿児島サマーキャンプ in 霧島」（7日）</p>	<p>8月25日（木）</p> <p>○放射性物質に汚染された稲わらを食べた肉牛が流通した問題で、出荷を停止していた岩手・栃木・福島県の出荷停止を一部解除〔政府〕</p> <p>●浪江小学校・中学校合同開校式</p>
<p>8月3日（水）</p> <p>○被災地で延期している地方選の実施期間を12月末まで再延期するための改正特例法が成立〔政府〕</p> <p>○福島第一原子力発電所の事故の損害賠償を国が支援する枠組みを定めた「原子力損害賠償支援機構法」が成立〔政府〕</p>	<p>8月26日（金）</p> <p>●「岳温泉観光仮装盆踊り」開催（～28日）（二本松市）</p>
<p>8月4日（木）</p> <p>○福島第一原子力発電所の事故における緊急防護措置の削除に関する考え方について発表〔原子力安全委員会〕</p>	<p>8月28日（日）</p> <p>●桑折町仮設住宅自治会設立</p>
<p>8月5日（金）</p> <p>○「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を発表<原子力損害賠償紛争審査会〔文部科学省〕></p>	<p>8月29日（月）</p> <p>○福島第一原子力発電所から半径100km 県内の土壌に含まれる放射性セシウムの濃度の調査結果を発表〔文部科学省〕</p>
	<p>8月31日（水）</p> <p>○自衛隊の大規模震災災害派遣終了</p> <p>●町管理の一時避難所を閉鎖</p>
	<p>9月1日（木）</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センターの開設〔文部科学省〕</p> <p>●桑折・本宮出張所の開設について桑折町・本宮市と協定書締結</p>

<p>9月2日（金）</p> <p>○野田内閣発足</p>	<p>9月27日（火）</p> <p>○東京電力が法人および個人事業主分の本賠償受付開始</p>
<p>9月6日（火）</p> <p>●町独自に放射線空間線量調査を開始 仮設住宅、二本松市内の浪江小・中学校で実施</p>	<p>9月28日（木）</p> <p>●大平農村広場応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>9月12日（月）</p> <p>○東京電力が個人分の本賠償受付開始</p> <p>●本宮市白沢総合支所内に本宮出張所開設</p>	<p>9月30日（金）</p> <p>○緊急時避難準備区域の解除〔原子力災害対策本部〕</p> <p>○東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（原発事故調設置法）が成立</p>
<p>9月13日（火）</p> <p>○原子力災害からの福島復興再生協議会幹事会（第1回）開催〔東日本大震災復興対策本部〕</p> <p>●桑折町役場内に桑折出張所開設</p>	<p>10月1日（土）</p> <p>●安達運動場応急仮設住宅自治会設立</p> <p>●杉田農村広場応急仮設住宅自治会設立</p> <p>●北幹線第一応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>9月14日（水）</p> <p>●岳温泉仮設診療所を閉鎖</p>	<p>10月3日（月）</p> <p>●介護サポートセンター開所（杉内多目的運動広場仮設住宅・本宮市みんなの原っぱ）</p> <p>●森合町応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>9月15日（木）</p> <p>●安達運動場内に新仮設診療所設置</p> <p>●笹谷東部仮設住宅自治会設立</p>	<p>10月5日（水）</p> <p>○東京電力が本賠償の支払開始</p> <p>●旧佐原小学校応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>9月16日（金）</p> <p>○東日本大震災及び平成23年台風第12号により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、普通交付税の一部を繰り上げて交付〔総務省〕</p> <p>●借上げ住宅自治会東雲の会設立（東京都）</p>	<p>10月7日（金）</p> <p>●永田農村広場応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>9月20日（火）</p> <p>●二本松市杉田住民センター仮設住宅自治会設立</p> <p>●塩沢農村広場応急仮設住宅自治会設立</p>	<p>10月8日（土）</p> <p>●南矢野目応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>9月21日（水）</p> <p>●浪江町議会9月議会定例会（～10/4）</p>	<p>10月14日（金）</p> <p>●恵向応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>9月25日（日）</p> <p>●警戒区域への一時立ち入り実施（2回目）</p>	<p>10月15日（土）</p> <p>●市町村対抗福島県軟式野球大会（9/17～） 浪江町：準優勝</p> <p>●宮代応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>9月26日（月）</p> <p>○福島第一原子力発電所の事故被害の賠償を支援する「原子力損害賠償支援機構」が本格稼動〔政府〕</p> <p>○福島第一原子力発電所の事故被害の賠償を支援する「原子力損害賠償支援機構」が本格稼動〔政府〕</p>	<p>10月16日（日）</p> <p>●浪江町東日本大震災合同慰霊祭 （二本松市東和文化センター）</p>



<p>10月17日（月）</p> <p>○原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップの進捗状況を公表〔原子力災害対策本部〕</p> <p>●小田部応急仮設住宅自治会設立</p>	<p>11月6日（日）</p> <p>●東京大学アイソトープ総合センター長、児玉龍彦教授講演会（福島県男女共生センター）</p>
<p>10月18日（火）</p> <p>●しのぶ台応急仮設住宅自治会設立</p>	<p>11月7日（月）</p> <p>●石神第一応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>10月19日（水）</p> <p>●第1回浪江町復興検討委員会開催</p> <p>●グループホーム虹の家開所（恵向公園仮設住宅）</p>	<p>11月9日（水）</p> <p>●高木応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>10月21日（金）</p> <p>●建設技術学術跡地応急仮設住宅自治会設立</p>	<p>11月11日（金）</p> <p>●第1回浪江町復興有識者会議</p>
<p>10月24日（月）</p> <p>●復興町民懇談会（南矢野目仮設住宅）</p> <p>●介護サポートセンター開所（安達運動場仮設住宅）</p>	<p>11月12日（土）</p> <p>●B-1 グランプリ in 姫路大会（～11/13） 「浪江焼麺太国」浪江焼きそば、63団体中4位</p>
<p>10月25日（火）</p> <p>●復興町民懇談会（桑折町仮設住宅）</p> <p>●復興町民懇談会（福島県文化センター）</p>	<p>11月15日（火）</p> <p>●栗木平応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>10月28日（金）</p> <p>●復興町民懇談会（東京都江東区文化センター）</p>	<p>11月16日（水）</p> <p>●石神第二応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>10月31日（月）</p> <p>●復興町民懇談会（本宮市白沢公民館）</p>	<p>11月18日（金）</p> <p>●岳下住民センター応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>11月1日（火）</p> <p>●いわき市文化センター内いわき出張所開設</p> <p>●一般への線量計貸し出しスタート</p> <p>●介護サポートセンター開所（桑折町仮設住宅）</p> <p>●和田石上応急仮設住宅自治会設立</p>	<p>11月20日（日）</p> <p>○福島県議会議員選挙</p> <p>●浪江町長選挙、無投票により馬場有氏再選</p> <p>●市町村対抗福島県縦断駅伝大会 浪江町：総合の部27位、町の部10位入賞</p>
<p>11月2日（水）</p> <p>●復興町民懇談会（安達運動場仮設住宅）</p>	<p>11月21日（月）</p> <p>○平成23年度第3次補正予算成立（総額12兆1,025億円、うち復旧・復興費用9町2,438億円）</p>
<p>11月3日（木）</p> <p>●浪江中学校「秋桜祭」開催</p>	<p>11月24日（木）</p> <p>●旧東北農政局福島農政事務所・南相馬統計情報センターに南相馬出張所開設</p> <p>●杉内多目的運動広場応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>11月4日（金）</p> <p>●復興町民懇談会（福島県男女共生センター）</p>	<p>11月28日（月）</p> <p>●郭内公園応急仮設住宅自治会設立</p>
<p>11月5日（土）</p> <p>●復興なみえ町十日市（二本松駅前）（～11/6）</p>	<p>11月30日（水）</p> <p>●思い出の品の縦覧場所「上竹倉庫」を閉鎖</p> <p>●旧平石小学校応急仮設住宅自治会設立</p>

12月1日（木）

●二次避難所閉鎖

12月2日（金）

○東京電力が福島原子力事故調査中間報告書公表

12月3日（土）

●原子力被害の完全賠償を求める双葉地方総決起大会（いわき明星大学児玉記念講堂）

12月7日（水）

○東日本大震災復興特別区域法制定

12月9日（金）

○復興庁設置法成立

12月13日（火）

●浪江町議会 12月議会定例会（～12/21）

12月16日（金）

○「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（工程表）ステップ2完了と発表〔政府〕

12月22日（木）

●中山工業団地応急仮設住宅自治会設立

12月26日（月）

○政府事故調報告書中間報告〔東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会〕

12月28日（水）

○「福島県復興計画（第1次）」策定

2012年1月4日（水）

○「福島環境再生事務所」を開設〔環境省〕

1月8日（日）

●浪江町成人式（二本松市安達文化ホール）
新成人対象者 285名中、220名参加

●消防団出初式



1月12日（木）

●借上げ住宅自治会浪江ネットワークしらかわ設立（白河市）

1月20日（金）

○「除染情報プラザ」を設置〔環境省・県〕

1月26日（木）

●浪江町復興検討委員会児玉教授講演会



2月5日（日）

●借上げ住宅自治会なみえ絆いわき会設立（いわき市）

2月8日（水）

○平成23年度第4次補正予算成立（2兆5,345億円）

2月10日（金）

○復興庁設置

○復興推進会議（委員長：内閣総理大臣）を設置

2月12日（日）

●警戒区域への一時立入り実施（3巡目）

2月15日（水）

●借上げ住宅自治会福島市春日町借上げ住宅浪江会（福島市）

2月20日（月）

●借上げ住宅自治会福島中央浪江自治会（福島市）

2月27日（月）

○福島県原発事故独立検証委員会 民間事故調報告書公表

3月1日（木）

- 福島県立浪江高等学校及び津島校卒業式

3月5日（日）

- 借上げ住宅自治会コスモス会（新潟県柏崎市）

3月8日（木）

- 浪江町議会3月議会定例会（～3/21）
- 消防団による捜索



3月10日（土）

- 双葉地方町村、福島県と国との意見交換会
平野復興大臣・細野環境大臣

3月11日（日）

- 東日本大震災犠牲者追悼式を開催〔福島市〕
- 浪江町東日本大震災追悼式
（二本松市総合葬祭場「ほうりん」）



3月13日（火）

- 浪江中学校卒業式（卒業生14名）

3月16日（金）

- 避難区域の見直しに伴う賠償指針を決定〔原賠審〕

3月23日（金）

- 浪江小学校卒業式（卒業生9名）

3月27日（火）

- 浪江町復興検討委員会から復興ビジョンの提言提出

3月30日（金）

- 福島復興再生特別措置法成立

2. 町長から町民へのメッセージ

東日本大震災の発災以降、町長は、避難を余儀なくされている町民に対して、ホームページ等を通してメッセージを発信してきた。これは、平成23年4月23日から平成24年3月1日まで9回にわたった。

町長からのメッセージ（平成23年4月23日）

【町長から町民の皆様へ】

町民の皆様、お元気ですか。

3月11日の震災から1カ月半が経過いたしました。悪夢を見ておるような状況ですが、皆さまとともに一生懸命がんばってまいりましょう。

私も町民の皆さまの思いを届けるべく、国・県・東京電力にすべての面で支援するよう強く要請しております。さらには、テレビ、新聞等でも、皆さまを救援すべく全国民に訴えかけております。

日常の生活には、まだまだ及ばない状況ではありますが、一日一日と皆さまの生活が改善されますように、全身全霊、命をかけて取り組んでまいります。

何卒、健康管理に十分気をつけていただき、「強い生きる意志」をもって一日も早く一緒に浪江町に帰りましょう。

平成23年4月23日 浪江町長 馬場 有

町長からのメッセージ（平成23年4月28日）

【町長から町民の皆様へ】

町民の皆様、お元気ですか。

不自由な生活を余儀なくされ、町民の皆さまにはご苦労おかけしております。

私は、町のトップとして今、国・東電に賠償・補償の請求、生活支援等を強く訴え、要請活動を繰り返し行っております。また、義援金（国・県・町）の支給を速やかにするために、事務手続きを進めております。

避難生活も長くなりました。健康管理に十分御留意されますようお願いいたします。町が再興するよう全力で取り組んでおりますので、ご安心ください。

平成23年4月28日
浪江町長 馬場 有

町長からのメッセージ（平成23年7月5日）

【明けない夜はないことを信じて】

浪江町長 馬場 有

皆さま、お元気ですか。

あの3月11日の複合震災（大地震・大津波・原発事故）により町民全員が県内、県外に避難を余儀なくされ不自由な生活を強いられていることは痛恨の極みであります。また、津波により多くの町民の方々が亡くなられたことに、謹んで追悼の誠を捧げます。

さて、町は5月23日に二本松市街の「福島県男女共生センター」に仮役場を移転し、一部行政機能を開始しました。町民の皆さまの生活再建を図るため東京電力に対し、早急な事故収束と迅速かつ最大限の補償・賠償を要求し、国に対しては、国策の責任者として最大限の対策を講ずるよう要請しております。

また、町民の皆さまが再び安心して故郷に戻れるように独自の環境放射能モニタリングを実施し、更にはライフラインの損壊状況の基礎調査をし、復旧に向けて万全の準備をしております。

私の町の復興ビジョンのイメージとしては、複合災害経験の風化を防ぐために「災害対策研究都市」を目標に産学官連携による新しい産業づくりで就労の場を確保し、学術研究機関と原子力災害関係の行政研究機関の誘致を実現するべく、新しい浪江町を創建したいと考えております。

これには、国・県の支援が必要であり、「復興庁・復興局」の設置を提案し、国家プロジェクトの位置づけを強く要請したいと思います。

町民の皆さまのご意見・提言を斟酌し、町の再生を図ってまいります。今は暗闇の底にいますが、「明けない夜はない」ことを信じ、皆さまとともに新しい町を創建し、平穏な日々が送れ、生業ができる元通りの町にするよう力を合わせてがんばりましょう。

町長からのメッセージ（平成23年10月1日）

【町の復旧・復興に向けて】

町民の皆さまへ

大震災より半年経過いたしました。今もって皆さまには、難儀な日々の生活を送っていると存じます。何とぞ、心折れることなく、帰町できるまで強い信念をお持ちくださるよう願います。

さて、町では、今後の復旧・復興に向けた取り組みとして、7月末から町職員のワーキンググループを開催し、検討作業を行っております。その後、町民との協働による（有識者を含む。）浪江町復興検討委員会（仮称）を設置し、年内には復旧・復興ビジョン素案を示したいと思っております。そこで、現在町の最優先課題として、放射能の汚染及び除染・除去について、国・県に対し、汚染マップ等の情報を公開することと、効果的除染技術の提供を強く求めております。帰還できるか、できないかはその除染にかかっているからです。また、町独自調査により、線量の高いところと比較的低いところが分散されていることが判明していますので、ライフライン・インフラ・公共施設等の損壊調査を開始し、復旧に備え、「全町計画的避難区域」に指示替えを依頼し、一日も早い復旧工事の準備に入りたいと考えます。

さらに、地域再生、産業再生のため「特別法」の制定を重ねて強く国に要望します。自然災害と原子力災害は、まったく異質なもので、放射能の影響による長期間災害であるため、各分野において「特区」の位置付けが必要です。沿岸地域の再生・中心市街地の再生・緑豊かな農村地域の再生・中山間地域の再生等には、予算措置はもちろん、省庁間の垣根をはずした「国家ビジョン」が不可欠であることから、国・県の強力なサポートをお願いしております。

なお、損害賠償・補償については、町議会とともに「損害賠償紛争審査会の中間指針」が実態に添うよう、国・東電に要望・要求してまいります。また、申請書の手続きを簡潔にするよ

う訴えております。

避難したときは、桜のつぼみが小さい時期でしたが、今はコスモスの花がさく季節となりました。天高く澄みきった青い空の浪江町を思い、戻れることを念じ、皆さまへのメッセージとします。

平成 23 年 10 月 1 日
浪江町長 馬場 有

町長からのメッセージ(平成 23 年 11 月 1 日)

【浪江町合同慰霊祭を終えて】

町民の皆さまへ

お元気ですか。今、故郷浪江町は鮭が遡上し、川いっぱい銀鱗がおどり、山の木々の葉は紅に染まり、秋たけなわの季節を迎えておると存じます。難儀な避難生活も 8 カ月を超えました。何とぞ、強い心をもって周囲の方々に支えていただいていることに感謝し、和の精神をもってお互いに協調・尊重しあう気持ちで新しい生活スタイルをそれぞれ模索しましょう。

さて、10 月 16 日には、町の合同慰霊祭を開催し、ご遺族の皆さまのご参列をいただき、犠牲となられました方々に謹んで哀悼の誠を捧げました。遺族代表として別れの言葉を述べられた長沼利紗子さんの「それでも海は大好き」は、参列者の涙をさそい、深い悲しみと無念さが伝わりました。あらためて御霊に対し町民一丸となって強い絆を守り、新しい浪江町を再生・創建することをお誓い申しあげ、御霊が永遠に安らかにお眠りいただくよう「慰霊の塔」を建立したいと存じます。

また、町を復旧・復興させる目的で「浪江町復興検討委員会」を町民、有識者、国・県・町職員で組織し、私たちのふるさとが震災以前の日々の暮らしと生業ができるよう、前に踏み出したいと思います。皆さま方には、町民アンケート、各種懇談会等を通し、忌憚ないご意見・ご提案・ご要請をお聞かせください。

結びに、朝夕めっきり冷え込む時期になりました。皆さまには十分に体調管理に留意され、ご健勝でありますよう心よりご祈念申し上げ、メッセージとします。

平成 23 年 11 月 1 日
浪江町長 馬場 有

町長からのメッセージ (平成 23 年 12 月 1 日)

【異郷の地での除夜の鐘】

町民の皆さまへ

光陰矢の如しと言います。震災から 9 カ月の歳月が流れ、時は今「師走」になりました。

慣れない風土の違う異郷の地で「除夜の鐘」を聞くとすると、やるせない・悔しい・さびしい・つらい気持ちになり、心が痛みます。

現実を直視し「明けない夜はない」ことを信じ、前に進むことを考えつつ、新しい年を迎えたいと思います。

現在町では、町民代表で構成する復興検討委員会ならびに外部の専門分野で活躍する有識者

会議で「復興構想ビジョンの素案」づくりを10月から着手し、ふるさとに「戻りたい人」「戻りたいが戻れない人」「戻りたくない人」等のさまざまな視点にたつて、それぞれの町民の思いに応じていくよう、町の再生・創達の素案を今月中にまとめたいと考えております。

また、日々の暮らしと生業を崩壊させられた私たちへの将来にわたつての賠償・補償を獲得するため、国、東京電力に強力にアピールし、賠償紛争審査会の「中間指針」の全面見直しを要求します。さらに、加害者である東京電力には、人災の立場でその責任のもと迅速に賠償を行うよう強力に要求します。町といたしましても県弁護士会の「ブレイン・ハート法律事務所」、
「福島原発被害者弁護団」と連携協調し、生活支援・生活再建を図りたいと存じます。

健康管理・健康調査であります。県内外の全町民の内部被ばく検査、さらには甲状腺の検査を引き続き実施します。国が責任をもって医療支援を行うよう明示させ、確実に履行を担保する法制化を求めていきます。

結びに、今年は生涯忘れられない最悪の年となりましたが、くる年は平穏で健やかな希望の灯が見える年にしたいものです。寒さが一段と厳しくなる季節、くれぐれも町民の皆さまにはご壮健にお過ごしくださるようご祈念申し上げます。

平成23年12月1日
浪江町長 馬場 有

町長からのメッセージ（平成24年1月1日）

迎春

昨年の3月11日の大震災より避難を余儀なくされ、不自由な生活を強いられつつ、新年を迎えました。例年ですと清澄な空気の中、一家団らんでお正月を迎えるはずですが、今年はそれもままならず悔しいお正月となりました。しかしながら、それにめげず豊かなふるさと「なみえ」を振り返り希望を持って前に進んでいきましょう。

今年は、町にとって、厳しい険しい道が続く正念場になると考えます。

昨年末の「ステップ2」の終了宣言により、避難区域の新たな見直しがされます。また、除染の「モデル事業」が本格的に行われ、放射線量の低減化がどの程度効果をもたらすのか、その結果が出ます。それによっては、いつ帰町できるのかもはっきり明示されます。損害賠償も「紛争審査会」の答申がでるでしょう。いずれも、町民の皆さまの思いをしっかりと町としてサポートしてまいります。

さらに、昨年10月から「浪江町復興検討委員会」が開かれており、本年3月には「復興ビジョン」がまとまります。町民アンケートならびにパブリックコメントを参照して、具体性をもって提示できるよう努めます。

今、この稿を書くにあたって、ヨーガの達人である中村天風先生の言葉を思い出しております。先生曰く「新しき計画の成達は、只不撓不屈（ただ、ふとうふくつ）の一心にあり。さらばひたむきに想え、気高く、強く一筋に」とあります。この言葉を肝に命じ、この困難に負けることなきよう、身を引き締めて対処したいと存じます。

結びに、皆さまの要求・要請の実現にむかって国を動かし、東電に猛省を促し、全面賠償させるべく活動していきます。心が痛みますが、皆さま方にとりまして、本年一年がひとつでも幸が多い年になられますようご祈念し、メッセージとします。

平成24年1月1日
浪江町長 馬場 有

町長からのメッセージ（平成 24 年 2 月 1 日）

町民の皆さまへ

「町成人式」と「町消防団出初式」に思う

昨年の震災発災より間もなく 1 年になります。長い悔しい避難生活が続いております。

原発事故の「冷温停止」状態が「維持されておりますが、今後燃料棒の取り出し汚染水の処理など、長期間にわたる難問を抱え、困難な作業が続き「事故収束」までの道のりは遠いようです。

さて、年が改まった 1 月 8 日、二本松市内において 220 名の成人を祝う「浪江町成人式」を挙行しました。これからの社会を担う若人たちの元気な姿、震災を忘れさせる笑顔が印象的であり、しかも震災から立ち上り復興に向ける沈黙の意志が「成人者の顔」に出ており、勇気づけられました。心より洋々たる前途を祝福し、お祝いを申し上げたところです。

また、同日、浪江町消防団の出初式が行われ、180 名の団員が一同に会し検閲を行い、式典の中では、参加者全員で殉職消防団員に哀悼の誠を捧げました。これからも「浪江町消防団魂」を持ち続け、日々精進していただきたいと存じます。

次に、去る 12 月 18 日、枝野・細野・平野各大臣より放射線量による「避難区域」の見直し案が提案され、年間 20 ミリシーベルトを「避難指示解除準備区域」、20 ミリから 50 ミリシーベルトを「居住制限区域」、50 ミリシーベルトを超える区域を「帰還困難区域」に分け、居住できる目安等を説明しましたが、唐突な提案で、損害賠償も解決されず、日々の生活がままならない現状認識もされないままの制限解除には意味がないと考えます。さらに、除染モデル事業の実施中であり、その評価さえ出ていない段階で提案することは早計すぎると思います。政府に対しては、詳細な線量マップの提示と日々の暮らしと生業ができる社会環境整備の具体案を提示することを要請しております。

「戻れる人」「戻れない人」のそれぞれの視点を尊重しながら「町民の絆」を大切に、町民の皆さまの支援をしてまいります。寒風の中くれぐれもご身体をご自愛下さることをお祈りします。

平成 24 年 2 月 1 日
浪江町長 馬場 有

町長からのメッセージ（平成 24 年 3 月 1 日）

町民の皆さまへ

「桃の花咲くころ」

2 月のある朝、西の方に目をやると安達太良山頂に雪が覆い、そこに朝日が差し雪晴れの空がまっ青に映し、素晴らしいコントラストを描く光景を見て、「本当の空が見たい」との言葉を思い出しました。

皆さんにおかれましては、あれから 1 年、長くつらく悔しい生活を強いられており、本当に心が痛みます。一日も早くこのつらく苦しい避難生活から全ての町民が解放され、放射能から美しい故郷を戻し、皆さんの暮らしと故郷を「再興」したいと考えます。

今年もまた「桃の花」が咲く季節が巡ってまいりました。皆さまには、気を休めることができない状況と存じますが、何とぞ踏ん張っていただきたいと思いをします。

さて、政府では近々、警戒区域・計画的避難区域の見直しを線量によって区域割りする案が浮上しています。私はこの議論を行うためには、大きく2つの前提の整理が必要だと考えています。

まずは、実際の生活に不安のある多くの町民のため、どの場所に住まおうと震災前の生活ができる賠償・補償の確実な確保、町外でも安心して暮らせる復興公営住宅の確保が必要です。

その上で、政府として避難指示を出した以上、浪江町、さらには双葉郡の復興戦略を政府が示すべきと考えます。安心と感じられる水準での除染の実施、日常の安全・安心できる生活環境に戻すための復興公営住宅や復興住宅の建設、汚損した住宅の修繕、上下水道・インフラの復旧、道路の復旧（国道6号、114号の放射線遮蔽のための部分トンネル化等）、放射能に汚染された農地の復旧、学校・医療機関の整備、雇用の確保のため国家プロジェクトによる新規企業誘致（例：太陽光発電を普及させるための蓄電池産業等）などの課題が山積しています。

これらの課題実現のためには、具体策をワンパッケージで提示すべきであります。今回発足した復興庁を始めとする政府に強く要求し、町民の皆さんの不安が少しでも軽減されるよう尽力してまいります。

今年は例年になく寒気が居座り、非常に寒い日が続いておりますので、くれぐれもご自愛を祈りメッセージとします。

平成24年3月1日
浪江町長 馬場 有

第2部 震災への主な対応

第1章 地震・津波の概要と被災状況

1. 地震の概要

2011年(平成23年)3月11日(金)14時46分に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生した。この地震の震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北500km、東西200kmに及んだ。この地震による浪江町の震度は6強、国内最大震度は震度7(宮城県栗原市)であった。

この地震は、北海道から九州にかけて広い範囲で震度6弱～震度1を観測した。また、震度6弱のいわき市小名浜において、震度4以上の揺れが約190秒続いたと観測されており、浪江町においても長い時間にわたって強い揺れが続いていた。

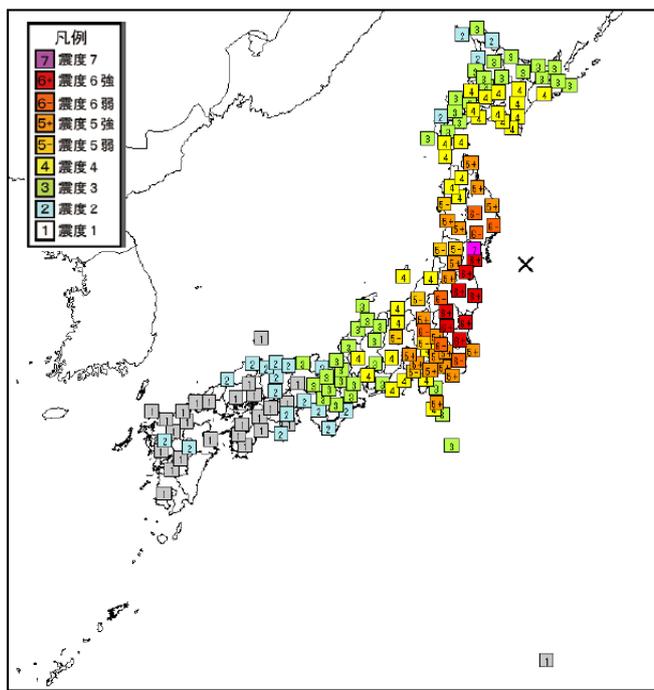
気象庁では、この地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名、この地震による災害を「東日本大震災」と呼ぶことが4月1日の国会で閣議決定された。

また、この地震以降も余震とみられる揺れが相次いで発生した。

図表 地震概要

地震名	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
発生時刻	2011年3月11日14時46分18.1秒
震央地名	三陸沖
震源の緯度・経度・深さ	北緯38°06.2′ 東経142°51.6′ 24km
規模(マグニチュード)	9.0(モーメントマグニチュード)
国内最大震度	震度7(宮城県栗原市)
浪江町震度	震度6強

図表 本震の地域震度分布(×印は震央)



2. 津波の概要

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震が発生した時刻の3分後の、14時49分に岩手県、宮城県、福島県の沿岸に津波警報(大津波)が発表された。福島県では、当初3mと発表された警報は、15時14分に津波警報(大津波・6m)、15時30分に津波警報(大津波・10m以上)となった。この津波警報は、3月13日7時30分に津波注意報と

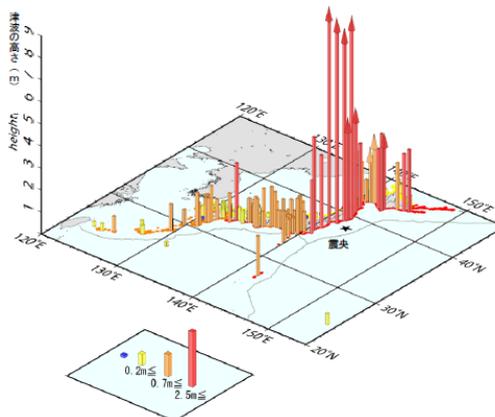
図表 気象庁から福島県に発表された津波警報

3月11日	14時46分	地震発生
	14時49分	津波警報(大津波)(3m)
	15時14分	津波警報(大津波)(6m)
	15時30分	津波警報(大津波)(10m以上)
3月12日	20時20分	津波警報(津波)
3月13日	7時30分	津波注意報
	17時58分	津波注意報解除

なり、同日 17 時 58 分に解除された。

津波は、東北地方の太平洋沿岸を中心として、北海道から沖縄の全国各地、また、海外（アメリカ、メキシコ、チリ等）においても観測されている。福島県では、いわき市小名浜で 15 時 39 分に 333cm、15 時 51 分に相馬で 9.3m の津波が観測されている。但し、これらの観測値は、津波観測施設で観測されたものであり、地盤沈下の影響なども推定されている。気象庁では、現地調査によって津波の痕跡から津波の高さを推定しており、これによると、岩手県沿岸の高いところで 16.7m（岩手県大船渡市白浜漁港）の高さの津波の痕跡が確認された。この調査によると福島県では、相馬市原釜で 8.9m、いわき市小名浜高山（小名浜検潮所付近）で 4.2m、いわき市小名浜漁港で 4.8m の高さが確認されている。

図表 津波観測施設で観測された津波の高さ



3. 浪江町の被害

(1) 被害状況

浪江町では、地震による家屋等の倒壊による被害と津波の襲来により、大きな被害を受けた。この災害による浪江町の死者数は 182 名であり、このうち津波による溺死が 147 名、行方不明であるものの死亡届が出された方が 34 名、圧迫死が 1 名となっている。また、震災による関連死は 92 名であった。

図表 東日本大震災による浪江町の人的被害

東日本大震災による直接死		182 名
(内訳)	溺死	147 名
	行方不明者 (※)	34 名
	圧迫死	1 名
東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による関連死		92 名

※戸籍法第 86 条第 3 項による行方不明者の死亡届

(2) 地震による被害

浪江町では、震度 6 強を記録した本震及びその後の余震によって家屋の倒壊・損壊等の被害が発生した。



【権現堂地区】（平成 23 年 3 月 12 日撮影）
2階屋根が崩れ落ち、道路を覆っている。



【権現堂地区】（平成 23 年 3 月 12 日撮影）
家屋の倒壊により街灯の傾き、道路へ屋根の崩れが生じている。

（3）津波による被害

浪江町においては、請戸地区、中浜地区、棚塩地区、両竹地区が津波の襲来を受け、多くの町民の命を失うとともに、家屋流出等の被害を受けた。津波による浪江町の浸水面積は6 km²（町面積の3%）である。

図表 東日本大震災による市町別津波浸水範囲の土地利用別面積（国土地理院）

	浸水面積[A](km ²)						市区町村面積[B](km ²)			浸水率[A/B](%)		
	建物用地	幹線交通	その他 の用地	田・その他 の農用地・ 森林・荒地・	河川地及 び湖沼・ 海浜・海	全体	建物用地・幹線交通	全体	建物用 地・幹線 交通用地	建物用地	全体	
	[a]	[b]					[c]					[d]
福島県	15	13	10	67	19	112	188	164	2456	8%	8%	5%
浪江町	1	1	0.5未満	4	1	6	11	9	223	8%	10%	3%
新地町	2	1	3	6	1	11	6	4	46	28%	25%	24%
相馬市	3	2	3	16	8	29	16	14	197	16%	16%	15%
南相馬市	4	3	1	31	4	39	30	26	398	13%	13%	10%
双葉町	0.5未満	0.5未満	0.5未満	2	0.5未満	3	3	3	51	7%	8%	6%
大熊町	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0.5未満	2	6	5	79	4%	4%	2%
富岡町	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0.5未満	1	7	6	68	3%	2%	2%
楢葉町	0.5未満	0.5未満	0.5未満	2	0.5未満	3	3	2	103	5%	6%	3%
広野町	0.5未満	0.5未満	1	1	0.5未満	2	2	1	59	9%	11%	3%
いわき市	5	5	3	3	4	15	105	94	1231	4%	5%	1%



【両竹地区】（平成 23 年 4 月 16 日撮影）
津波によって家屋や車等が流され瓦礫となって山積みしている。



【両竹地区】（平成 23 年 4 月 16 日撮影）



【請戸地区】（平成 24 年 5 月 27 日撮影）
津波によって多くの家屋が流出している。

図表 10 万分 1 浸水範囲概況図（国土地理院）



【参考:地震及び津波による浪江町の被害】



**津波襲来翌日の様子
(平成 23 年 3 月 12 日撮影)**



**時が止まった国道 114 号
(平成 23 年 3 月 28 日撮影)**



**地震により倒壊した町案内看板
(平成 23 年 3 月 28 日撮影)**



**地震の影響で崩れた道路
(平成 23 年 3 月 28 日撮影)**



**地震で被害を受けた墓地
(平成 23 年 5 月 13 日撮影)**



**請戸を示す案内板と瓦礫
(平成 23 年 5 月 27 日撮影)**



津波被害地の避難所案内看板
(平成 23 年 5 月 27 日撮影)



津波により被害を受けた車両
(平成 23 年 6 月 4 日撮影)



大震災から半年後の津波被災地
(平成 23 年 10 月 17 日撮影)



津波被害地の仮設慰霊碑
(平成 23 年 10 月 19 日撮影)



津波により打ち上げられた漁船
(平成 23 年 10 月 29 日撮影)



津波により破壊された防波堤
(平成 24 年 2 月 7 日撮影)

第2章 原子力発電所事故の概要

1. 事故の経過

(1) 原子力発電所事故の発生

①福島第一原子力発電所

東日本大震災発生時、運転中の東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という）の原子炉1～3号機は運転中、4～6号機は定期検査のため停止中であった。地震により原子炉1～3号機は自動停止したが、遮断器等の損傷や送電鉄塔の倒壊によって、外部電源を失った。すぐに非常用ディーゼル発電機が起動したものの、津波によって故障し、6号機を除いて全交流電源を失った。中央制御室の電源も、津波による浸水やバッテリー切れにより使えなくなり、原子炉内の水位や圧力の監視、原子炉冷却の操作ができなくなった。

1～3号機では原子炉圧力容器への注水ができない状態が長く続いたため、各号機の炉心の核燃料は水で覆われずに露出し、炉心溶融に至った。また、燃料棒被覆管等のジルコニウムと水蒸気との化学反応により大量の水素が発生するとともに、燃料棒被覆管が損傷し、燃料棒内にあった放射性物質が原子炉圧力容器内に放出された。そして、原子炉圧力容器の減圧の過程でこれらの水素や放射性物質は格納容器内に放出された。

1号機と3号機では、漏えいした水素が原子炉建屋上部に蓄積し、原子炉建屋の爆発となった。4号機では、3号機の格納容器ベントの際に排気筒合流部を通じて原子炉建屋内に水素が流入し蓄積したと推定されており、その結果、爆発する事態が発生した。

図表 福島第一原発の事故発生から5日間の主な出来事

	日時	号機	主な出来事
3/11	14:46～47	1～3	地震を感知し、原子炉自動停止。非常用ディーゼル発電自動起動
	15:27/15:35	1～6	津波第一波到達／津波第二波到達
	15:37～41	1～5	全交流電源の喪失 15:37 (1)、15:41 (2)、15:38 (3)、15:38 (4)、15:40 (5)
	15:42	1～5	原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象（全交流電源喪失）が発生したと判断、官庁等に通報（H23/4/24に1号機、2号機、3号機のみ訂正）
	16:36	1,2	原子炉水位が確認できず、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注水不能）が発生したと判断、16:45官庁等に通報
	19:03	—	内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言。原子力災害対策本部及び同現地対策本部設置
	22:00頃	—	東北電力第一陣、高圧電源車1台の到着を確認
3/12	10:17	1	原子炉格納容器の圧力を下げるために、原子炉内の蒸気を逃がすベントを開始
	15:36	1	原子炉建屋で爆発発生

	19:04	1	原子炉内に海水注入開始
3/13	08:41	3	原子炉格納容器の圧力を下げるために、原子炉内の蒸気を逃がすベントを開始
	11:00	2	
	13:12	3	原子炉内に海水注入開始
3/14	11:01	3	原子炉建屋で爆発発生
3/15	06:12	4	原子炉建屋で爆発発生
	08:25	2	原子炉建屋 5 階付近より白い煙（湯気らしきもの）が上がっていることを確認
	09:38	4	原子炉建屋 3 階北西コーナー付近より火災が発生していることを確認

②福島第二原子力発電所

東京電力福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という）では、津波到達後も外部電源による電源供給が継続していた。このため、プラントの状況把握や、プラント制御に必要な操作についても実施することができた。しかし、非常用海水ポンプや電源盤の被害により、3号機の一部を除いて残留熱除去系ポンプを起動できなかったため、その復旧までの間、原子炉注水により原子炉水位を維持して燃料の露出を防ぐという方針で事故処理にあたり、3月15日までに全号機の冷温停止に至った。

図表 福島第二原発の事故発生から冷温停止までの主な出来事

	日時	号機	主な出来事
3/11	14:48	1~4	地震を感知し、原子炉自動停止を確認
	15:22	1~4	津波第一波到達
	15:34 頃	1~4	非常用ディーゼル発電自動起動、直後に津波の影響により停止
	18:33	1,2,4	原子炉の除熱機能をもつ設備が起動確認できず、原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく特定事象（原子炉除熱機能喪失）が発生したと判断、官庁等に通報
3/12	05:22(1)	1	圧力抑制室温度が 100℃以上になったことから、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（圧力抑制機能喪失）が発生したと判断、5:48（1,2）、6:18（4）官庁等に通報
	05:32(2)	2	
	06:07(4)	4	
	12:15	3	
3/14	01:24	1	残留熱除去系ポンプ手動起動。原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく特定事象（原子炉除熱機能喪失）発生の解除を判断
	07:13	2	
	15:42	4	
	17:00	1	原子炉水温度が 100℃未満になり原子炉冷温停止
	18:00	2	
3/15	07:15	4	原子炉水温度が 100℃未満になり原子炉冷温停止

(2) 放射性物質の放出

福島第一原発におけるベントや原子炉建屋の水素爆発、放射性物質汚染水の海への流水などにより、大気中はもとより、海水にも放射性物質が放出された。平成 23 年 12 月までに、各号機の原子炉の状態が冷温停止状態に到達し、放射性物質の放出を抑制してはいるが、現在においても微量の放射性物質が放出されている。

2. 情報伝達の経緯

(1) 事故連絡

東京電力と浪江町の間には通報連絡協定が結ばれており、東京電力は事故発生時には速やかに浪江町に報告することになっていたが、浪江町への報告は実施されなかった。福島第一原発構内のモニタリングカー（移動式測定車両）による放射線量測定結果も、平成 23 年 3 月 11 日 17 時 30 分から東京電力ホームページ上にランダムな形で掲載・公表されてはいたが、浪江町への報告はなく、全データの公表は平成 23 年 5 月 28 日になってからであった。

(2) 避難指示

福島第一原発の事故を受けて、内閣総理大臣は原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部を設置した。

原子力安全委員会の防災指針では、10~50 ミリシーベルトの放射線を受ける可能性がある場合には「屋内退避」を、50 ミリシーベルト以上の場合には「避難」を検討するとしている。この指標を基に政府は避難指示等を発令したが、国や県から浪江町への連絡はなく、浪江町ではテレビ等の報道を見て避難を実施した。しかし当時は緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) による放射性物質拡散予測の計算結果は公表されなかったため、浪江町では避難先や避難のタイミングを適切に判断することができず、多くの町民が避難先の津島で放射線を浴びてしまうこととなった。

図表 避難の流れ

青字=浪江町の取組み

日時	号機	主な出来事
H23/3/11	21:23	福島第一原発より半径 3km 圏内「避難指示」、3km~10km 圏内「屋内退避指示」
3/12	5:44	福島第一原発より半径 10km 圏内「避難指示」
	7:45	福島第二原発より半径 3km 圏内「避難指示」、3km~10km 圏内「屋内退避指示」
	8:40	移動バス 3 台により、各避難所から 10 km 圏外の避難所へ移動
	17:39	福島第二原発より半径 10km 圏内「避難指示」
	18:25	福島第一原発より半径 20km 圏内「避難指示」 TV 報道から指示の拡大を知り、昼曽根地区から以東に避難している住民へ避難指示、町バス、自衛隊等により避難住民を移動

日時	号機	主な出来事
3/15	11:00	福島原発の半径 20km～30km 圏内「屋内退避指示」
	13:00	自家用車で自主避難開始、バス（町手配）で順次移動
4/21	11:00	福島第一原発より半径 20km 圏内を「警戒区域」に設定（4/22 午前 0 時より）
4/22	9:44	半径 20km 以遠の区域で「計画的避難区域」を設定 半径 20km～30km 圏内「屋内退避指示」解除 半径 20km～30km 圏内一部区域を「緊急時避難準備区域」に設定
6/16		計画的避難区域外の「特定避難勧奨地点」を設定
9/30		「緊急時避難準備区域」設定を解除
H24/3/30		川内村、田村市、南相馬市にて警戒区域・避難指示区域の見直し

第3章 防災体制

1. 浪江町における防災体制

浪江町地域防災計画では、町の地域内において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めた時は、警戒配備・又は第一・第二非常配備の非常配備体制をとるとともに、災害対策会議又は災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置し、災害の応急対応業務の迅速かつ的確な推進を図るものとする（浪江町地域防災計画災害応急対策計画抜粋）。

(1) 災害対策本部の設置基準等

地域防災計画においては、災害対策本部の設置基準は以下のように定められている。

図表 災害対策本部の設置基準

次の各号の一に該当し、町長が必要であると認めるときに、災害対策本部を設置するものとする。
• 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
• 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
• 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

(2) 非常配備に関する一般的基準

地域防災計画に定められていた災害発生時等における職員の非常配備は、災害対策本部設置前後で配備内容が異なっていた。災害対策本部設置前には、気象情報等に応じて情報連絡のための担当課を定め、体制を整えることとしていた。災害対策本部設置後には、災害の状況や規模に応じて第一非常配備、第二非常配備となり、配備する人員を定めていた。全域的な重大な災害発生が予想される場合には、第二非常配備となり、職員全員を配備することとしていた。

図表 災害対策本部設置前の非常配備

	配備内容	配備時期
事前配備	情報連絡のため、必要に応じ住民生活課、建設課、産業振興課、津島支所等の少数の人員をもって当たるもので、次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、波浪、高潮注意報等）が発表され、なお警報の発表が予想されるとき。 2 その他特に住民生活課長が必要と認めたとき。

配備内容		配備時期
警戒配備	情報連絡のため、住民生活課、建設課、産業振興課、農業委員会、津島支所等の少数の人員をもって当たるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行出来る体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、洪水警報、高潮警報等が発令されたとき。 2 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき。

図表 災害対策本部設置後の非常配備

配備内容		配備時期
第一非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、水防活動及び非常活動が開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、洪水警報、高潮警報等が発令され、局地的な被害が発生し、なお拡大の恐れがあるとき。 2 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。
第二非常配備	関係各部班の全員をもって当たるもので、水防活動及び非常活動ができる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 全域にわたって災害が発生すると予想された場合又は被害が特に甚大と予想される場合において本部長が当該配備を指令したとき。 2 事前に予想されない重大な災害が発生したとき。 3 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。

(3) 非常配備に関する基準等

災害対策本部設置前において、「津波注意報」の発表、あるいは「震度4の地震が発生」した際には、警戒配備の体制を整えることとしていた。災害対策本部設置後は、災害発生状況に応じて、「第一非常配備」「第二非常配備」の体制をとることとなっていた。

図表 職員の非常配備（浪江町地域防災計画地震及び津波災害対策計画抜粋）

<ol style="list-style-type: none"> 1 町職員は、勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、相当規模の地震が発生し災害の発生あるいは、災害発生のおそれのある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は、自らの判断により登庁するものとする。 また、初動体制の所管職員は、一般職員に先行して自主的に参集するように努め、各配備体制のもとで招集される職員が参集し、ある程度体制が整うまでの対応を円滑にできるようにする。 2 地震発生直後の応急対策活動として、活動体制の整備、災害情報の収集・伝達・復旧活動については、第3章災害応急対策計画・第4章災害復旧計画に準ずるものとする。

図表 災害対策本部設置前の非常配備

任務内容		配備基準と処理事項
警戒配備	情報連絡のため、住民生活課、建設課、産業振興課、農業委員会、津島支所等の少数の人員をもって当たるもので、状況によりさらに次の配備体制を円滑に移行できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波注意報（「津波なし」を除く）が発表されたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 ・津波情報の広報伝達、被害状況の収集伝達等を行う。

図表 災害対策本部設置後の非常配備

配備内容		配備時期
第一非常配備	関係各部班の所要の人員をもって当たるもので、水防活動及び非常活動が開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報が発表されたとき。 2 震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・警戒配備に準じた体制により被害状況等の収集伝達等を行う。
第二非常配備	関係各部班の全員をもって当たるもので水防活動及び非常活動が開始できる体制とする。	被害が特に甚大と予想される場合において本部長が当該配備を指令したとき。

図表 災害対策本部の設置基準

<p>《震災対策設置基準》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内において震度5弱以上を観測したとき。 2 気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。 3 気象庁が、福島沿岸に「大津波」の津波警報を発表したとき。 4 津波により町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。
--

(4) 津波対策

津波に対する備えとしては、地方気象台が発表する津波情報や地震発生等によって津波発生が予想された場合に、町長が関係機関への連絡を行うとともに、防災行政用無線等を通じて沿岸住民に対して警戒態勢について広報することとしていた。

図表 津波来襲に対する警戒態勢

<ul style="list-style-type: none"> ・ 町長は、福島地方気象台の発表する津波予報によるほか、相当規模（震度4程度以上）の地震が発生した場合又は異常な海象を知った場合、消防機関、水門操作員等に連絡するとともに防災行政用無線又は消防機関の協力を得て沿岸住民に対し、海岸からの退避、潮位の監視等の警戒態勢を取るよう広報するものとする。 ・ 消防機関等は、津波来襲に備えて、水門等の閉扉、潮位の測定をするなど警戒に当たるとともに、逐次潮位を町長に報告するものとする。
--

(5) 災害対策本部（各部班）の分掌事務

災害対策本部が設置された際の各部班の担当業務は次の通りとなっている。

図表 災害対策本部（各部班）における分掌事務

部名	班名	事務分掌
総務部	総務第1班 (行政係) 総務第2班 (文書広報係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 災害写真の撮影の収集及び記録等に関する事。 3 広報車による広報活動その他広報に関する事。 4 部内各班との連絡調整に関する事。 5 国及び県に対する要望などの資料の作成に関する事。 6 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。
	総務第3班 (財政管財係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事。 2 災害応急対策費の予算措置に関する事。 3 協力関係機関との連絡調整及び他市町村との相互応援に関する事。 4 公用令書の発行及びこれに伴う損失保証に関する事。 5 災害応急用国有林材の需要量の把握、磐城森林管理署との連絡及び払い下げ等に関する事。 6 車両の確保及び輸送に関する事。 7 庁舎及び町有財産の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 8 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。
企画調整部	企画調整第1班 (企画係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事。 2 部内各班との連絡調整に関する事。 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。
	企画調整第2班 (情報係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の情報に関する事。 2 部内各班との連絡調整に関する事。 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。
税務部	税務第1班 (管理係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事。 2 被災者の納税にかかる被害調査に関する事。 3 部内各班との連絡調整に関する事。 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。
	税務第2班 (課税係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事。 2 被災者の納税にかかる被害調査に関する事。 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。
	税務第3班 (収納係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事。 2 被災者の納税にかかる被害調査に関する事。 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。
住民生活部	住民生活第1班 (生活安全係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部運営に関する各部との連絡調整に関する事。 2 防災会議との連絡調整に関する事。 3 本部の開設及び解散に関する事。 4 防災行政用無線による気象通報等の伝達に関する事。 5 消防団との連絡に関する事。 6 水防資材の確保に関する事。 7 災害対策本部長の命令の伝達に関する事。 8 災害対策本部の庶務に関する事。 9 災害救助法に関する事。 10 災害救助基金の運用に関する事。 11 災害時における消防団の動員計画の作成及び実施に関する事。 12 災害時における公害の予防及びその応急対策に関する事。

		<p>13 自衛隊及び他機関職員の派遣要請並びにこれらの隊員等の宿舍等の確保に関する事。</p> <p>14 災害時における総合的防疫計画の樹立及び伝染病予防法第16条の2に規定する清潔方法及び消毒方法及びその族昆虫駆除に関する事。</p> <p>15 ボランティアとの連携に関する事。</p> <p>16 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>
	住民生活第2班 (住民係)	<p>1 災害時における主食の調達及び主食配給の特別措置に関する事。</p> <p>2 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事。</p> <p>3 応急救助のための食料品類その他生活必需品の調達及び支給に関する事。</p> <p>4 ホームページにより情報の提供に関する事。</p> <p>5 部内各班との連絡調整に関する事。</p> <p>6 被災者に対する拠出年金保険料の免除及び福祉年金受給者所得制限の緩和に関する事。</p> <p>7 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>
産業振興部	産業振興第1班 (農政農林係)	<p>1 農業気象通報の收受及び通報に関する事。</p> <p>2 農業災害状況の調査及び応急対策に関する事。</p> <p>3 農産物の技術対策に関する事。</p> <p>4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関する事。</p> <p>5 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事。</p> <p>6 農業関係全般の被害の調査及びその応急対策に関する事。</p> <p>7 災害の警戒及び防ぎょに関する事。</p> <p>8 部内各班との連絡調整に関する事。</p> <p>9 農地溜池用排水路、水門、樋門、堤等農業用施設の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>10 林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>11 治山施設の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>12 災害時における木材等の調達及びあっせんに関する事。</p> <p>13 農林関係の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>14 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>
	産業振興第2班 (商工水産係)	<p>1 水産物及び応急救助用漁船の調達に関する事。</p> <p>2 水産関係施設漁船等の被害の調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>3 商工業関係の被害調査及びその応急対策に関する事。</p> <p>4 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>
農業委員会事務局	農地第1班 (農地係)	<p>1 被害農業者に対する天災融資法に基づく経営資金等の貸付の認定に関する事。</p> <p>2 農業災害状況の調査及び応急対策に関する事。</p> <p>3 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事。</p> <p>4 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>
建設部	建設第1班 (管理係)	<p>1 災害時の情報全般(気象通報及び雨量、水位等)の收受、収集に関する事。</p> <p>2 交通不能個所の調査及び通行路線の決定に関する事。</p> <p>3 公共土木施設の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>4 部内各班との連絡調整に関する事。</p> <p>5 その他本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>

	建設第2班 (建設係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 河川及び海岸関係の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 3 砂防施設等の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 4 災害の警戒及び防ぎょに関すること。 5 その他土木関係全般の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 6 町民の避難の救護及び避難誘導に関すること。 7 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
	建設第3班 (都市計画高速係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅等の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 災害応急住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせんに関すること。 3 災害応急対策についての緊急会議に関すること。 4 災害関係住宅等の建設に関すること。 5 町民の避難の救護及び避難誘導に関すること。 6 部内各班との連絡調整に関すること。 7 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
上下水道部	上下水道第1班 (下水道係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 災害の警戒及び防ぎょに関すること。 3 町民の避難の救護及び避難誘導に関すること。 4 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
	上下水道第2班 (経営係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 部内各班との連絡調整に関すること。 3 町民の避難の救護及び避難誘導に関すること。 4 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
	上下水道第3班 (上水道係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 災害地における飲料水の供給に関すること。 3 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
健康福祉部	健康福祉第1班 (健康係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急医療品等の確保に関すること。 2 町民の避難勧告者等に関する避難所での応急対策に関すること。 3 医療施設の被害状況の把握及び医療機関との連絡調整に関すること。 4 被災傷病者の医療措置及び助産に関すること。 5 救護班の編成及び派遣に関すること。 6 災害時における児童及び母子世帯の救護対策に関すること。 7 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
	健康福祉第2班 (福祉係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する救護対策に関すること。 2 災害義援金品の受付及び配分に関すること。 3 浪江町赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 4 日赤救護班との連絡調整に関すること。 5 被災者に対する生活福祉資金の貸付事務に関すること。 6 被災地区における児童援護に関すること。 7 社会福祉施設等の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 8 行方不明者の救助及び死体の捜索に関すること。 9 仮設住宅の入居者の選考に関すること。 10 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。

	健康福祉第3班 (国保係)	1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事 2 部内各班との連絡調整に関する事 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
	健康福祉第4班 (介護保険係)	1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事 2 部内各班との連絡調整に関する事 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
	健康福祉第5班 (高齢者係)	1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事 2 部内各班との連絡調整に関する事 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
出納部	出納第1班 (出納係)	1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事 2 災害応急対策に要する経費の支払及び経理に関する事 3 災害救助基金の出納に関する事 4 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
津島支所部	津島支所第1班	1 津島地区の被害調査及びその応急復旧対策に関する事 2 本部との連絡調整に関する事 3 災害の警戒及び防ぎよに関する事 4 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
津島支所部	津島診療第1班	1 診療所の被害調査及びその応急復旧対策に関する事 2 津島支所との連絡調整に関する事 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
統括保育部	児童館第1班	1 児童館の被害調査及びその応急復旧対策に関する事 2 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
統括保育部	コスモス保育園第1班	1 コスモス保育園の被害調査及びその応急復旧対策に関する事 2 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
	コスモス保育園第2班	1 コスモス保育園の被害調査及びその応急復旧対策に関する事 2 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
津島支所部	津島保育所第1班	1 津島保育所の被害調査及びその応急復旧対策に関する事 2 津島支所との連絡調整に関する事 3 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
議会事務局部	議会事務局第1班	1 町民の避難指示に関する事 2 町議会との連絡調整に関する事 3 町民の避難勧告等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事 4 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事 5 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
教育総務部	教育総務第1班 (総務係)	1 町民の避難の救護及び避難誘導に関する事 2 教育部関係の被害調査及び応急復旧対策に関する事 3 部内各班との連絡調整に関する事 4 児童生徒の避難に関する事 5 その他本部長の命ずる応急対策に関する事
	教育総務第2班 (学校教育係)	1 町民の避難勧告者等に関する避難所の避難収容者の状況把握に関する事 2 災害に対する応急教育及び教職員の動員に関する事 3 被災児童生徒に対する学用品等の支給に関する事

		4 被災児童生徒に対する保健管理及び学校給食に関すること。 5 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
教育総務部	大堀幼稚園第1班	1 大堀幼稚園の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
教育総務部	苅野幼稚園第1班	1 苅野幼稚園の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
生涯学習部	生涯学習第1班 (社会教育係)	1 公民館の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 文化財の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 3 体育施設の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 4 町民の避難救護及び避難誘導に関すること。 5 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
	生涯学習第2班 (社会体育係)	1 公民館の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 文化財の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 3 体育施設の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 4 町民の避難救護及び避難誘導に関すること。 5 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
津島支所部	津島公民館第1班	1 公民館の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 津島支所との連絡調整に関すること。 3 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。
浪江町消防団		1 災害の警戒に関すること。 2 災害の防ぎよに関すること。 3 救助に関すること。 4 災害情報の収集に関すること。 5 災害応急対策に関すること。 6 防火思想の普及に関すること。 7 その他本部長の命ずる応急対策に関すること。

(6) 原子力発電所事故への対応

①災害対策本部の設置

地域防災計画では、原子力発電所事故が発生した際の対応についても定められていた。事故が発生した際の災害対策本部の設置基準は以下の通りである。

図表 災害対策本部の設置

<p>町長は発電所に事故が発生し、次の一に該当する場合には、町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生 of 通報を受けた場合 • 県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生 of 通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合 • 内閣総理大臣が本町に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合 • その他町長が必要と認めたとき
--

②職員の動員配備

原子力災害時における非常配備及び各部班の事務分掌も定められていた。これによって、被害の防止や軽減、指揮系統の明確化を図ることとしていた。

図表 原子力災害時における非常配備

種別	配備内容	配備時期
非常配備 (1号)	原子力災害の発生のおそれがある場合において、応急対策を円滑に実施するための準備を行うため、関係部班の所要人員によりあたるもので、原子力災害発生とともに、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。(町災害対策本部の設置)	(1) 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合 (2) 県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。 (3) その他必要により、町長が当該設備を指令したとき。
非常配備 (2号)	原子力災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて、応急対策に当たる体制とする。	(1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 (2) 原子力災害が広域に及ぶことが予想されたときで、本部長(町長)が当該配備を指令したとき。 (3) その他必要により本部長(町長)が当該配備を指令したとき。

図表 原子力災害時における分掌事務

部名	班名	事務分掌
総務部	総務第1班 (行政係) 総務第2班 (文書広報係)	1 職員の非常招集に関すること。 2 災害写真の撮影の収集及び記録等に関すること。 3 広報車による広報活動その他広報に関すること。 4 部内各班との連絡調整に関すること。 5 国及び県に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。 6 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	総務第3班 (財政管財係)	1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 災害応急対策費の予算措置に関すること。 4 公用令書の発行及びこれに伴う損失補償に関すること。 5 車両の確保及び輸送に関すること。 6 庁舎及び町有財産の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 7 災害応急用国有林材の需要量の把握、磐城森林管理署との連絡及び払い下げ等に関する事。 8 本部長の命ずる応急対策に関する事。
企画調整部	企画調整第1班 (企画係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 県の緊急時環境放射線モニタリング活動への協力に関する事。 2 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	企画調整第2班 (情報係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難者の情報に関する事。 2 部内各班との連絡調整に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
税務部	税務第1班 (管理係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 被災者の納税にかかる被害調査に関する事。 4 被災状況に基づく各種申請等の期限の延長公示に関する事。 5 被災者に対する公的徴収金の減免等に関する事。 6 部内各班との連絡調整に関する事。 7 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	税務第2班 (課税係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 被災者の納税にかかる被害調査に関する事。 4 被災状況に基づく各種申請等の期限の延長公示に関する事。 5 被災者に対する公的徴収金の減免等に関する事。 6 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	税務第3班 (収納係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 被災者の納税にかかる被害調査に関する事。 4 被災状況に基づく各種申請等の期限の延長公示に関する事。 5 本部長の命ずる応急対策に関する事。
住民生活部	住民生活第1班 (生活安全係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部の開設及び解散に関する事。 2 本部運営に関する各部との連絡調整に関する事。 3 防災会議との連絡調整に関する事。 4 原子力災害の情報の収受、収集に関する事。 5 原子力災害の記録等に関する事。 6 原子力災害の各部との連絡調整に関する事。 7 災害対策本部長の命令の伝達に関する事。 8 災害対策本部の庶務に関する事。 9 オフサイトセンターへの職員派遣に関する事。 10 防災行政用無線による気象通報等の伝達に関する事。 11 消防団との連絡に関する事。 12 災害時における消防団の動員計画の作成及び実施に関する事。

		<p>13 自衛隊及び他機関職員の派遣要請並びにこれらの隊員等の宿舎等の確保に関する事。</p> <p>14 協力関係機関との連絡調整他市町村との相互応援に関する事。</p> <p>15 水防資材の確保に関する事。</p> <p>16 災害救助法に関する事。</p> <p>17 災害救助基金に関する事。</p> <p>18 災害弔慰金支給等に関する法律の施行に関する事。</p> <p>19 被災者生活再建支援法の実施に関する事。</p> <p>20 ボランティアとの連携に関する事。</p> <p>21 本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>
	住民生活第2班 (住民係)	<p>1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。</p> <p>2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。</p> <p>3 ホームページにより情報の提供に関する事。</p> <p>4 災害時における主食の調達及び主食配給の特別措置に関する事。</p> <p>5 応急救助のための食料品類その他生活必需品の調達及び支給に関する事。</p> <p>6 部内各班との連絡調整に関する事。</p> <p>7 被災者に対する拠出年金保険料の免除及び福祉年金受給者所得制限の緩和に関する事。</p> <p>8 本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>
産業振興部	産業振興第1班 (農政農林係)	<p>1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。</p> <p>2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。</p> <p>3 農業気象通報の收受及び通報に関する事。</p> <p>4 農産物の技術対策に関する事。</p> <p>5 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関する事。</p> <p>6 農業関係全般の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>7 災害の警戒及び防ぎよに関する事。</p> <p>8 部内各班との連絡調整に関する事。</p> <p>9 農地溜池用排水路、水門、樋門、堤等農業用施設の被害の調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>10 林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>11 治山施設の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>12 農林関係の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。</p> <p>13 災害時における木材等の調達及びあっせんに関する事。</p> <p>14 本部長の命ずる応急対策に関する事。</p>
	産業振興第2班 (商工水産係)	<p>1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。</p> <p>2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 3 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 4 水産物及び応急救助用漁船の調達に関すること。 5 水産関係施設漁船等の被害の調査及びその応急復旧対策に関すること。 6 本部長の命ずる応急対策に関すること。
農業委員会事務局	農委第1班 (農地係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 被害農業者に対する天災融資法に基づく経営資金等の貸付の認定に関すること。 4 農業災害の状況調査及び応急対策に関すること。 5 本部長の命ずる応急対策に関すること。
建設部	建設第1班 (管理係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の情報全般(気象通報及び雨量、水位等)の収受、収集に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 3 公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内各班との連絡調整に関すること。 5 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	建設第2班 (建設係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 道路、橋梁等の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 4 河川及び海岸関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 5 砂防施設等の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 6 災害の警戒及び防ぎよに関すること。 7 その他土木関係全般の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 8 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	建設第3班 (都市計画高速係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 住宅等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 災害応急住宅等の建設に要する資材の調達及びあっせんに関すること。 5 災害応急対策について緊急会議に関すること。 6 災害関係住宅等の建設に関すること。 7 本部長の命ずる応急対策に関すること。
上下水道部	上下水道第1班 (下水道係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 下水道施設等の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 4 災害の警戒及び防ぎょに関する事。 5 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	上下水道第2班 (経営係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 4 部内各班との連絡調整に関する事。 5 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	上下水道第3班 (上水道係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 2 災害地における飲料水の供給に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
健康福祉部	健康福祉第1班 (健康係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難所での応急対策に関する事。 2 災害時における応急医療品等の確保に関する事。 3 医療施設の被害状況の把握及び医療機関との連絡調整に関する事。 4 被災傷病者の医療措置及び助産に関する事。 5 救護班の編成及び派遣に関する事。 6 災害時における児童及び母子世帯の救護対策に関する事。 7 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	健康福祉第2班 (福祉係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する援護対策に関する事。 2 災害義援金品の受付及び配分に関する事。 3 浪江町赤十字奉仕団への協力要請に関する事。 4 日赤救護班との連絡調整に関する事。 5 被災者に対する生活福祉資金の貸付事務に関する事。 6 被災地区における児童援護に関する事。 7 社会福祉施設等の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 8 行方不明者の救助及び死体の捜索に関する事。 9 仮設住宅の入居者の選考に関する事。 10 部内各班との連絡調整に関する事。 11 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	健康福祉第3班 (国保係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	健康福祉第4班 (介護保険係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	健康福祉第5班 (高齢者係)	<ul style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。

出納部	出納第1班 (出納係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 災害応急対策に要する経費の支払い及び経理に関する事。 4 災害救助基金の出納に関する事。 5 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	津島支所第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 津島地区の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 2 本部との連絡調整に関する事。 3 災害の警戒及び防ぎよに関する事。 4 部内各班との連絡調整に関する事。 5 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	津島診療第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療所の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 2 津島支所との連絡調整に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	津島保育所第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 津島保育所の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 2 津島支所との連絡調整に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	津島公民館第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公民館の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 2 津島支所との連絡調整に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
統括保育部	児童館第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童館の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 2 統括保育部との連絡調整に関する事。 3 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	コスモス保育園第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 コスモス保育園の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 4 本部長の命ずる応急対策に関する事。
	コスモス保育園第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関する事。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 3 コスモス保育園の被害調査及びその応急復旧対策に関する事。 4 部内各班との連絡調整に関する事。 5 本部長の命ずる応急対策に関する事。
議会事務局	議会事務局第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難の指示に関する事。 2 町議会との連絡調整に関する事。 3 町民の避難勧告者等に関する避難場所及び収容状況の把握に関する事。 4 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関する事。 5 本部長の命ずる応急対策に関する事。

教育総務部	教育総務第1班 (総務係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 教育部関係の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 4 部内各班との連絡調整に関すること。 5 児童生徒の避難に関すること。 6 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	教育総務第2班 (学校教育係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 災害に対する応急教育及び教職員の動員に関すること。 4 被災児童生徒に対する学用品の支給に関すること。 5 被災児童生徒に対する保健管理及び学校給食に関すること。 6 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	大堀幼稚園第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 大堀幼稚園の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	苅野幼稚園第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 苅野幼稚園の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
生涯学習部	生涯学習第1班 (社会教育係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 公民館の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 4 文化財の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 5 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	生涯学習第2班 (社会体育係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難勧告者等に関する避難場所の設置及び収容並びに状況把握に関すること。 2 避難誘導の各部及び避難所担当部との連絡調整に関すること。 3 公民館の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 4 体育施設の被害調査及びその応急復旧対策に関すること。 5 本部長の命ずる応急対策に関すること。
浪江町消防団		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集に関すること。 2 救助に関すること。 3 災害の警戒に関すること。 4 災害の防ぎよに関すること。 5 災害応急対策に関すること。 6 防災知識の普及啓発に関すること。 7 防火思想の普及に関すること。 8 本部長の命ずる応急対策に関すること。

2. 東日本震災でとられた体制

東日本大震災は、浪江町における最大震度が6強（マグニチュード9.0）の大地震、さらに津波は、県内でも高いところで10mを超える大津波が観測されている。そして、東京電力福島第一原子力発電所事故と、3つの災害が発生した複合災害であった。

浪江町では、地震発生時に速やかに地域防災計画で定められた防災体制をとり、地震対応及び津波対応並びに避難者対応と防災体制を構築した。しかしながら、その時点で通信が遮断され、災害対応業務が行き詰る中で、原子力発電所事故が発生し町ごと避難という事態に直面した。通信が遮断され、情報がほぼ共有されていない中で、国や県、事故の当事者である東京電力などからの支援もなく、浪江町は災害対策本部を中心に、また職員個々の機転において防災体制を維持していった。

平成23年5月9日には、町長から「暗中八策」として喫緊の課題への対応策として8つの柱で取り組んでいくことが示された。

図表 暗中八策（平成23年5月9日）

1. 生活支援の充実
 - 災害への補償・賠償を確保（国等への要請）していくとともに、町としての相談窓口、相談体制を強化していきます。
2. 経済生産活動の支援強化
 - 町の基盤である農林水産業、商工業の従来の仕事を継続できるよう支援します。
 - 国県の緊急雇用制度等を最大に活用して、町独自で就労の場を確保していきます。
3. 新たなコミュニティ創造
 - 県内外に避難して町民の方々の「絆」を再生するため、広報・広聴のネットワーク強化、避難所への情報伝達強化、避難所や仮設住宅の自治組織化を図ります。
4. 教育・子育て支援の充実
 - 町民の教育環境を確保するため、浪江町立の小中学校を二本松市に設けます。また、放射線量についても線量測定など対策を講じていきます。
 - 災害により学力・体力格差が生じないように、町として特段の支援を検討します。
 - 傷ついた心のケアを徹底するため、心理カウンセラーやボランティアなどを派遣していきます。
5. 医療・高齢者福祉の支援
 - 従来受けていた医療情報や適切な介護体制の整備のための情報ネットワークを整備するため、全国の自治体や国への支援を強く要請します。
 - デイサービスを受けられることができる施設を新設します。
6. 環境モニタリングの実施
 - 浪江町全域の大気、土壌、水質の汚染度合いの調査を行い、生活、農漁業を主とする産業の再生を目指すための基礎データとする取り組みを開始します。
7. 社会インフラ復旧のための調査実施
 - 町民帰還の前に最低限のライフラインが復旧できるように、道路、上下水道、公共施設等の損壊状況、必要な対策等を調査・研究していきます。
 - 農業や漁業の基幹設備の復旧のための基礎調査を実施します。
8. 行財政運営
 - 税収確保が困難なため、町に対する特別な国交付税配分を強く要請し歳入を確保していきます。
 - 徹底的にムダでムラな仕事を削減し、重要な行政サービスに特化していきます。

図表 町長直筆の「暗中八策」



浪江町復興 暗中八策 (パート I)

DATE / /

町が現在置かれている状況は、原発事故が収束し、
緊急対応期・避難期であり、明確に復興・復旧のロード
を示すことが困難な情勢であるが、将来の町の再生・創造のため
礎を構築するため、暗中での施策を次の通り計画する。

① 生活支援の充実を図る

- ・ 災害への補償・賠償の確保 … 「原子力補償相談窓口創設」
- ・ 弁護士等の強化

② 経済生産活動の支援強化

- ・ 農林水産業、商工業の従来の仕事に何らかの形で継続して
よう支援を行い、事業継続を図る。国・県・不況市との連携。
- ・ 町独自の就労の場を創造する … 「緊急雇用基金の活用化」
※

③ 新たなコミュニティの創造

- ・ 県内・外に避難した町民の方々の「絆」を再生するため
広報・公聴のネットワークの強化、避難所への情報伝達
強化、避難生活の自治組織の強化。

④ 教育・子育て支援の充実を図る

- ・ ヒートアップ教育が受けられる浪江町立小・中学校を避難先へ
設置する(分枝校と化)



DATE / /

・健康と才一義として「視覚能」の線量に留意^{する教育環境} ~~する~~ いる。

・学力格差を生じないよう 町と市 特設の支援を行おう
体加

・心のケアを徹底する

⑤ 医療・高齢者福祉の支援

・被災地からの管理のみなし 全国の自治体へ 同様の支援強化を
求める

・テレサービスが普及する施設整備を促す

⑥ 環境・エネルギーの実施地 水質等

・河川独自での大気・土壌汚染^を調査し、今後の伝染・
産業の所在のため基本マップとする

⑦ 社会的インフラの復旧のための調査実施

・道路、上下水道、公共施設等の損壊状況の調査

・農業の基幹施設等の調査

・漁業の基幹施設等の調査

⑧ 行財政運営の指針

・歳入の確保強化 (地方行財政等付金、特別地方交付金の^{増額-etc} ~~増額~~)

・不常不急の出費を ^{抑え}、ムラ・ムダを削減。

・最小限の行政サービスに特化させる... 平常時の業務付
ておる。

第4章 避難の経緯

1. 津波からの避難

2011年（平成23年）3月11日（金）14時46分に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生した。浪江町でも震度6強の揺れが発生し、多くの家屋等が倒壊した。この14時49分には津波警報（大津波）が発表され、14時50分には防災行政無線による広報を行った。沿岸部の住民の多くは、浪江町役場庁舎やサンシャイン浪江、津波避難場所である大平山、棚塩霊園等に避難した。

なお、津波は15時33分に浪江町沿岸部に到達した。

図表 津波に係る防災行政無線の記録

日時	放送内容
3月11日 14時50分10秒	只今、大津波警報発令中です。ただちに、沿岸地区の棚塩地区、請戸地区、中浜地区、両竹地区の方は指定された避難所に避難してください。
3月11日 15時34分44秒	只今、津波が来ています。ただちに、山側の高台へ避難してください。また、消防団の出動をお願いします。
3月11日 15時51分21秒	津波が東中学校まで来ております。引き続き津波に注意し、高台へ避難してください。また消防団の皆様は被害状況を役場までご連絡ください。
3月11日 5分おき	大津波が来ることが想定されますので、海岸へは近づかず十分注意してください。

2. 原発事故による放射性物質からの屋内退避・避難

2011年（平成23年）3月11日（金）14時46分に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生し、浪江町でも震度6強の揺れが発生した。その影響でライフラインやインフラなど多大な被害が発生した。その中で国や県、通報連絡協定を結んでいた東京電力からは一切、連絡及び通報がない中で、TVの報道のみを頼りに屋内退避や避難の対応に当たった。

図表 国からの避難指示及び屋内退避指示

日にち	時間	出来事	国・県・東電からの 連絡確認
3月11日	21時23分	・ 福島第一原発より半径3km圏内「避難指示」 ・ 福島第一原発より3km～10km圏内「屋内退避指示」	なし (TV報道で確認)
3月12日	5時44分	・ 福島第一原発より半径10km圏内「避難指示」	なし (TV報道で確認)
	18時25分	・ 福島第一原発より半径20km圏内「避難指示」	なし (TV報道で確認)
3月15日	11時00分	・ 福島第一原発の半径20km～30km圏内「屋内退避指示」	なし (TV報道で確認)

図表 原発事故に係る防災行政無線の記録

日時	放送内容
3月12日 6時35分36秒	総理大臣の指示により、原子力発電所から10km以内の地域に避難指示が出ました。立野・室原・末ノ森方面に避難してください。町内から西の方に離れてください。自主的に避難できる方は114号線をとおり津島小学校、津島中学校等へ避難してください。
3月12日 7時15分43秒	総理大臣の指示により、原子力発電所から10km以内の地域に避難指示が出ました。町内のほぼ全域が対象となります。自主的に避難できる方は114号線をとおり津島小学校、津島中学校、つしま活性化センター、浪江高校津島校へあわてずに避難してください。また、具合が悪い方は、津島診療所で受診できます。また、自主的に避難できない方は、役場でピストン輸送しますので役場にお集まりください。
3月12日 14時16分51秒 (原文残っており、担当者の証言)	こちらは防災なみえ広報です。 津島地区の消防団の皆様へお知らせします。津島支所へ集合願います。
3月12日 14時47分19秒	浪江町役場本部も津島へ移動します。速やかな避難をお願いいたします。

写真 津島地区へ避難する車列
(平成23年3月12日撮影)



写真 自衛隊の様子
(平成23年3月12日撮影)



3. 行政機能の避難

浪江町は、平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響で、本庁機能を3月12日から浪江町役場津島支所、3月15日から二本松市役所東和支所、5月23日から福島県男女共生センターへと移し、災害対策本部・行政サービス等を維持しながら、対応に努めた。

図表 行政機能の避難の経緯

日にち	時間	避難の流れ
3月11日	14時46分	浪江町本庁舎に災害対策本部設置
3月12日	6時07分	災害対策本部会議（10km圏外への避難について）
	13時00分	災害対策本部会議（津島支所へ災害対策本部移転決定）
	16時45分	災害対策本部を津島支所に移転完了
3月15日	4時30分	災害対策本部会議（20km圏外について避難指示及び移転先について）
	7時30分	町長、二本松市長へ受入要請、承諾 ※町長、議長、総務課秘書係長にて二本松市長へ直接要請。二本松市長は受入承諾後、二本松市議長、副議長に説明。
	10時00分	災害対策本部・避難所・行政区長合同会議 《合同会議における指示・決定事項等》 ・20km圏外全域に避難指示の発令（町長） ・災害対策本部及び避難所を二本松市内に設置する旨の説明 ・津島地区区長、消防第3分団により各戸訪問し避難指示書を配布及び避難誘導広報 ・二本松市役所東和支所内に災害対策本部設置 ・東和文化センター外に避難所設置 ・津島支所に職員8名待機。その後支所待機職員を減少させながら、自衛隊とともに20km圏内住民の救助にあたる（3月15日～4月26日 救助者数 195名）
5月23日		浪江町役場を福島県男女共生センターへ移転

第5章 避難所

1. 避難所の開設

(1) 浪江町の避難所

3月11日に発生した地震及び津波によって、家屋の倒壊や流出が発生し、多くの町民が近くの学校や公民館、浪江町役場などに避難した。備蓄物資のある避難所では役場職員等が、食料や物資の配布を行う等した。

避難所の一つであり、津波被害を受けた両竹地区の高台にある諏訪神社へも、多くの町民が避難した。食料もない中、夜になると神社の建物の板を剥ぎ取り、焚き火にして暖をとりながら救出を待った。その後、役場職員が救出に行くが、想定を上回る50人以上の避難者がいたことから自衛隊へ救出要請を行い、翌日救出された。多くの避難所では、情報収集が困難な中、避難者の確認や暖房の設置等避難環境の整備が行われた。

写真 浪江町役場ロビーに避難する人々



図表 東日本大震災発生直後に開設された避難所一覧

No	避難所名	住所
1	浪江町役場	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
2	サンシャイン浪江	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字芋頭5-2
3	ふれあいセンターなみえ	福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6-1
4	コスモス保育園	福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町40-1
5	福島いこいの村なみえ	福島県双葉郡浪江町大字高瀬字丈六10
6	浪江町立浪江小学校	福島県双葉郡浪江町大字権現堂北深町5
7	浪江町立幾世橋小学校	福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字植ノ畑11
8	浪江町立苧野小学校	福島県双葉郡浪江町大字苧宿字鹿畑16
9	浪江町立浪江中学校	福島県双葉郡浪江町大字川添字南大坂28
10	浪江町老人憩いの家やすらぎ荘	福島県双葉郡浪江町大字井手字大高倉50
11	浪江町中央公民館苧野分館	福島県双葉郡浪江町大字苧宿字鹿畑38
12	浪江町中央公民館大堀分館	福島県双葉郡浪江町大字小野田字小野田62
13	北棚塩総合集会所	福島県双葉郡浪江町大字棚塩字北棚64
14	室原公民館	福島県双葉郡浪江町大字室原字村木14
15	沢上公民館	福島県双葉郡浪江町大字立野 地内
16	中島公民館	福島県双葉郡浪江町大字立野 地内
17	介護老人保健施設貴布祢	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字長田東36
18	諏訪神社(両竹)	福島県双葉郡双葉町 地内

写真 諏訪神社（両竹）の様子



(2) 津島地区の避難所

翌3月12日には浪江町災害対策本部にて、福島第一原子力発電所の10km圏外へ避難することが決定され、災害対策本部を津島支所に移転するとともに、10km圏内の避難所から避難者の移送を行った。こうして開設された津島地区の避難所は下表のとおりである。

津島地区の避難所では、引き続き避難者の確認、炊き出し等が行われた。

写真 浪江町役場避難の状況
(3月12日撮影)



写真 津島地区での物資受入状況
(3月13日撮影)



図表 津島地区に開設された避難所一覧

No	避難所名	住所
1	浪江町役場津島支所	福島県双葉郡浪江町大字下津島字町45
2	津島公民館分室	福島県双葉郡浪江町大字下津島字原78
3	津島保育所	福島県双葉郡浪江町大字下津島字原90-4
4	浪江町立津島小学校	福島県双葉郡浪江町大字下津島字宮平109
5	浪江町立津島中学校	福島県双葉郡浪江町大字下津島字萱深1
6	浪江高校津島校	福島県双葉郡浪江町大字下津島字大和久56-16
7	金門製作所	福島県双葉郡浪江町大字南津島字沼和久121-25
8	長安寺	福島県双葉郡浪江町大字南津島字沼和久114
9	赤宇木集会所	福島県双葉郡浪江町大字赤宇木字塩浸40
10	羽附集会所	福島県双葉郡浪江町大字羽附字荒神森2-31
11	上津島集会所	福島県双葉郡浪江町大字
12	商工会	福島県双葉郡浪江町大字
13	南上集会所	福島県双葉郡浪江町大字南津島 地内
14	南下集会所	福島県双葉郡浪江町大字南津島字下令田57-1
15	手七郎集会所	福島県双葉郡浪江町大字赤宇木字手七郎 地内
16	下津島集会所	福島県双葉郡浪江町大字
17	JAふたば津島支店	福島県双葉郡浪江町大字津島字大行前16
18	浪江町津島活性化センター	福島県双葉郡浪江町大字下津島字松木山22-1

(3) 二本松市の避難所

3月12日18時25分には、国による避難指示が福島第一原子力発電所の半径20km圏内に拡大し、浪江町災害対策本部会議においても避難の検討がなされた。3月15日に、二本松市への避難を決定し、二本松市東和支所に災害対策本部を移転するとともに、二本松市内の体育館等を避難所として開設した。また、福島市や川俣町なども職員常駐による避難所を開設した。

図表 二本松市に開設された避難所一覧

No	避難所名	住所
1	東和第一体育館	福島県二本松市針道字蔵下23-1
2	東和生きがいセンター	福島県二本松市針道字蔵下23-1
3	東和文化センター	福島県二本松市針道字上台132
4	旧針道小学校・体育館	福島県二本松市針道堤崎25
5	木幡住民センター、体育館	福島県二本松市木幡字叭内65
6	太田住民センター、旧下太田小学校、旧下太田小体育館、太田幼稚園遊戯室	福島県二本松市太田字塚田47-1
7	戸沢住民センター、体育館	福島県二本松市戸沢字下田100
8	新殿体育館	福島県二本松市西新殿松林46
9	岩代第二体育館	福島県二本松市小浜藤町368
10	あだたら体育館	福島県二本松市岳温泉1-197-1
11	石井体育館	福島県二本松市平石町365-1
12	大平体育館	福島県二本松市太子堂
13	岳下体育館	福島県二本松市三保内
14	岳下婦人の家	福島県二本松市三保内72-1
15	杉田体育館	福島県二本松市西町223-1
16	二本松住民センター体育館	福島県二本松市亀谷1-5-1
17	ウッディハウスとうわ	福島県二本松市木幡字東和代34-1

写真 東和第一体育館の避難の様子
(平成23年3月26日撮影)



写真 避難し誰もいなくなった庁舎内
(平成23年5月27日撮影)



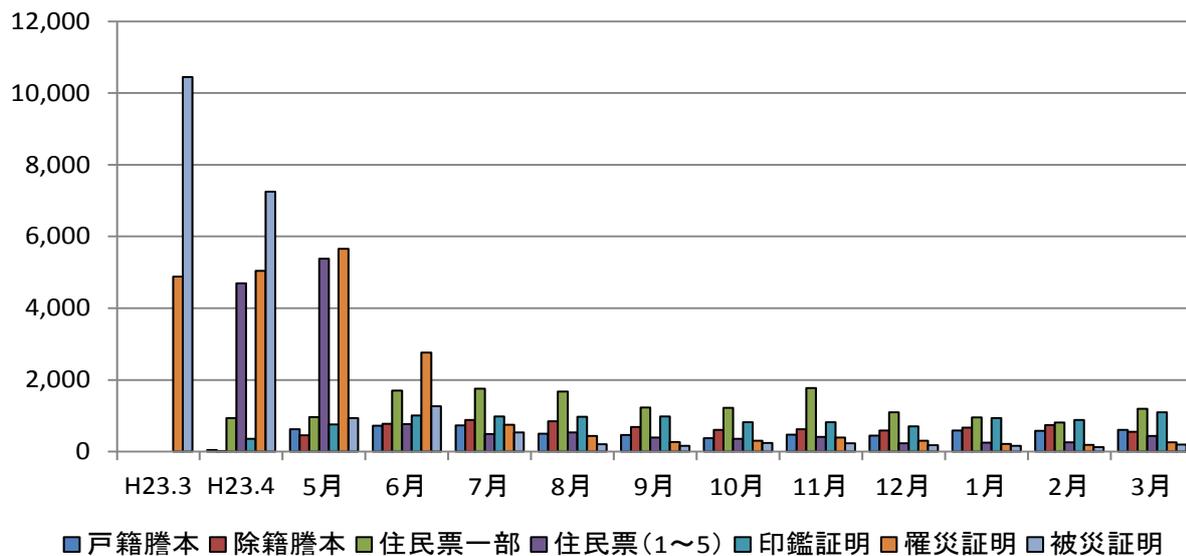
第6章 生活支援

1. 各種証明届出

平成23年3月11日の発災以降、証明書等の発行業務は一旦ストップした。その後、3月22日から被災証明の受付・発行を開始した。被災証明は、平成23年3月の10,449件/月をピークとして平成23年3月～平成24年3月までに合計21,931件を発行している。罹災証明も同期間で合計21,470件発行となった。

税関係の証明及び住民票、印鑑登録等はシステムが整った平成23年4月4日から発行を再開、戸籍関係は、平成23年5月1日から発行を再開した。

図表 主な証明書発行件数の推移



	H23.3	H23.4	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
戸籍謄本		44	625	727	730	500	461	379	474	448	589	578	611	6,166
除籍謄本		13	459	772	882	843	683	607	621	585	672	745	550	7,432
住民票一部		938	964	1,705	1,758	1,672	1,228	1,222	1,772	1,094	950	816	1,198	15,317
住民票(1~5)		4,691	5,377	764	487	536	394	355	409	233	249	264	439	14,198
印鑑証明		356	757	1,007	979	976	979	822	825	703	939	885	1,101	10,329
罹災証明	4,880	5,042	5,656	2,765	749	434	273	307	390	303	218	190	263	21,470
被災証明	10,449	7,246	935	1,263	536	203	160	244	229	180	166	122	198	21,931

2. 災害給付等

全国から集まった義援金は、第一次義援金として平成23年4月28日に支給を開始し、一世帯当たり42万円(国35万円、県5万円、町2万円)を支給した。義援金の支給は右表のとおりである。

図表 義援金の支給

義援金	金額	支給開始日
第一次義援金	一世帯当たり420,000円	平成23年4月28日
	内 国 350,000円	
	内 県 50,000円 町 20,000円	
第二次義援金	一人当たり250,000円	平成23年7月29日
	内 国 213,000円	
	内 県 37,000円	
第二次義援金追加	一人当たり55,000円	平成23年11月29日
	内 国 50,000円	
	内 町 5,000円	
第二次義援金追加(二回目)	一人当たり15,000円	平成24年2月29日
	内 国 13,200円	
	内 町 1,800円	

東日本大震災で死亡した方の遺族には、災害弔慰金が支給された。支給額は、①生計維持者の方が死亡した場合：500万円、②その他の方が死亡した場合：250万円である。また、震災により重度の障害を受けた方には、災害障害見舞金が支給された。浪江町の災害弔慰金、災害障害見舞金の平成23年度実績は次のとおりである。

図表 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給実績(平成23年度)

災害弔慰金	支給金額		件数	合計支給額	支給開始日
	生計維持者	500万円	30件	1億5千万円	
その他	250万円	223件	5億5,750万円		
合計			7億750万円		
災害障害見舞金	支給金額		件数	合計支給額	支給開始日
	生計維持者	250万円	2件	500万円	
その他	125万円	7件	875万円		
合計			1,375万円		

3. 災害関連死の認定

浪江町では平成23年8月13日に災害関連死の認定審査会を設置した。認定審査会は、月2回開催され、災害関連死の認定を行っている。平成24年3月31日までに92名の方が認定されている。

4. 義援金及び支援物資

浪江町では、震災以降、個人や企業などから多大なるご支援をいただいた。

図表 義援金及び支援物資の件数・金額(平成24年3月31日現在)

項目	件数	金額
義援金	863件	342,277,442円
教育費寄付金	30件	3,877,107円
支援物資	389件	—

第7章 住宅支援

1. 応急仮設住宅

当町では、福島県災害対策本部より平成23年4月1日付けで示された「福島県応急仮設住宅実施要綱」を踏まえ、同月18日から応急仮設住宅の入居募集を開始した。

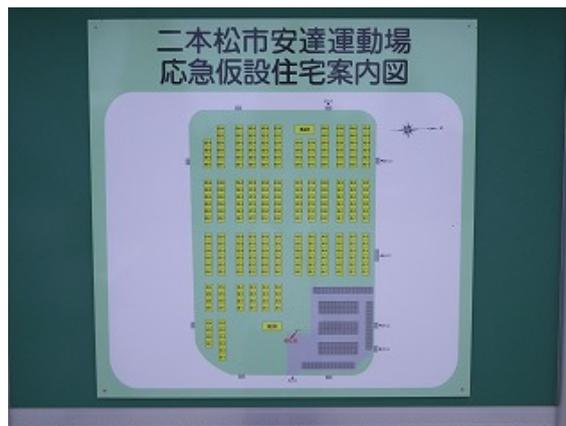
当町で管理する応急仮設住宅は28カ所であり、平成24年3月末時点の入居数は2,211戸、4,828人であった。内訳は、桑折町（1カ所）で216戸、427人、二本松市（11カ所）で906戸、1,975人、福島市（8カ所）で679戸、1,573人、本宮市（7カ所）で317カ所、626人、相馬市（1カ所）で93戸、227人であった。

図表 応急仮設住宅入居戸数推移

団地名	5月末		6月末		7月末		8月末		9月末		12月末		2月末		3月末		着工	入居開始	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数			
桑折町 桑折駅前	66	155	145	339	195	433	203	432	205	430	218	440	221	441	216	427	3/24	5/7	
二本松市	郭内公園		57	170	83	222	95	236	97	238	95	225	95	224	98	228	5/2	6/18	
	塩沢農村広場		19	51	59	142	82	197	83	198	78	180	78	180	78	176	4/30	6/15	
	岳下住民センター		31	88	54	140	58	142	59	143	60	132	61	133	59	130	5/1	6/5	
	旧平石小学校		39	115	39	115	62	142	63	143	65	146	71	149	71	148	5/3	7/2	
	安達運動場				182	474	220	545	229	559	232	550	236	558	236	547	5/4	7/16	
	建設技術学院跡			12	25	28	58	24	50	23	48	29	56	29	56	29	56	5/7	7/2
	杉田住民センター			11	26	29	72	31	74	32	76	28	63	31	65	31	63	4/29	6/22
	杉内多目的運動広場					89	234	126	282	132	293	143	298	149	308	149	301	5/8	7/9
	杉田農村広場							51	122	54	127	56	119	58	122	58	123	5/25	8/19
	大平農村広場					44	110	62	147	62	147	64	146	64	146	62	137	5/24	7/25
永田農村広場							28	57	32	62	35	66	35	66	35	66	5/22	8/17	
福島市	笹谷東部	101	305	113	401	147	408	156	437	158	423	159	417	166	424	168	427	4/12	5/26
	南矢野目			83	180	134	321	172	412	174	390	180	406	186	422	185	422	4/22	6/20
	北幹線第一			79	182	127	292	162	372	168	386	172	393	175	397	173	398	4/28	6/16
	森合町			7	19	8	20	11	26	14	32	16	34	17	34	16	34	5/6	6/24
	しのぶ台							40	96	41	97	47	106	51	108	51	112	5/11	8/22
	宮代第一							30	44	31	48	39	59	44	64	39	58	5/24	8/5
	宮代第二							17	43	16	37	17	41	17	41	19	44	5/24	8/5
旧佐原小学校					17	56	24	73	28	78	28	78	29	78	28	78	5/28	7/15	
本宮市	石神第一							22	54	28	61	28	63	33	64	32	64	6/9	8/18
	石神第二									19	38	24	48	25	48	25	51	6/7	9/7
	栗木平							17	35	15	31	19	42	19	38	21	41	6/9	9/5
	小田部					19	49	24	58	30	66	32	67	34	69	34	70	6/6	7/27
	和田石上							10	22	10	22	13	25	13	25	13	25	6/4	8/18
	高木							37	73	45	87	52	99	56	109	56	108	6/1	8/29
恵向							113	229	118	248	136	273	136	268	136	267	6/6	8/25	
相馬市 大野台第8							91	224	91	224	93	232	93	227	93	227	未確認	7/29	
合計	167	460	596	1,596	1,254	3,146	1,968	4,624	2,057	4,732									

※相馬市大野台第8応急仮設住宅は相馬市による設置の後、8月より浪江町による管理に移行。

写真 完成した応急仮設住宅



2. 借上げ住宅

(1) 通常借上げ住宅

災害救助法では、被災者に対して県が供与する応急仮設住宅として、民間賃貸住宅の借上げ、いわゆる借上げ住宅の活用も対象にしている。

当町では、借上げ住宅についても前述の応急仮設住宅と同様、「福島県応急仮設住宅実施要綱（4月1日付）」を踏まえ、同月18日から入居募集を開始した。入居戸数は、平成24年3月末時点で119戸、451人であった。

(2) 特例借上げ住宅

福島県災害対策本部は4月22日付けで「福島県借上げ住宅の特例措置について」を示し、これを受け県内市町村では5月1日より「特例借上げ制度」を利用できることとなった。

本制度では、市町村が認めた世帯を対象に、県が借上げ住宅を供給する以前（3月11日から4月30日まで）に、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の当該民間賃貸住宅を5月1日以降に県との賃貸契約に切り替え、借上げ住宅として扱うことができる。また、5月1日以降に入居した場合も、条件に一致した賃貸住宅を借上げ住宅として市町村が審査・決定し、県の借上げ住宅とすることができる。

本制度を活用した当町における特例借上げ住宅への入居数は、平成24年3月末時点で3,760戸、8,839人であった。

図表 借上げ住宅入居戸数推移

団地名	5月末		6月末		7月末		8月末		9月末		12月末		H24年 2月末		H24年 3月末	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数										
通常借上げ住宅	-	-	-	-	-	-	231	607	231	576	214	491	206	468	199	451
特例借上げ住宅	1,810	5,368	2,393	6,779	2,776	7,580	3,045	8,015	3,249	8,330	3,581	8,689	3,679	8,768	3,760	8,839
県営住宅 (福島、いわき)	27	153	27	153	27	153	27	134	28	132	28	133	27	118	28	115
合計	1,837	5,521	2,420	6,932	2,803	7,733	3,303	8,756	3,508	9,038	3,823	9,313	3,912	9,354	3,987	9,405

3. 日本赤十字社による家電の提供

日本赤十字社は、東日本大震災による被災者への生活支援の一環として、被災8県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、長野県）の要望に基づき、応急仮設・借上げ住宅、公営住宅等へ入居する被災者に対して、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポットの家電6点セットを寄贈する事業を実施した。

当町では、地震・津波及び原子力災害による避難者や自らの資力で住宅を再建できない者を範囲とし、福島県内の応急仮設住宅及びみなし仮設住宅入居者、公営住宅、雇用促進住宅等の入居者を条件として対応した。平成24年3月31日現在で仮設住宅2,500戸、借上げ住宅4,200戸に対応した。

また、親戚宅の間借りや住宅の購入者、会社の寮などは寄贈の対象外となり、県外避難者については、各避難先の自治体での対応となった。

4. 避難先での自治会の設立

当町では、避難先である応急仮設・借上げ住宅等における地域コミュニティを維持・創出するための施策として、10月17日に「浪江町自治会運営補助金交付要綱」を定め、応急仮設・借上げ住宅等における自治会運営に対する補助を行っている。

平成24年3月31日時点で、当町が管理する応急仮設住宅において全27、借上げ住宅においては全6の自治会が設立されている。

図表 応急仮設住宅の自治会

立地市町村	自治会名（会則記載名称）	設立月日 （会則施行日）	会員範囲
桑折町	桑折駅前応急仮設住宅自治会	8月28日	応急仮設住宅入居者
二本松市	郭内公園応急仮設住宅自治会	11月28日	応急仮設住宅入居者
	塩沢農村広場応急仮設住宅自治会	9月20日	応急仮設住宅入居者
	岳下住民センター応急仮設住宅自治会	11月18日	応急仮設住宅入居者
	旧平石小学校応急仮設住宅自治会	11月30日	応急仮設住宅入居者
	安達運動場応急仮設住宅自治会	10月1日	応急仮設住宅入居者
	建設技術学院跡応急仮設住宅自治会	10月21日	応急仮設住宅入居者
	杉田住民センター応急仮設住宅自治会	9月20日	応急仮設住宅入居者
	杉内多目的運動広場応急仮設住宅自治会	11月24日	応急仮設住宅入居者
	杉田農村広場応急仮設住宅自治会	10月1日	応急仮設住宅入居者
	大平農村広場応急仮設住宅自治会	9月28日	応急仮設住宅入居者
	永田農村広場応急仮設住宅自治会	10月7日	応急仮設住宅入居者
福島市	笹谷東部応急仮設住宅自治会	9月15日	応急仮設住宅入居者
	南矢野目応急仮設住宅自治会	10月8日	応急仮設住宅入居者
	北幹線第一応急仮設住宅自治会	10月1日	応急仮設住宅入居者
	森合町応急仮設住宅自治会	10月3日	応急仮設住宅入居者
	しのぶ台応急仮設住宅自治会	10月18日	応急仮設住宅入居者
	宮代応急仮設住宅自治会	10月15日	応急仮設住宅入居者
	旧佐原小学校応急仮設住宅自治会	10月5日	応急仮設住宅入居者

本宮市	石神第一応急仮設住宅自治会	11月7日	応急仮設住宅入居者
	石神第二応急仮設住宅自治会	11月16日	応急仮設住宅入居者
	栗木平応急仮設住宅自治会	11月15日	応急仮設住宅入居者
	小田部応急仮設住宅自治会	10月17日	応急仮設住宅入居者
	和田石上応急仮設住宅自治会	11月1日	応急仮設住宅入居者
	高木応急仮設住宅自治会	11月9日	応急仮設住宅入居者
	恵向応急仮設住宅自治会	10月14日	応急仮設住宅入居者
川俣町	中山工業団地応急仮設住宅自治会	12月22日	応急仮設住宅入居者

図表 借上げ住宅の自治会

立地市町村	自治会名	発足年月日	対象エリア
福島市	福島市春日町借り上げ住宅浪江会	平成24年2月15日	福島市春日町(福島第3小学校西側地区)
	福島中央浪江自治会	平成24年2月20日	福島市(方木田・八木田・野田・中央町・八島町・泉・森合・笹谷)
白河市	浪江ネットワークしらかわ	平成24年1月12日	白河地方・那須地方
いわき市	なみえ絆いわき会	平成24年2月5日	いわき市・その近郊
東京都	東雲の会	平成23年9月16日	国家公務員宿舎東雲住宅住民(浪江町民以外含む)
新潟県 柏崎市	コスモス会	平成24年3月5日	新潟県柏崎市内

第8章 福祉・医療・保健等

1. 国民健康保険・後期高齢者医療保険業務の対応

保険証の更新は、毎年10月1日であったが、保険証等を津波で流出した方や、着の身、着のままで避難した方が多かったため、その対策として、平成23年6月1日付けで国民健康保険被保険者証の一斉更新という異例の対応をとった。

平成23年5月23日に男女共生センターへの移転を機に、従来の端末環境を復旧させ、6月1日から離職者の国民健康保険への加入対応を再開した。再開当初の1ヵ月で被保険者が1,000人（15%）以上増加し、年度末では対前年比で1,600人（25%）以上が増加する結果となった。

このため、医療費が倍近くに膨れ上がり、加えて税金が入らない状況から資金繰りが厳しい状況となり、国庫補助や納付金等の納付猶予申請を行うなどして苦難を凌いだ。

2. 介護保険・地域包括支援の対応について

避難当時は、介護認定を受けているのかという認定情報がなく、住民から相談を受けても対応に困難をきたした。また、慣れない土地での避難生活が続く上に、外に出ず閉じこもりがちになるため、身体が弱くなり施設入所者数は増加傾向にある。また、予防給付面でもデイサービスの利用が多くなっている。

3. 避難者への巡回健康相談等

避難者への巡回健康相談として、体育館、集会所など各避難所での住民の健康状態の把握を実施した。町職員の人員不足もあり、臨時看護師、県立大野病院の看護師、避難先の市町村保健師、県内各保健福祉事務所、県外派遣保健師等の協力を得ながら実施した。

また、2次避難所から仮設住宅等への入居以降は、巡回訪問及び健康相談、県北保健福祉事務所等の協力で健康教室（軽体操、歯、栄養などの講話）を実施した。借上げ住宅に対しては65歳以上及び4歳未満のリスクの高い方から訪問を開始した。

県内の健康診査は、各地での集団健診、個別健診として福島医師会との契約及び各医療機関での償還払いを実施した。また、県外については、健診実施機関との契約による個別健診を実施した。

写真 仮設診療所の激励に
訪れた三保二本松市長



4. 放射能への対応

(1) 放射線からの健康管理

浪江町では組織の見直しを行い、放射線健康管理担当を配置し、平成23年6月27日から内部被ばく検査（県実施分）への対応を開始した。まず、18歳未満及び妊婦を優先に放射線医学総合研究所（千葉県）、茨城県東海村 JAEA、新潟県放射線検査室などの会場にて検査を行った。甲状腺検査は、震災当時に概ね18歳以下だった方を対象に、福島県立医大にて検査を行った。

図表 内部被ばく検査の実施状況

日付	実施場所	受診者数	備考
6月27日～7月16日	放射線医学総合研究所 (千葉市)	91人	年齢別、男女別、屋外作業者別に抽出
7月11日～9月30日	JAEA (東海村)	2,524人	高校生以下(0～3歳児の父母)、妊婦
11月1日～	平田中央病院	133人	
11月8日、11日	会津大学	70人	JAEA 所有の WBC 搭載車による
11月7日～	新潟県放射線検査室	237人	
11月28日～	総合磐城共立病院	507人	
1月20日～	JAEA (東海村)	171人	
計		3,739人	うち18歳以下3,069人 (受診率84.4%)

図表 内部被ばく検査の検査結果

検査実施日	総数	1 mSv 未満	1～2 mSv	2 mSv
6月27日～2月29日分	3,293人	3,286人	5人	2人

図表 甲状腺検査の実施状況と検査結果

検査実施日	実施場所	受診者数	受診率	検査結果
10月9日～11月13日	県立医大	2,722人	74.9%	B判定(二次検査推奨)21名

(2) 放射線への不安対応について

仮設住宅等への入居に伴い、避難先での居住地や通学先（再開した浪江小と浪江中）の放射線に対する不安が募っていたため、放射線量の測定を開始した。下表は、浪江町が独自に実施した空間放射線量の測定結果である。週1回、地上高1.0mで測定しており、浪江町内の公共施設では、平成23年6月17日から、避難先の仮設住宅等では平成23年9月6日から測定を開始した。

図表 浪江町内公共施設等の空間放射線量測定

単位: $\mu\text{Sv/h}$

測定場所	6/17	6/24	7/1	7/8	7/15	7/22	7/29	8/5	8/12	8/19	8/26	9/2	9/9	9/16	9/30	10/7	10/21	11/4	11/18	12/2	12/16	1/13	2/17	3/2
浪江町役場津島支所 (西寄り)	8.63	8.69	8.63	8.51	8.56	8.82	8.54	8.19	7.91	8.65	8.05	8.41	7.61	7.49	7.94	8.05	7.96	8.15	7.77	6.80	6.79	7.69	6.29	6.45
津島小学校校庭 (中央西北寄り)	9.44	9.52	8.80	9.50	8.75	8.88	8.66	8.59	8.12	8.58	8.55	7.91	8.82	8.27	8.86	9.20	7.98	8.96	8.07	7.60	8.11	7.80	6.98	6.22
津島中学校校庭 (中央東北寄り)	12.90	12.20	11.90	12.20	11.30	12.10	10.60	11.70	10.50	11.40	11.10	11.00	11.10	11.00	10.60	11.20	10.90	11.00	10.20	9.63	10.60	7.46	2.52	2.22
浪江高等学校津島校校庭 (中央北西寄り)	17.20	17.20	16.30	16.60	17.40	17.00	14.60	16.70	15.20	16.00	15.80	15.80	16.00	15.90	16.50	16.80	15.40	16.30	14.00	14.30	15.50	14.10	9.37	9.84
苅野小学校校庭 (中央北西寄り)	9.17	7.78	9.07	8.80	8.99	8.84	8.33	8.40	6.90	8.18	8.65	8.29	8.07	8.16	9.48	8.66	8.34	8.77	8.41	7.81	8.24	8.03	7.60	8.00
中上ノ原A町営住宅 (公園中央南寄り)	7.60	5.91	7.51	7.34	6.91	7.46	5.45	6.80	5.68	7.51	6.77	6.96	7.60	6.74	7.39	7.34	7.25	7.42	7.06	6.62	7.00	6.84	6.75	6.79
大堀小学校校庭 (中央東寄り)	7.55	7.60	7.62	7.25	7.54	5.17	5.32	7.26	5.41	7.34	6.88	6.86	7.50	6.81	7.28	7.32	6.93	7.28	6.50	6.64	6.78	6.96	6.14	6.06
浪江中学校校庭 (中央西北寄り)	10.90	10.30	10.20	10.50	9.21	10.30	7.98	10.50	9.33	8.24	9.96	7.71	10.40	8.98	9.60	10.00	9.75	10.50	9.76	9.37	9.92	10.00	9.55	9.42
ふれあいセンターなみえグ ラウンド (中央北西寄り)	10.20	10.20	9.56	9.61	9.66	9.22	6.79	9.74	7.12	7.93	9.80	7.31	9.23	10.10	10.20	9.54	9.45	9.90	9.10	8.58	9.14	6.27	2.28	1.59
浪江小学校校庭 (中央南東寄り)	1.49	1.52	1.32	1.36	1.48	1.39	1.03	1.50	1.32	1.13	1.17	1.15	1.37	1.24	1.41	1.36	1.34	1.38	1.31	1.21	1.29	1.26	1.48	1.06
浪江高等学校校庭 (中央北西寄り)	4.20	3.91	4.25	4.22	3.64	3.86	3.87	3.95	3.04	3.27	3.17	3.23	4.18	4.02	4.48	4.20	3.87	4.08	3.87	3.57	3.90	3.87	3.82	3.56
浪江日本プレーキ機 (ゲート前)	1.93	1.80	1.68	1.87	1.62	1.80	1.72	1.86	1.47	1.47	1.42	1.32	1.77	1.68	1.89	1.74	1.66	1.87	1.70	1.60	1.70	1.45	1.38	1.30
浪江町役場庁舎 (西寄り)	0.71	0.55	0.75	0.68	0.66	0.77	0.68	0.73	0.60	0.65	0.62	0.52	0.63	0.65	0.70	0.67	0.64	0.68	0.65	0.57	0.54	0.61	0.60	0.52
エスエス製薬機 (ゲート前)	0.82	0.57	0.73	0.71	0.74	0.73	0.70	0.76	0.56	0.65	0.66	0.66	0.65	0.68	0.69	0.66	0.68	0.68	0.68	0.66	0.64	0.55	0.64	0.56
幾世橋小学校校庭 (中央東寄り)	0.45	0.44	0.58	0.53	0.50	0.51	0.51	0.60	0.46	0.59	0.54	0.54	0.55	0.52	0.57	0.52	0.48	0.56	0.54	0.50	0.55	0.67	0.54	0.48
請戸小学校正面玄関 (東寄り)	0.27	0.22	0.31	0.30	0.33	0.30	0.29	0.31	0.22	0.27	0.31	0.29	0.32	0.32	0.30	0.30	0.28	0.31	0.30	0.28	0.30	0.31	0.31	0.28
浪江東中学校校庭 (中央北東寄り)	0.67	0.46	0.58	0.63	0.60	0.60	0.55	0.65	0.45	0.63	0.58	0.50	0.62	0.56	0.59	0.58	0.55	0.62	0.57	0.46	0.54	0.58	0.55	0.50

図表 浪江町仮設住宅の空間放射線量測定

単位: $\mu\text{Sv/h}$

市町村	測定場所	9/6	9/12	9/20	9/26	10/3	10/11	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/21	11/28	12/5	12/12	12/19	12/26	1/10	1/16	1/23	1/30	2/6	2/13	2/20	2/27	3/6	3/12	3/19	3/26	
二本松市	郭内公園仮設住宅 (北出入り口)	0.45	0.47	0.42	0.49	0.48	0.49	0.43	0.45	0.45	0.46	0.45	0.36	0.44	0.41	0.37	0.37	0.37	0.42	0.42	0.31	0.30	0.32	0.35	0.36	0.32	0.29	0.35	0.34	0.40	
	郭内公園仮設住宅 (南側土手際)	1.30	1.20		1.30	1.53	1.24	1.38		1.28	1.26	1.31	1.20	1.04																	
	塩沢農村広場仮設住宅 (仮設13-1前)	0.20	0.27	1.23	0.29	0.25	0.18	0.16	0.16	0.17	0.17	0.20	0.20	0.19	0.19	0.20	0.18	0.17	0.19	0.20	0.16	0.15	0.15	0.15	0.17	0.17	0.14	0.15	0.21	0.18	
	安達運動場仮設住宅 (Aブロック集会所掲示板西側)	0.98	1.05		0.45	0.55	0.59	0.57	0.51	0.49	0.55	0.52	0.52	0.54	0.53	0.54	0.50	0.53	0.44	0.41	0.28	0.31	0.29	0.33	0.31	0.30	0.26	0.28	0.38	0.36	
	安達運動場仮設住宅 (Bブロック集会所掲示板西側)	0.40	0.31	0.36	0.36	0.41	0.33	0.35	0.34	0.34	0.36	0.36	0.36	0.37	0.38	0.36	0.36	0.35	0.26	0.29	0.23	0.22	0.23	0.24	0.24	0.25	0.22	0.26	0.27	0.25	
	浪江小学校 (玄関脇の植木、校庭の4隅と中央)	0.70	0.65	0.53	0.58	0.55	0.53	0.53	0.46	0.60	0.58	0.53	0.54	0.54	0.57	0.50	0.52	0.44	0.53	0.58	0.40	0.47	0.44	0.47	0.49	0.48	0.44	0.51	0.54	0.49	
	浪江中学校 (中庭の中央)	0.52	0.45	0.45	0.50	0.51	0.46	0.47	0.45	0.47	0.49	0.49	0.49	0.45	0.45	0.44	0.45	0.44	0.43	0.40	0.38	0.39	0.41	0.42	0.40	0.38	0.34	0.35	0.36	0.36	
	建設技術学院跡仮設住宅 (談話室掲示板北東側)	0.30	0.28	0.32	0.28	0.25	0.32	0.25	0.24	0.25	0.29	0.29	0.33	0.30	0.29	0.26	0.27	0.30	0.26	0.29	0.24	0.24	0.24	0.25	0.25	0.25	0.25	0.26	0.31	0.30	
	大平農村広場仮設住宅 (集会所仮設B2前東側)	0.45	0.49	0.45	0.44	0.34	0.40	0.36	0.36	0.44	0.42	0.40	0.36	0.43	0.41	0.36	0.37	0.38	0.39	0.38	0.32	0.28	0.26	0.27	0.29	0.27	0.28	0.28	0.29	0.33	
	杉内多目的運動広場仮設住宅 (仮設F1前西側)	0.21	0.22	0.22	0.20	0.24	0.22	0.21	0.19	0.24	0.24	0.24	0.26	0.24	0.22	0.23	0.24	0.24	0.25	0.22	0.18	0.17	0.17	0.18	0.21	0.18	0.17	0.18	0.23	0.19	
	杉内多目的運動広場仮設住宅 (集会所1掲示板)	0.21	0.22	0.29	0.28	0.28	0.27	0.25	0.26	0.23	0.25	0.25	0.27	0.25	0.25	0.21	0.20	0.22	0.22	0.20	0.18	0.18	0.19	0.20	0.21	0.18	0.17	0.18	0.22	0.22	
	旧平石小学校仮設住宅 (集会所掲示板南側)	0.30	0.26	0.28	0.28	0.27	0.28	0.29	0.29	0.30	0.28	0.29	0.28	0.29	0.31	0.28	0.28	0.29	0.31	0.28	0.22	0.23	0.24	0.24	0.25	0.24	0.23	0.25	0.24	0.27	
	杉田農村広場仮設住宅 (仮設B3花壇前)	0.68	0.66	0.66	0.72	0.67	0.66	0.63	0.62	0.66	0.66	0.61	0.61	0.63	0.56	0.62	0.60	0.59	0.58	0.60	0.48	0.47	0.59	0.58	0.58	0.52	0.46	0.52	0.62	0.42	
	杉田農村広場仮設住宅 (南東の土手際)			1.00	1.80	2.30	2.50			1.95	1.63			0.85	1.34			2.00	1.82			1.10	1.37								
	杉田住民センター仮設住宅 (談話室北西側)	0.30	0.29	0.52	0.30	0.32	0.30	0.28	0.30	0.32	0.30	0.32	0.35	0.34	0.33	0.33	0.28	0.29	0.32	0.31	0.28	0.27	0.26	0.29	0.31	0.27	0.27	0.30	0.30	0.31	
	永田農村広場仮設住宅 (集会所掲示板東側)	0.32	0.11	0.15	0.15	0.14	0.12	0.11	0.17	0.14	0.15	0.15	0.16	0.16	0.15	0.13	0.14	0.15	0.15	0.15	0.13	0.13	0.14	0.13	0.12	0.12	0.10	0.12	0.13	0.13	
	岳下住民センター仮設住宅 (集会所脇東側)	0.48	0.47	0.40	0.42	0.42	0.45	0.41	0.43	0.43	0.43	0.45	0.43	0.38	0.36	0.37	0.36	0.36	0.39	0.38	0.38	0.34	0.33	0.33	0.33	0.36	0.33	0.28	0.36	0.35	0.36

図表 浪江町仮設住宅の空間放射線量測定

		単位: μ Sv/h																													
市町村	測定場所	9/7	9/15	9/22	9/29	10/6	10/13	10/20	10/27	11/2	11/9	11/16	11/24	12/2	12/8	12/15	12/22	12/28	1/12	1/19	1/26	2/2	2/9	2/16	2/22	3/1	3/8	3/16	3/23	3/29	
桑折町	桑折駅前仮設住宅 (第1集会所西側)	0.14	0.15	0.18	0.16	0.15	0.16	0.16	0.15	0.17	0.18	0.15	0.12	0.10	0.09	0.11	0.12	0.09	0.10	0.10	0.10	0.12	0.10	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.13	0.13	
	桑折駅前仮設住宅 (第2集会所西側)		0.15	0.14	0.15	0.15	0.15	0.16	0.14	0.14	0.23	0.20	0.13	0.16	0.15	0.12	0.14	0.12	0.13	0.14	0.12	0.12	0.12	0.12	0.13	0.13	0.13	0.13	0.14	0.13	
	桑折駅前仮設住宅 (第3集会所西側)															0.18	0.21	0.14	0.15	0.16	0.15	0.16	0.14	0.16	0.16	0.15	0.14	0.15	0.15	0.15	
福島市	宮代地区仮設住宅 (7号棟北西端)	0.46	0.38	0.33	0.35	0.30	0.34	0.31	0.37	0.37	0.35	0.35	0.33	0.36	0.33	0.24	0.25	0.20	0.20	0.22	0.20	0.17	0.19	0.21	0.21	0.21	0.21	0.22	0.22	0.20	
	宮代地区仮設住宅 (集会所掲示板脇北西側)			0.36	0.38	0.39	0.29	0.31	0.35	0.32	0.34	0.38	0.40	0.38	0.37	0.24	0.23	0.24	0.24	0.24	0.22	0.22	0.22	0.23	0.23	0.21	0.22	0.27	0.25	0.25	
	北幹線第一仮設住宅 (北集会所北東側)	0.16	0.17	0.15	0.14	0.16	0.12	0.10	0.14	0.11	0.12	0.19	0.12	0.15	0.14	0.15	0.14	0.14	0.14	0.13	0.11	0.12	0.13	0.13	0.12	0.10	0.13	0.14	0.14	0.13	
	北幹線第一仮設住宅 (南集会所北西側)		0.16	0.17	0.19	0.15	0.16	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.16	0.15	0.14	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14	0.15	0.12	0.12	0.15	0.15	0.14	0.12	0.15	0.15	0.15	0.15
	笹谷東部仮設住宅 (東集会所掲示板南側)	0.23	0.20	0.20	0.19	0.19	0.18	0.21	0.17	0.18	0.20	0.19	0.21	0.19	0.16	0.18	0.18	0.18	0.17	0.21	0.20	0.16	0.20	0.18	0.16	0.16	0.19	0.20	0.21	0.19	
	笹谷東部仮設住宅 (西集会所掲示板南側)			0.27	0.27	0.22	0.26	0.27	0.24	0.28	0.26	0.30	0.27	0.28	0.25	0.25	0.24	0.20	0.25	0.24	0.22	0.21	0.22	0.22	0.21	0.21	0.23	0.24	0.23	0.23	
	南矢野目仮設住宅 (北集会所掲示板前南側)	0.13	0.15	0.14	0.15	0.16	0.15	0.14	0.15	0.18	0.15	0.19	0.18	0.18	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13	0.14	0.11	0.11	0.12	0.13	0.12	0.12	0.13	0.12	0.12	0.12	
	南矢野目仮設住宅 (南集会所掲示板前北側)		0.13	0.13	0.13	0.12	0.27	0.13	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.15	0.11	0.12	0.11	0.10	0.10	0.11	0.10	0.09	0.11	0.11	0.12	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10
	森合町仮設住宅	1.01	0.39	0.35	0.30	0.34	0.38	0.36	0.34	0.33	0.36	0.40	0.41	0.38	0.33	0.33	0.35	0.30	0.31	0.30	0.29	0.30	0.27	0.29	0.39	0.37	0.37	0.40	0.41	0.41	
	しのぶ台仮設住宅 (掲示板前南西側)	0.09	0.11	0.14	0.12	0.10	0.10	0.13	0.13	0.14	0.11	0.13	0.14	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10	0.12	0.10	0.11	0.09	0.10	0.11	0.10	0.10	0.10	0.11	0.12	0.11
	佐原地区仮設住宅 (談話室南側)	0.08	0.07	0.10	0.09	0.08	0.09	0.15	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.10	0.09	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.05	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.06	0.08	0.08	
		単位: μ Sv/h																													
市町村	測定場所	9/8	9/13	9/21	9/27	10/4	10/12	10/18	10/25	11/1	11/8	11/15	11/22	11/29	12/6	12/13	12/20	12/27	1/11	1/17	1/24	1/31	2/7	2/14	2/21	2/28	3/6	3/13	3/22	3/28	
本宮市	恵向公園仮設住宅 (集会所掲示板前)	0.32	0.32		0.24	0.27	0.26	0.27	0.26	0.28	0.24	0.27	0.26	0.28	0.20	0.22	0.27	0.24	0.29	0.29	0.25	0.22	0.20	0.25	0.21	0.21	0.25	0.24	0.26	0.31	
	恵向公園仮設住宅 (談話室南側)					0.54	0.52	0.52	0.50	0.50	0.54	0.51	0.45	0.48	0.44	0.45	0.46	0.45	0.44	0.42	0.36	0.41	0.42	0.40	0.40	0.38	0.37	0.41	0.43	0.40	
	高木運動公園仮設住宅 (集会所掲示板脇西側)	0.36	0.35		0.34	0.32	0.35	0.34	0.36	0.40	0.35	0.39	0.35	0.34	0.39	0.37	0.36	0.37	0.35	0.36	0.29	0.30	0.31	0.32	0.33	0.33	0.31	0.33	0.35	0.38	
	小田部旧総合支所仮設住宅 (集会所掲示板)	0.30	0.26		0.25	0.26	0.23	0.25	0.25	0.31	0.25	0.26	0.26	0.28	0.25	0.28	0.28	0.30	0.26	0.26	0.22	0.24	0.25	0.26	0.23	0.25	0.22	0.44	0.29	0.28	
	石神第一グリーンパーク仮設住宅 (集会所東側)	0.45	0.43		0.40	0.43	0.45	0.41	0.40	0.43	0.44	0.44	0.45	0.46	0.36	0.30	0.30	0.36	0.37	0.31	0.26	0.31	0.34	0.35	0.34	0.32	0.33	0.37	0.35	0.36	
	石神第一グリーンパーク仮設住宅 (出入口口掲示板東側)	0.42	0.35		0.40	0.39	0.35	0.37	0.42	0.41	0.41	0.41	0.43	0.44	0.34	0.32	0.32	0.32	0.32	0.30	0.31	0.26	0.28	0.26	0.29	0.30	0.29	0.27	0.33	0.39	0.31
	和田石上老人福祉センター仮設住宅 (集会所脇南側)	0.24	0.22		0.21	0.25	0.25	0.23	0.25	0.25	0.25	0.24	0.25	0.26	0.24	0.23	0.26	0.24	0.25	0.22	0.18	0.21	0.22	0.22	0.26	0.21	0.20	0.21	0.23	0.22	
	栗木平カルチャーセンター仮設住宅 (談話室入口西側)	0.62	0.64		0.75	0.53	0.62	0.45	0.62	0.55	0.43	0.54	0.47	0.54	0.24	0.27	0.26	0.23	0.25	0.25	0.18	0.20	0.20	0.22	0.25	0.22	0.22	0.24	0.24	0.22	

(3) 個人積算線量計（ガラスバッジ）による外部被ばく量の測定

放射線による外部被ばく量を測定するため、個人積算線量計（ガラスバッジ）による測定を実施した。積算線量計を配布して、3ヵ月後に回収し、そのデータを集計する形で行われた。

図表 外部被ばく検査の検査結果

検査実施日	第1回目 平成23年9月10日～平成23年12月9日
	第2回目 平成23年12月9日～平成24年3月9日
測定対象及び回収状況	18歳以下及び妊婦 1,138人中 768人回収（67.5%）

日常生活の過ごし方や積算線量計の使用方法の違い等により測定値に多少の幅はあるが、推定される年間被ばく量の概算平均値は、概ね1 mSvであった。推定年間被ばく量が1 mSvを超えた対象者へは、住環境の調査を行い、原因が仮設住宅周辺に生い茂る樹木に付着する場合には、除染作業を行うなどした。

測定結果は、弘前大学被ばく医療総合研究所からも助言を得て対応した。

図表 県民健康管理調査「基本調査」による外部被ばく実効線量の推計

対象期間	回収数 (平24年1月 末現在)	回収率 (平成24年1 月末現在)	推計結果			
			0～5 mSv	5～10mSv	15mSv 超	最高値
3/11～7/11	7,250人	33.8%	7,164人	60人	26人	23mSv

第9章 教育・文化

1. 学校等の被害状況

浪江町には教育関連施設として、小学校6校、中学校3校、幼稚園2カ所、保育園2カ所、児童館1カ所、公民館（分館等含む）7館があり、多くの施設が地震・津波による被害を受けた。

このうち、津波による被害があったのは請戸小学校、浪江児童館、浪江町中央公民館請戸分室の3施設であり、それ以外の施設についても地震によるひび割れや天井の落下など大きな被害を受けた。

図表 教育関連施設の被害状況

番号	施設名	場所	被害概要	備考
1	浪江小学校	大字権現堂	舗装沈下 コンクリート土間破損 エキスパンションジョイント破損 天井仕上材破損 壁ひび割れ	体育館も被害有り
2	幾世橋小学校	大字北幾世橋	天井仕上材破損 壁ひび割れ	体育館も被害有り
3	請戸小学校	大字請戸	津波による壁・天井仕上材破壊	体育館も被害有り
4	大堀小学校	大字小野田	天井仕上材破損 壁ひび割れ	体育館も被害有り
5	荻野小学校	大字荻宿	外壁ひび割れ	体育館も被害有り
6	津島小学校	大字下津島	天井仕上材破損 外壁ひび割れ	体育館も被害有り
7	浪江中学校	大字川添	エキスパンションジョイント破損 天井仕上材破損 壁ひび割れ	体育館も被害有り
8	浪江東中学校	大字幾世橋	天井仕上材破損 壁ひび割れ 石積み塀倒壊 建具破損 屋根金物破損 床破損	体育館も被害有り
9	津島中学校	大字下津島	エキスパンションジョイント破損 天井仕上材破損 柱ひび割れ 給水配管補修	
10	大堀幼稚園	大字小野田	天井仕上材破損 壁ひび割れ ブロック壁破損 内壁破損 ガラス破損	
11	荻野幼稚園	大字荻宿	天井仕上げ材破損、建具破損	
12	コスモス保育園	大字権現堂	現在調査中	
13	津島保育所	大字下津島	現在調査中	
14	浪江児童館	大字請戸	津波により流出	
15	浪江町中央公民館	大字権現堂	舗装沈下、敷地と建屋のズレ 内壁ひび割れ	
16	幾世橋分館	大字北幾世橋	天井仕上げ材破損、外壁ひび割れ	
17	請戸分館	大字請戸	津波により流出	
18	大堀分館	大字小野田	天井仕上材破損	

			建具破損 外壁破損落下 床破損	
19	荻野分館	大字荻宿	天井仕上げ材破損、外壁ひび割れ	
20	津島活性化センター	大字下津島	天井蛍光灯落下、建屋のズレ	
21	津島公民館分室	大字下津島	天井仕上げ材破損	

2. 児童・生徒の安否確認

被災後、全国各地に離散した児童・生徒の安否確認と避難先の状況把握、就学機会の確保が大きな課題であった。教育委員会と教職員の活動拠点（旧木幡第二小学校に設置）とが連携し、懸命な作業を行った結果、6月下旬に全員の安否と避難先についての確認ができた。不幸にも2名が津波に遭われて亡くなった。

3. 区域外就学の状況

文部科学省は、平成23年4月14日付で「平成23年度東北太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保について（通知）」により、通常よりも簡素化・弾力化された転入学手続きに基づいて学校が早く決まるよう助言や相談を行った。その結果、福島県内及び県外の小・中学校における4月の入学式・始業式に間に合い、学校生活をスタートさせることができた。

図表 区域外就学の状況（平成23年9月1日時点）

区分	学校名	在籍者数	避難先											H23.3.11 在籍者数
			福島県内									福島県外		
			二本松市	福島市	本宮市	桑折町	郡山市	いわき市	その他	計	比率(%)	比率(%)		
小学校	浪江小学校	530	59	75	9	2	21	35	79	280	52.83	250	47.17	529
	うち浪江小学校	16												
	幾世橋小学校	110	7	32	1	1	1	3	16	61	55.45	49	44.55	113
	うち浪江小学校	0												
	請戸小学校	83	4	13	0	0	1	6	11	35	42.17	48	57.83	83
	うち浪江小学校	0												
	大堀小学校	148	21	20	4	0	9	8	12	74	50	74	50	145
	うち浪江小学校	5												
	荻野小学校	177	28	25	5	1	5	12	26	102	57.63	75	42.37	178
	うち浪江小学校	8												
	津島小学校	49	12	18	2	0	3	0	7	42	85.71	7	14.29	49
	うち浪江小学校	0												
計	1,097	131	183	21	4	40	64	151	594	54.15	503	45.85	1,097	
うち浪江小学校	29													
中学校	浪江中学校	391	107	56	4	0	10	20	43	240	61.38	151	38.62	385
	うち浪江中学校	35												
	浪江東中学校	183	9	46	0	0	8	15	23	101	55.19	82	44.81	191
	うち浪江中学校	2												
	津島中学校	32	10	10	1	0	2	0	1	24	75	8	25	32
	うち浪江中学校	0												
	計	606	126	112	5	0	20	35	67	365	60.23	241	39.77	608
うち浪江中学校	37													
合計	1,703	257	295	26	4	60	99	218	959	56.31	744	43.69	1,705	

4. 二本松市における学校開設

平成 23 年 5 月から、二次避難所から仮設・借上げ住宅への再移動に際し、多くの児童生徒の転校などの事態が生じた。この時点で各学校における転入生の受け入れは一杯の状態、転校先を確保することは困難な状況であった。このような中、義務教育就学機会の確保を図るため、二本松市教育委員会の全面的な協力を得て、第 2 学期から浪江小学校・浪江中学校の開設を実現することができた。

図表 二本松市における浪江小学校・浪江中学校の所在地

浪江小学校	(旧下川崎小学校)	二本松市下川崎字三島台 1
浪江中学校	(旧針道小学校)	二本松市針道字堤崎 25

5. 児童・生徒の心のケア

不慣れな避難生活の長期化と学習環境の大きな変化の中で、不安やストレスを抱えている児童や生徒、その家族に対し、5 月 1 日から 3 名のスクールカウンセラーを委嘱し、養護教諭や管理職がチームを組み、問題解決に取り組んだ。

福島県でも 4 月 4 日からスクールカウンセラー 1 名を浪江中学校に、8 月 26 日からスクールソーシャルワーカー 1 名を浪江小・中学校に配置し、さまざまな相談等に対応した。

6. 学習支援の取り組み

4 月から福島大学の「東日本大震災教育支援プロジェクト」によるボランティア活動が始まり、5 月には土湯温泉などの二次避難所での学習支援活動が展開された。

11 月からは、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター子ども支援本部が中心となり、福島大学の学生ボランティアや NPO 法人「ビーンズふくしま」、NPO 法人「MPI」が加わり、浪江町教育委員会が連携して、二本松市、福島市、本宮市など 6 カ所の仮設住宅の集会所で「遊びと学び教室」を開催した。また、受験を控えた中学生の保護者からの要望もあり、東京から参加している NPO 法人「MPI」の協力で日曜日も 3 カ所の仮設住宅において学習支援も行った。

図表 主な支援団体

団体名			
福島大学	NPO 法人「ビーンズふくしま」	NPO 法人「MPI」	NPO 法人「JIN」

7. 子育て支援の取り組み

避難生活による母子のストレスの軽減を目的として二次避難先である二本松市と福島市で子育てサロンを開設した。

サロンでは、町保育士が常駐し預かり保育を行ったほか、保護者からの避難生活による子どもとの向き合い方などの子育て相談などに応じた。

図表 子育てサロンの開設状況

場所	期間	利用者数（のべ人数）
二本松市（岳温泉）	平成23年4月21日～平成23年8月6日	380人
福島市（土湯温泉）	平成23年5月23日～平成23年8月5日	940人

8. スポーツ大会

浪江町の代表チームは、長期避難を余儀なくされ、思い通りの練習もままならない中、浪江町民に大きな勇気と活力、感動、そして絆の大切さを与えてくれた。

図表 平成23年度に開催された主なスポーツ大会

大会名	日時	開催場所	結果
第5回福島県市町村対抗 軟式野球大会	10月15日	福島市内	準優勝 決勝：1対2福島市
第23回市町村対抗 福島県縦断駅伝競走大会	11月20日	白河市総合運動公園陸上競 技場～県庁	総合：27位 町の部10位（3年連続入賞）

第 10 章 産業

1. 農業等について

(1) 警戒区域内の家畜安楽死について

平成 23 年 5 月 12 日に原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から福島県に対して、警戒区域内の家畜について、安楽死処分を行うよう指示が出された。これに対し、浪江町では、同意書を配布・収集の上、県へ提出した。さらに、町として県家畜保健所から牛捕獲のための柵設置場所確保の依頼を行った。町による所有者の意向を確認後、県にて柵を設置し、その後、捕獲された牛のうち、同意を得ているものから安楽死措置を開始した。

平成 24 年 3 月 31 日現在の安楽死数は、牛が 90 頭、豚が 171 頭である。

図表 警戒区域内の家畜安楽死の経過

日付	事項
平成 23 年 5 月 12 日	原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から福島県に対して警戒区域内における家畜の安楽死処分について指示
平成 23 年 6 月 15 日	二本松市福島県男女共生センターにて「警戒区域内家畜の取り扱いに関する説明会」の開催
平成 23 年 6 月 22 日	耶麻郡猪苗代町にて同説明会の開催
平成 23 年 6 月 29 日	豚捕獲柵の設置開始
平成 23 年 7 月 4 日	豚の安楽死措置開始
平成 23 年 11 月 24 日	牛捕獲柵の設置開始
平成 23 年 12 月 3 日	牛の安楽死措置開始

写真 さまよう牛（平成 23 年 3 月 28 日撮影）



写真 逃げ出した豚（平成 23 年 5 月 27 日撮影）



写真 観光名所だったサケ築場
(平成 23 年 5 月 27 日撮影)



(2) 土壌汚染状況調査について

福島県農林水産部から警戒区域内の農地土壌を調査したいとの依頼があり、浪江町内で計 55 カ所の農地土壌を採取、検査を実施した。

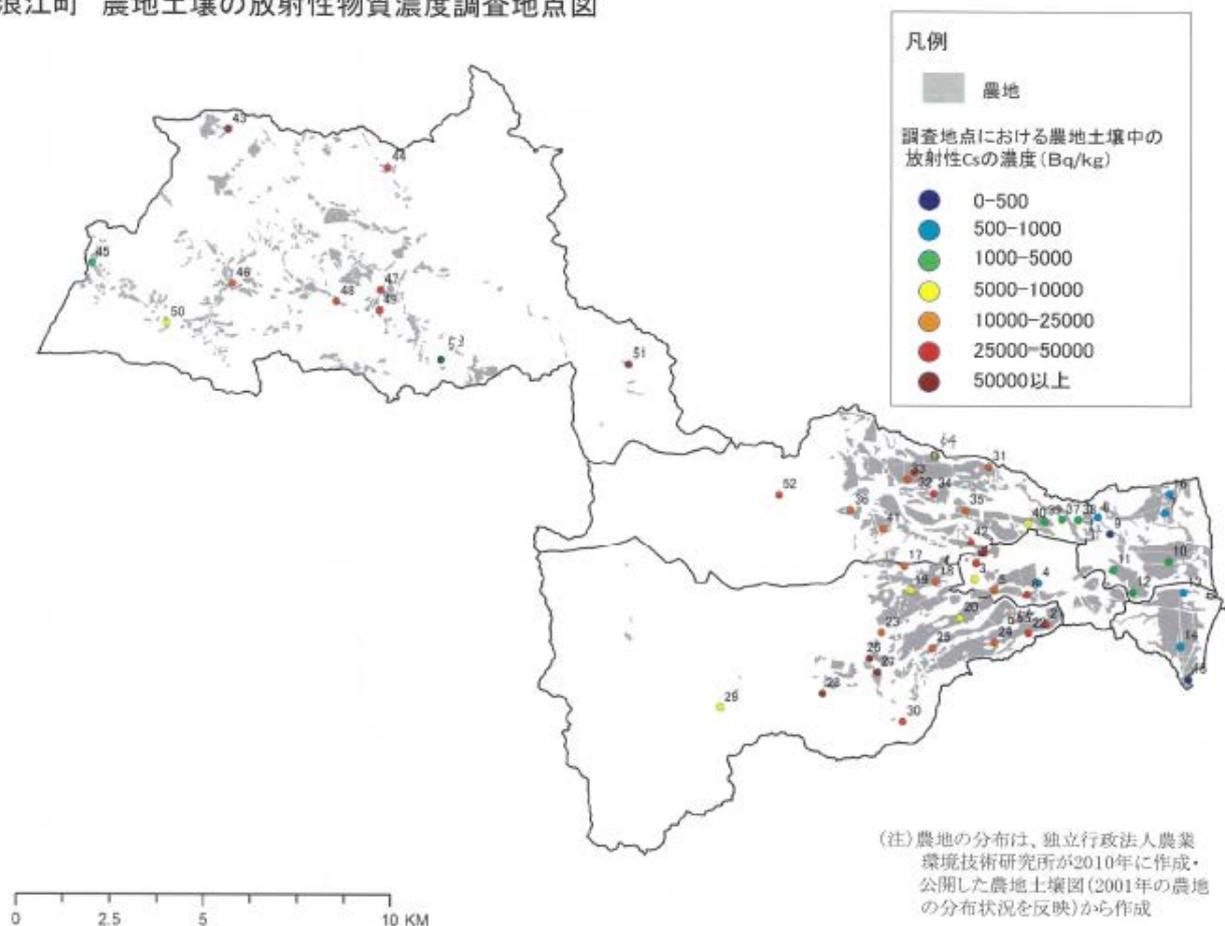
図表 土壌汚染状況調査の取り組み経過

日付	事項
平成 23 年 7 月 13 日	第 8 回土壌調査依頼の通知
平成 23 年 8 月 4 日	浪江町の農地 2 カ所の土壌を採取
平成 23 年 9 月 14 日	第 9 回土壌調査依頼の通知
平成 23 年 11 月 8 日～9 日 平成 23 年 12 月 26 日～27 日 平成 24 年 1 月 11 日	浪江町の農地 53 カ所の土壌を採取

(農林水産省資料より浪江町作成)

図表 浪江町における農地土壌の放射性物質濃度

浪江町 農地土壌の放射性物質濃度調査地点図



(3) 有害鳥獣捕獲活動について

農地の畦畔がイノシシ等の有害鳥獣に荒らされているとの問い合わせが多くあり、またその被害地も住宅地付近にて発生していた。そのため、被害防止及び人と有害鳥獣との棲み分けを行う観点で、前年度捕獲隊長と意見交換を行い、駆除活動の再開を決定した。猟友会浪江支部長、福島県、双葉警察署など関係機関と調整のうえ、平成 25 年 1 月より警戒区域内での駆除活動を開始した。

平成 24 年 3 月 31 日現在における捕獲実績は、イノシシが 30 頭、ニホンザルが 20 頭である。

図表 有害鳥獣捕獲活動の経過

日付	事項
平成 23 年 11 月頃	前年度捕獲隊長との打ち合わせ
平成 23 年 11 月下旬	双葉警察署との打ち合わせ
平成 23 年 12 月 12 日	有害狩猟鳥獣捕獲隊への委嘱
平成 23 年 12 月 27 日	猟友会浪江支部長との業務契約締結
平成 24 年 1 月 15 日	有害狩猟鳥獣捕獲隊活動開始

2. 商工業について

(1) 中小企業向け復旧・復興支援事業について

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、町内の商工業者は全国に避難したため、ほとんどの事業者は事業を停止している状況にある。

特に浪江町の場合、全体の商工業者の中でも小売業、サービス業の占める割合が多いため、商圈が失われた影響が大きく他の被災自治体と比して、事業再開率が最も低い。

また、中小商工業者に対する東京電力の賠償が進まないのも、事業再開への足かせとなっている。

こうした中、国、県及び関係機関は、事業再開を支援する新たな融資や補助金等を整備し、事業再開の支援を図った。

しかし、県内での事業再開者に限るという制約、転業に対するメニューがないなど、これらの支援制度が必ずしも全ての被災事業者の需要につながるものではなかった。

この中で、6月からスタートした特定地域中小企業特別資金は、高額な融資限度額・長期の融資期間・無利子・無担保など有利な制度のため、多くの中小企業者が利用した。

また、中小企業等復旧・復興支援事業補助金は、空き工場・空き店舗等を借り上げて、事業再開を行う場合の補助制度で、補助率 3/4 という高率な補助率のため、利用者が多い。

なお、事業再開状況と支援事業の利用状況については、次のとおりとなっている。

図表 商工会員の事業再開状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

商工会員数	事業再開者数	未事業再開者数	事業再開率
643	174	469	27.1%

図表 支援事業一覧（平成 24 年 3 月 31 日現在）

名称	種別	利用件数
特定地域中小企業特別資金	融資	103
中小企業等復旧・復興支援事業	補助金	109
仮施設整備事業	仮施設建設後使用開始数	14

第 11 章 要望活動

浪江町では、福島第一原子力発電所事故への対応、被災者の避難生活の改善、町の復旧・復興の早期実現のための対応等を求めて、国、県、東京電力等への要望活動を継続的に行っている。

図表 国・団体等への要望

要望者：浪江町長

No	要望日	要望先	要望題名	要望項目
1	H23. 3. 25	原子力災害現地対策本部長 (経済産業副大臣) 松下忠洋	福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者対応について	事故の早急な収束 被災者の支援強化 国の責任による避難実施
2	H23. 4. 1	自由民主党本部	地震・津波・福島第一原子力発電所放射線避難に伴う被災者対応について	事故の早急な収束 被災地の支援強化 国が責任を持った避難実施（今後生じた場合） 被災者の生活支援と今後の補償
3	H23. 5. 10	内閣総理大臣	みんなで浪江町に戻るために ～原子力災害被災町の現状と今後の展望～	地元市町村の意向を踏まえた施策の実施 町を再生・創建するための礎構築支援 国策としての双葉郡の復興 一時立入について 原発事故による就学困難な学生へのより一層の配慮 「みんなで浪江町に戻るために」手渡し 介護認定について 民間住宅借り上げへの支援 火葬費用について
4	H23. 5. 20	原子力災害対策本部長	警戒区域への一時立入実施にかかる要望	大型バス借上げ費用の国負担、2週間程度の自由な立入り期間、警備・救急体制の整備、家畜の死骸等の問題を抱える世帯への支援、高齢者への配慮
5	H23. 6. 19	原子力災害現地対策本部長 (経済産業副大臣) 松下忠洋	原子力災害対策に関する要望について	全国規模での原発災害避難者の健康調査の徹底 県外避難者への借上住宅特例の迅速な適用 東京電力及び国による賠償事務の早期実現 被災者の生活資金の確保（被災者生活支援法の適用拡大） 被災事業者への事業継続支援の強化 緊急雇用創出事業の大幅拡充 第2次一時帰宅に向けた課題解決（公平性確保、各自立入りの実施） 仮設住宅駐車場の確保 避難自治体に対する早急かつ明確な財源の保障 国全体及び県全体による原子力災害対応の更なる強化
6	H23. 7. 6	民主党 参議院議員 増子輝彦	要望書	公営テクニカルセンター（仮称）の設立、原子力損害賠償紛争審査会の第二次指針追補
7	H23. 7. 14	東日本大震災復興対策本部 福島現地対策本部長 財務大臣政務官 吉田泉	災害対応に関する要望事項について	被災地における早急かつ本格的な除染の実施 原発事故被害者に対する誠意ある対応～特別法の制定～ 個人線量計の配布について

				原子力災害による歳入欠陥債の交付税措置について 災害弔慰金に対する交付税措置について 人的支援の確保策について
8	H23. 8. 4	東日本大震災復興対策本部 福島現地対策本部長 財務大臣政務官 吉田泉 参議院議員 増子輝彦	行方不明者捜索のための海上捜索のお願いについて	行方不明者捜索のための海上捜索の依頼
9	H23. 8. 10	原子力災害対策本部長	警戒区域への一時立入の二巡目実施にかかる要望	1カ月あたり2週間の自由な立入り期間の設定、警備・救急体制の強化、立入り希望者への許可証発行、一巡目の立入り方法の改善
10	H23. 9. 26	原子力災害対策本部長	警戒区域の一部解除について	放射線量年間 20 ミリシーベルト未満の地域を対象とし、浪江町長が指定する職員並びに指名した業者等が宿泊滞在できるよう警戒区域の一部解除を要望
11	H23. 10. 17	内閣総理大臣 野田佳彦 厚生労働大臣 小宮山悦子 経済産業大臣 枝野幸男 東日本大震災復興対策 担当大臣 平野達男 環境大臣・原発事故 担当大臣 細野豪志	原子力事故対応に関する要望書	帰還環境の早急な整備 (モニタリング、除染、ロードマップ) 放射能への不安 損害賠償への責任ある対応 避難者支援のための原発被災自治体への財政支援等の強化 被災に伴う国民健康保険・介護保険運営破綻回避のための支援強化
12	H23. 10. 19	民主党・新緑風会所属議員	原子力事故対応に関する政府要望書	帰還環境の早急な整備 (モニタリング、除染、ロードマップ) 放射能への不安 損害賠償への責任ある対応 避難者支援のための原発被災自治体への財政支援等の強化 被災に伴う国民健康保険・介護保険運営破綻回避のための支援強化
13	H23. 11. 11	内閣総理大臣 野田佳彦 内閣官房副長官 竹歳誠 国土交通大臣 前田武志 国土交通省道路局長 菊川滋 国土交通省道路局 高速道路課長 縄田正 日本経済団体連合会会長 米倉弘昌 経済同友会代表幹事 長谷川閑史 みんなの党代表 渡辺喜美	復旧・復興のための常磐自動車道の早期開通について	復旧・復興のための常磐自動車道の早期開通について
14	H23. 11. 24	文部科学省事務次官 原子力賠償対策室次長 内閣府官房副長官 国土交通省政務官 総務省政務官 厚生労働省政務官	原子力事故対応に関する要望書	被災者の住宅の確保 政府の責任に基づく損害賠償の実施 ふるさと再生・帰還環境の早急な整備 復旧・復興のための常磐自動車道の早期開通 健康影響の調査及び健康被害への確実な対応 財政支援等の強化 避難先自治体への財政支援等の強化 国民健康保険等への支援強化

15	H23. 11. 30	原子力災害現地対策本部長 (経済産業副大臣) 松下忠洋	原子力事故対応に関する要望書	被災者の住宅の確保 政府の責任に基づく損害賠償の実施 ふるさと再生・帰還環境の早急な整備 復旧・復興のための常磐自動車道の早期 開通 健康影響の調査及び健康被害への確実な 対応 財政支援等の強化 避難先自治体への財政支援等の強化 国民健康保険等への支援強化
16	H23. 12. 15	東日本大震災復興対策本部 福島現地対策本部長 財務大臣政務官 吉田泉	警戒区域及び計画的避難区域の家屋に関する要望	内閣府：被災者生活再建支援金 国土交通省及び財務省：独立行政法人住宅金融支援機構の融資 文部科学省：大学等の授業料免除
17	H23. 12. 24	民主党副代表 直嶋正行 参議院東日本大震災復興 特別委員長 増子輝彦	原子力事故対応に関する要望書	被災者の住宅の確保 政府の責任に基づく損害賠償の実施 ふるさと再生・帰還環境の早急な整備 復旧・復興のための常磐自動車道の早期 開通 健康影響の調査及び健康被害への確実な 対応 財政支援等の強化 避難先自治体への財政支援等の強化 国民健康保険等への支援強化
18	H24. 1. 3	東日本大震災復興対策本部	避難住民の利便性向上について	避難先への郵便物(クレジットカード等)の転送手続きについて
19	H24. 1. 24	原発事故担当大臣兼 環境大臣 細野豪志	「ふるさとなみえ」帰還モデル事業実施について	徹底した除染対策と放射線モニタリングシステムを「ふるさとなみえ」帰還モデル事業として早期実施し、効果検証するよう依頼
20	H24. 3	民主党 参議院議員 増子輝彦	双葉郡が抱える課題について	直面する課題と考えられる取組を列挙し、「これらの課題を解決し、双葉郡の将来像を示すランドデザインの構築が必要」
21	H24. 3. 4	国土交通大臣 前田武志	浪江町の復興に向けた要望書	双葉郡全体のランドデザインの構築 常磐自動車道の早期全面開通 主要道(国道6号、114号、288号)の早期整備 JR常磐線の早期整備 港湾の早期整備 災害に強いまちづくり 道路や港湾などの代行事業の早期着手 警戒区域の見直しについて 復興に携わる作業員の確保と作業環境整備

図表 県への要望

要望者：浪江町長

No	要望日	要望先	要望題名	要望項目
1	H23. 4. 12	福島県知事 佐藤雄平	平成 23 年東北地方太平洋沖地震義援金福島県第一次配分についての要望	原子力被災者を避難指示区域及び屋内退避区域の世帯に限定せず市町村として避難指示を出している地域のすべてを対象とするよう要望、義援金配分事務（問い合わせ対応業務、データ入力業務、申請書配布・郵送業務、送金業務等）について県での対応を要望 行方不明者を義援金配分の対象とすること、市町村から再度住宅の全壊・半壊のおおよその戸数を県に登録させ総額を決定すること、原子力被災者を避難指示区域及び屋内退避区域の世帯に限定せずに市町村として避難指示を出している地域のすべてを対象とすること、すべての要件に該当する場合は最大 115 万円の給付を受けられることを確認
2	H23. 7. 27	福島県知事 佐藤雄平	原発事故被災事業所に対する支援継続について	空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業（3/4 補助）、「がんばろう福島の企業！産業復旧・復興事業」（雇用支援事業）について要望
3	H23. 12. 27	福島県土木部建築住宅課長	福島県借上げ住宅支援についての要望	住宅支援期間の撤廃もしくは延長の法改正を県から国への要望を依頼、借上げ住宅再契約の体制整備、再契約の手続き内容についての仲介業者への周知徹底、借上げ住宅制度に係る問題点
4	H24. 1. 10	福島県災害対策本部 (福島県土木部長)	応急仮設住宅等の追加供給要請について	
5	H24. 1. 26	福島県知事 佐藤雄平	計画的避難区域内に放置してある車両の自動車税の減免に関する要望書	計画的避難区域に放置してある車両の自動車税の減免を要望

図表 東京電力への要望

要望者：浪江町長

No	要望日	要望先	要望題名	要望項目
1	H23. 3. 23	東京電力株式会社 代表取締役社長 清水正孝	福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者対応について	被災者への直接謝罪 被災者に対する緊急支援
2	H23. 7. 1	東京電力株式会社 代表取締役社長 西澤俊夫	警戒区域内家屋の屋根の応急処置作業に関する要望	警戒区域内家屋の屋根の応急処置作業を早急に東電の責任において実施することを要望
3	H24. 1. 11	東京電力株式会社 代表取締役社長 西澤俊夫	土地及び家屋に係る損害賠償請求の必要書類に関する要求書	必要書類は浪江町に事務負担の発生しないものとする、ただし損害賠償の迅速性等において浪江町から発行する書類により被災者の便宜が図られる場合は事前に浪江町と事務調整すること

要望活動以外の国・県、東京電力に対する主な活動は次の通りである。

図表 行動記録

年月日	行動記録	場所
2011年 3月25日(金)	東京電力副社長	浪江町役場
2011年 4月 5日(火)	双葉郡八ヶ町村首長菅直人内閣総理大臣へ要望	首相官邸
2011年 4月 7日(木)	総務省政務官 経済産業省松下忠洋副大臣 他	浪江町役場
2011年 4月 9日(土)	鳩山由紀夫前首相	浪江町役場
2011年 4月10日(日)	東京電力副社長(各要求を提案) 公明党井上義久幹事長	浪江町役場
2011年 4月12日(火)	東京電力副社長(謝罪及び町民への見舞金配布を要求)	浪江町役場
2011年 4月14日(木)	東京電力長名氏(副町長対応)	浪江町役場
2011年 4月15日(金)	民主党増子輝彦参議院議員	浪江町役場
2011年 4月25日(月)	福島県土木部長へ要望	福島県庁
2011年 5月 3日(火)	経済産業省松下忠洋副大臣との意見交換	浪江町役場
2011年 5月 4日(水)	東京電力清水社長	浪江町役場
2011年 5月 6日(金)	玄葉光一郎国務大臣	浪江町役場
2011年 5月 8日(日)	民主党議員団浪江入り(岡田克也幹事長 他)	
2011年 5月14日(土)	福島県松本友作副知事へ中小企業貸付金申込期間延長を要望(福島県庁)	福島県庁
2011年 5月24日(火)	福島県原子力安全対策課小山課長謝罪、説明(SPEEDIの不作为行為について)	浪江町役場
2011年 6月 1日(水)	原子力災害現地对策本部富田健介審議官(生活支援策説明の件)	浪江町役場
2011年 6月14日(火)	東京電力石崎立地地域部長 他4名 屋根の応急措置の件説明	浪江町役場
2011年 6月24日(金)	原子力災害現地对策本部長田嶋要政務官 他2名	浪江町役場
2011年 6月29日(水)	東京電力福島支店へ農地賠償について要望	東京電力福島支店日生ビル4階
2011年 7月 1日(金)	東京電力新旧社長(西澤新社長・清水旧社長・石崎立地地域部長・林福島地域支援室室長)(通報連絡協定違反等について)	浪江町役場
2011年 7月 7日(木)	吉田泉東日本大震災復興対策本部福島現地对策本部長・原子力災害現地对策本部長田嶋要政務官を訪問(県対策本部)	福島県庁
2011年 7月 8日(金)	総務省三輪和夫公務員部長・秘書 県市町村行政課 高木・早川	浪江町役場
2011年 7月11日(月)	総務省片山善博大臣との意見交換会(税制、二重住民票発行等について)	福島市グリーンパレス
2011年 7月16日(土)	菅直人首相・細野豪志原発担当大臣との意見交換	郡山市ビューホテル
2011年 7月25日(月)	東京電力との打合せ 総務省岡本保事務次官	浪江町役場
2011年 7月27日(水)	原子力災害現地对策本部長田嶋要政務官を訪問	福島県庁
2011年 7月28日(木)	原子力災害現地对策本部富田健介審議官意見交換	浪江町役場
2011年 8月22日(月)	福島県佐藤雄平知事	浪江町役場
2011年 9月 8日(木)	野田佳彦首相との意見交換	福島県庁
2011年 9月 9日(金)	環境省高山智司政務官	浪江町役場
2011年 9月17日(土)	首相補佐官との会談 市町村長と福島県佐藤雄平知事との意見交換会	浪江町役場 福島県農業総合センター
2011年 9月20日(火)	東京電力皆川福島地域支援室副室長説明	浪江町役場
2011年 9月28日(水)	環境省南川秀樹事務次官 他4人(除染について)	浪江町役場
2011年10月 6日(木)	原子力災害現地对策本部長柳沢光美政務官あいさつ	浪江町役場
2011年10月 7日(金)	東京電力石崎立地地域部長・猪狩立地地域部立地渉外GM・土堂福島地域支援室副室長 説明(ビニールシート掛け他)	浪江町役場
2011年10月18日(火)	内閣府平野達男大臣(各種要望)	浪江町役場
2011年10月21日(金)	双葉地方電源地域政策協議会 要望活動(副町長対応)	総理官邸 他
2011年11月 8日(火)	衆議院議員運営委員会(避難状況の把握と各種要望聴取)	浪江町役場
2011年11月17日(木)	環境省、原子力災害現地对策本部長柳沢光美政務官へ要請(除染早期本格実施)	浪江町役場
2011年11月21日(月)	東京電力石崎執行役員福島原子力被災者支援対策本部副本部長(各種要望に答えられない状況の謝罪)	浪江町役場
2011年11月22日(火)	県市町村支援担当理事 斎藤氏・鈴木課長	浪江町役場
2011年11月30日(水)	経済産業省松下忠洋副大臣へあいさつ、要望	浪江町役場
2011年12月 3日(土)	環境省細野豪志大臣との打合せ	いわき市内
2011年12月 9日(金)	環境省高山智司政務官	浪江町役場
2011年12月12日(月)	県民健康管理調査室佐々室長(県民健康管理調査結果の説明)	浪江町役場
2011年12月18日(日)	環境省細野豪志大臣・経済産業省枝野幸男大臣・内閣府平野達男大臣 11市町村首長へ説明 (再地震際の通報連絡網の構築・メルトダウン底の温度の再チェック・等を枝野大臣へ進言)	福島市サンルートプラザ福島
2011年12月20日(火)	環境省高山智司政務官説明(12/18とは別件で中間貯蔵施設について)	浪江町役場
2011年12月22日(木)	経済産業省松下忠洋副大臣・原子力災害現地对策本部長柳沢光美政務官説明	浪江町役場
2011年12月27日(火)	資源エネルギー庁課長(廃炉ロードマップ説明)	浪江町役場
2011年12月28日(水)	環境省細野豪志大臣説明(中間貯蔵、区域見直しについて)	福島市サンルートプラザ福島

年月日	行動記録	場所
2012年 1月 5日(木)	双葉地方電源地域政策協議会福島県佐藤雄平知事との協議(中間貯蔵施設)	福島県庁
2012年 1月11日(水)	原子力災害現地対策本部長柳沢光美政務官新年あいさつ	浪江町役場
2012年 1月13日(金)	福島財務事務所長	浪江町役場
2012年 1月24日(火)	福島県市町村支援担当斉藤理事説明(来年の県の市町村支援のありかたについて) 町村長と福島県佐藤雄平知事との意見交換会	浪江町役場 杉妻会館
2012年 1月27日(金)	福島県除染推進チーム(守谷氏)打合せ(本格除染予定・宿題の回答)(副町長対応) 原子力損害賠償紛争審査会ヒアリング 八か町村合同懸案事項箇条書き持参 鉢村健内閣官房審議官(賠償審査会ヒアリングを受けての要請)	浪江町役場 郡山市ホテルハマツ 浪江町役場
2012年 2月 2日(木)	福島県土木部長・相双建設事務所長 外5名(町民の帰還について)	浪江町役場
2012年 2月 8日(水)	東京電力新妻福島原子力被災者支援対策本部副本部長あいさつ(不誠実対応を改めるよう申し入れ)	浪江町役場
2012年 2月21日(火)	東京電力本社・農林水産大臣・復興大臣・文部科学大臣・東京電力常務・他要望活動(漁業損害賠償)	参議院会館
2012年 2月22日(水)	東京電力福島事務所へ要請(いこいの村 賠償)	浪江町役場
2012年 2月27日(月)	経済産業省柳沢光美副大臣・原子力災害現地対策本部富田健介審議官	浪江町役場
2012年 2月29日(水)	環境省守谷チーム長 他報告(除染モデル終了報告)	浪江町役場
2012年 3月 4日(日)	国土交通省前田武志大臣・民主党増子輝彦参議院議員と懇談会	郡山市ホテルハマツ
2012年 3月 6日(火)	経済産業省舟木健太郎企画官報告(廃炉福島第一ロードマップの報告) 原子力災害現地対策本部富田健介審議官 他説明(区域見直しの説明)	浪江町役場
2012年 3月 7日(水)	東京電力鼓副社長・新妻福島原子力被災者支援対策本部副本部長 一年経過のお詫び・あいさつ(賠償に対し、誠意ある回答を求める)	浪江町役場
2012年 3月10日(土)	復興庁平野達男大臣・環境省細野豪志大臣と双葉郡首長との協議(区域見直し、賠償、除染について)	郡山市ビューホテルアネックス
2012年 3月22日(木)	福島県原子力安全対策課小山課長謝罪、説明(SPEEDIデータの消滅について)	浪江町役場
2012年 3月23日(金)	原子力災害現地対策本部富田健介審議官(区域見直しに関して)	浪江町役場

第 12 章 一時立入り

1. 一時立入り（一巡目）

平成 23 年 4 月 22 日に浪江町が警戒区域に設定されて以降、町民の立入りは制限されていた。住民の多くは、着の身着のまま、また、大地震での家屋の状況が確認できないまま避難を余儀なくされていた。そのため、住民の多くから一時立入りの要望が多く出され、平成 23 年 5 月 26 日から一巡目の一時立入りを開始した。

出発地点として、南相馬市の馬事公苑を中継基地として設定し、そこから準備されたバスにより浪江町への立入りを行った。

図表 一時立入り（一巡目）の実績

バスによる立入り	
世帯数	4,726 世帯
立入り人数	8,146 人
実施日	計 27 日 平成 23 年 5 月 26 日、27 日 平成 23 年 6 月 4、5、11、12、21、22、25、26 日 平成 23 年 7 月 1、2、9、10、16、17、24、25、26、30 日 平成 23 年 8 月 2、3、4、9、10、20、26 日

車両持ち出し	
台数	1,027 台
実施日	計 11 日 平成 23 年 6 月 2、17、19、26 日 平成 23 年 7 月 3、11、19、27 日 平成 23 年 8 月 18、19、27 日

写真 一時帰宅（時が止まったままの室内）
（平成 23 年 5 月 27 日撮影）



写真 一時帰宅（バスの車内から）
（平成 23 年 5 月 27 日撮影）



写真 津波被害地の一時帰宅の様子
(平成 23 年 5 月 27 日撮影)



2. 一時立入り（二巡目以降）

二巡目の一時立入りは9月25日から11月23日まで、三巡目の一時立入りは平成24年2月12日から3月30に日まで実施した。

一巡目の一時立入りではバスを利用したため、立入る人数は1世帯2名と制限があったが、二巡目以降はマイカーによる立入りも可能とした。

図表 一時立入り（二巡目）の実績

マイカーによる立入り	
世帯数	4,591 世帯
立入り人数	11,030 人
バスによる立入り	
世帯数	235 世帯
立入り人数	347 人
実施日	計 22 日 平成 23 年 9 月 25、28、30 日 平成 23 年 10 月 2、5、7、9、14、16、20、21、22、26、27、29 日 平成 23 年 11 月 2、6、9、11、12、18、23 日

車両持ち出し	
台数	145 台
実施日	計 2 日 平成 23 年 12 月 10、15 日

図表 一時立入り（三巡目）の実績

マイカーによる立入り	
世帯数	3,743 世帯
立入り人数	9,208 人
バスによる立入り	
世帯数	210 世帯
立入り人数	307 人
実施日	計 20 日 平成 24 年 2 月 12、15、16、18、24、26、29 日 平成 24 年 3 月 1、3、7、9、13、15、17、21、24、25、28、29、30 日

平成 24 年 3 月 31 日現在

第 13 章 行政サービス

1. 行政機能の移転

浪江町では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、行政機能の移転を余儀なくされている。平成 23 年 3 月 11 日の発災以降、浪江町役場津島支所から始まり、二本松市役所東和支所、福島県男女共生センターと役場機能を移動し、行政サービスを行っている。

浪江町役場本庁機能

名称	移転日	住所
浪江町役場		浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2
浪江町役場津島支所	平成 23 年 3 月 12 日	浪江町大字下津島字町 45
浪江町役場二本松事務所 (二本松市役所東和支所内)	平成 23 年 3 月 15 日	二本松市針道字蔵下 22
浪江町役場二本松事務所 (福島県男女共生センター内)	平成 23 年 5 月 23 日	二本松市郭内 1 丁目 196-1

2. 連絡所及び出張所の設置

県内に避難している町民の支援等を行うため、各地に連絡所及び出張所を設置した。

浪江町役場支所機能等

名称	設置期間	住所
浪江町役場猪苗代連絡所	平成 23 年 4 月 25 日～ 平成 23 年 8 月 26 日	耶麻郡猪苗代町城南 1 0 0 番地 猪苗代町農村環境センター内 3 階
浪江町役場土湯連絡所	平成 23 年 4 月 25 日～ 平成 23 年 8 月 26 日	福島市土湯温泉町字赤坂 7 番地 6 サンスカイつつゆーこけし湯内
浪江町役場岳温泉連絡所	平成 23 年 4 月 25 日～ 平成 23 年 8 月 26 日	二本松市岳温泉 1 番地 7 東 3 番館内
浪江町役場第二事務所	平成 23 年 8 月 26 日～	二本松市郭内 1 丁目-8 1
浪江町役場福島出張所	平成 23 年 8 月 1 日～ H23.7.14 福島市と協定書締結	福島市五老内町 3 番 1 号 (福島市役所 9 階西側)
浪江町役場桑折出張所	平成 23 年 9 月 13 日～ H23.9.1 桑折町と協定書締結	伊達郡桑折町字東大隅 1 8 番地 (桑折町役場 2 階)
浪江町役場本宮出張所	平成 23 年 9 月 12 日～ H23.9.1 本宮市と協定書締結	本宮市白岩字堤崎 4 9 4 番地 2 2 (本宮市役所白沢総合支所 1 階)
浪江町役場いわき出張所	平成 23 年 11 月 1 日～ H23.10.13 いわき市と協定書締結	いわき市平字堂根町 1 番地の 4 (いわき市文化センター 2 階第 4 会議室)
浪江町役場南相馬出張所	平成 23 年 11 月 24 日～	南相馬市原町区青葉町 2-62-2 (旧東北農政局福島農政事務所南相馬統計・情報センター)
浪江町役場二本松連絡所	平成 23 年 8 月 26 日～	二本松市郭内一丁目 8 1

第3部 浪江町復興ビジョン

第1章 浪江町復興ビジョンの策定

1. 復興ビジョンとは

当町では、平成24年4月19日に「浪江町復興ビジョン」（以下ビジョンという）を策定した。ビジョンでは、前提が定まらない中であっても、町民に今後の展望を示さなければならないという観点から、浪江町の復旧・復興に向けた目標・理念、方針、復興の目標像、その実現を図るための主要施策を記載している。

今回の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故では、私たちの美しい郷土が放射性物質に汚染され、政府による避難指示により、全ての町民が町外での避難生活を余儀なくされている。また、今回の災害は有形・無形の多大な被害があったことはもちろん、原発事故の収束、放射能への不安、除染の実効性、賠償問題など、今後の見通しを立てるための前提が定まらず、またそういった状況が刻一刻と変化する中、町民は難しい判断を迫られている。

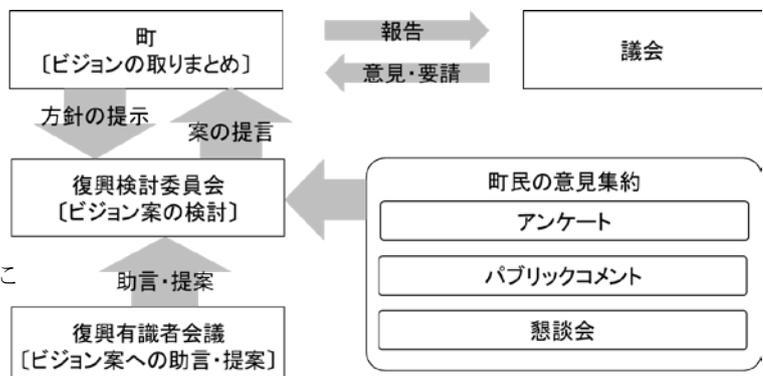
こうした不透明な状況下、町としては、町民に対して一人ひとりの暮らしの再生、ふるさとの再生に向けた町の展望を示すことが必要と考え、策定に至った。

なお、ビジョンに示した内容は、同年5月から実施された「浪江町復興計画策定委員会」の議論に引き継いだ。

2. 復興ビジョンの策定

(1) 策定体制およびスケジュール

ビジョンの策定にあたっては、町民一人ひとりの声を大切にすることを念頭に、町民から構成する復興検討委員会や復興有識者会議による提言に加え、町民アンケートやパブリックコメント、町民懇談会等によって町民から幅広く意見を集約し、反映させた。



図表 策定体制



図表 浪江町復興ビジョン(表紙)

①復興検討委員会

ビジョンの検討体制として、全 23 名の町民に有識者・国県町職員を加えた計 32 名の委員から成る「復興検討委員会」を設置した。

本委員会では、「絆と人づくり」、「安全・安心なまちづくり」、「元気なまちづくり」の3つの検討テーマを設定し、それぞれのテーマに担当部会を当てて審議を行った。

委員会は 10 月 19 日から計 8 回開催し、平成 24 年 3 月 27 日の最終回に「浪江町復興ビジョンに係る提言について」を採択し、町へ提言した。

②復興有識者会議

復興検討委員会に対して専門的知見から助言および提案を行う機関として「復興有識者会議」を設置した。会議は 11 月 11 日から計 4 回にわたって開催し、助言および提案の内容をビジョンへ反映した。

図表 浪江町復興検討委員会 名簿

所属	団体名	役職	氏名	第 1 部会 絆と 人づくり	第 2 部会 安全・安心な まちづくり	第 3 部会 元気な まちづくり	
町民	1	津島区長会	会長	高橋 美雄		○	
	2	荻野区長会	会長	山本 孝一	○		
	3	大堀区長会	会長	高田 勝人		○	
	4	権現堂区長会	会長	門馬 幸雄			○
	5	六地区区長会	会長	鈴木 充			○
	6	幾世橋区長会	会長	佐々木 久雄	○		
	7	請戸区長会	会長	鈴木 市夫		○	
	8	津島地区下津島	区長	今野 秀則	○		
	9	行革推進委員会	委員長	稲田 定重	○		
	10	浪江町消防団	副団長	佐々木 保彦		○	
	11	J Aふたば	理事	菊池 好平			○
	12	請戸川土地改良区	理事	松本 伸一			○
	13	相馬双葉漁業協同組合 請戸支所	支所長	叶谷 守久			○
	14	浪江町商工会	会長	松崎 俊憲			○
	15	〃 女性部	部長	松本 茂子	○		
	16	〃 青年部	部長	原田 功二		○	
	17	青年会議所 (JC)	副理事長	石田 全史			○
	18	大堀相馬焼組合	組合長	半谷 秀辰			○
	19	建設業組合	組合長	戸川 英勝		○	
	20	PTA連絡協議会	会長	佐藤 隆		○	
	21	〃	運営委員	佐藤 博美	○		
	22	コーヒータイム	代表	橋本 由利子	○		
	23	ピッコロクラブ (ママサークル)	代表	泉田 真美	○		

有識者、 国県町職員	24	福島大学	名誉教授	鈴木 浩		○	
	25	福島大学	教授	難波 謙二		○	
	26	福島大学	准教授	丹波 史紀	○		
	27	高崎経済大学	准教授	櫻井 常矢	○		
	28	ふくしま自治研修センター	総括支援アドバイザー兼教授	吉岡 正彦			○
	29	東日本大震災復興対策本部 福島現地対策本部	参事官	坂 治己			○
	30	福島県原子力等立地地域振興事務所	所長	御代 典文			○
	31	浪江町	副町長	上野 晋平	○		

※役職は当時

図表 浪江町復興有識者会議 名簿

属所	団体名	役職	氏名	専門分野	備考	
町民	1	福島大学	名誉教授	鈴木 浩	地域計画	検討委員会委員
	2	ふくしま自治研修センター	総括支援アドバイザー兼教授	吉岡 正彦	経済、地域づくり	検討委員会委員
	3	福島大学	教授	難波 謙二	環境システム	検討委員会委員
	4	高崎経済大学	准教授	櫻井 常矢	地域コミュニティ、協働のまちづくり	検討委員会委員
	5	福島大学	准教授	丹波 史紀	福祉政策、自立支援	検討委員会委員
	6	一橋大学	名誉教授	関 満博	地域経済、中小企業	
	7	東京大学	教授	児玉 龍彦	放射線医療	代理出席和田洋一郎准教授
	8	弘前大学	教授	床次 真司	環境放射線、被ばく医療	
	9	工学院大学	教授	中村 勉	建築、土地利用	
国県町職員	10	東日本大震災復興対策本部 福島現地対策本部	次長	浜辺 哲也		代理出席坂 治己参事官
	11	福島県原子力等立地地域振興事務所	所長	御代 典史		検討委員会委員
	12	浪江町副町長	災害対策本部	上野 晋平		検討委員会委員

※役職は当時

図表 復興検討委員会および復興有識者会議の開催実績

回数	日時	審議内容
第1回復興検討委員会	10月19日 13:00～16:00	(1) 全体会 ・検討委員会の概要について ・復興ビジョン策定方針の概要について (2) 部会審議 ・自己紹介と復興に向けた想いの報告 ・策定方針「5策定にあたっての検討方向」に関する討議 (3) 全体会 ・部会報告及び全体討議 ・次回委員会での検討事項
第1回復興有識者会議	11月11日 10:00～12:00	・各委員による復興への提言 ・全体討論
第2回復興検討委員会	11月11日 13:00～16:15	(1) 全体会 ・前回議題であった策定方針「5策定にあたっての検討方向」(1)理念の検討方向、(2)復興の基本方針・目標像についての確認 ・第一次復興ビジョン素案の構成と検討スケジュール (2) 部会審議 ・策定方針「6復興に向けた主要施策のイメージ」に関する討議 (3) 全体会 ・部会報告 ・全体討議
第2回復興有識者会議	12月2日 10:00～12:00	・「復興に関する町民アンケート 中間速報の概要」報告 ・除染の進め方について ・避難期における事業再開と将来の新産業への展望について ・避難期における町民同士の絆づくり、住環境改善・住宅確保について
第3回復興検討委員会	12月2日 13:00～16:15	(1) 全体会 ・町アンケート結果の報告 ・「復興ビジョンのたたき台」の説明 (2) 部会審議 ・「復興までの道筋」の討議 ・「復興ビジョンたたき台」の討議 (3) 全体会 ・部会報告 ・全体討議
第3回復興有識者会議	12月16日 10:00～12:00	・第一次復興ビジョン中間報告(案)の説明 ・前回継続議論(絆づくり、住環境改善・住宅確保) ・中間報告(案)への意見と全体総括
第4回復興検討委員会	12月16日 13:00～16:10	(1) 全体会 ・委員長あいさつ ・第一次復興ビジョン中間報告(案)の説明 (2) 部会審議 ・「復興までの道筋」における各期の実施施策の討議 ・「目標達成のための役割」の討議 (3) 全体会 ・部会報告 ・全体討議

第5回復興検討委員会	平成24年1月26日 10:30～16:00	(1) 全体会 ・ビジョン検討状況の中間報告の説明 ・児玉委員による放射線と除染に関する講演 ～昼食休憩～ ・本日の部会の進め方 (2) 部会審議 ・住まいに関する討議 ・放射線と除染に関する討議 (3) 全体会 ・部会報告 ・全体討議
第6回復興検討会議	平成24年2月20日 13:00～16:15	(1) 全体会 ・町民への意見公募結果と子どもアンケート集計結果について (2) 部会審議 ・町民への意見公募結果に関する議論 ・子どもアンケート集計結果に関する議論 (3) 全体会 ・部会報告 ・全体討議
第7回復興検討会議	平成24年3月14日 13:00～16:15	(1) 全体会 第6回浪江町復興検討委員会における議論について ・「浪江町復興ビジョン～検討状況の中間報告～」からの修正の考え方について ・「浪江町復興ビジョン提言（案）」について (2) 部会審議 ・「浪江町復興ビジョン提言（案）」に関する議論 (3) 全体会 ・部会報告 ・全体討議
第8回復興検討委員会 第4回復興有識者会議	平成24年3月27日 14:00～16:10	・浪江町復興ビジョン提言について〔復興検討委員会による審議〕 ・今後の町の取り組みへの有識者助言〔有識者会議委員による助言〕 ・復興検討委員会から町への浪江町復興ビジョン提言

(2) 復興に関するアンケート

策定にあたり、町民の意見等を把握し、ビジョンや今後の行政運営の参考とするため、「復興に関する町民アンケート」および「復興に関する子ども向けアンケート」を実施した。

①町民アンケート

避難生活での課題や要望、浪江町への帰還に対する意識、今後の復旧・復興への意見を把握するために、「復興に関する町民アンケート」を11月に実施した。高校生（平成23年4月1日時点）以上の全町民を対象とし、郵送により配布、回収した。回答形式は選択式で、配布数18,448のうち、回収数11,001（回収率59.6%）であった。

②子ども向けアンケート

子どもたちが浪江町の復興等について感じていることや、考えていることを把握するために、「復興に関する子ども向けアンケート」を平成24年1月に実施した。小学1年生から中学3年生（平成24年1月時点）を対象とし、郵送により配布、回収した。回答形式は選択式で、配布数1,697のうち、回収数1,217（回収率71.7%）であった。

（3）パブリックコメント

12月16日の第4回復興検討委員会における審議内容を踏まえて作成した中間案「浪江町復興ビジョン～検討状況の中間報告～」を浪江町民全世帯へ郵送し、意見公募を行った。平成24年1月18日から31日までの公募期間中、68人より総数220件の意見が提出された。

図表 意見内容の区分

意見内容	件数
ビジョン中間報告全般に関する意見	44
賠償に関する意見	27
除染に関する意見	24
町外のコミュニティに関する意見	20
ふるさと再生に関する意見	19
インフラ復旧に関する意見	9
放射線管理に関する意見	7
復興公営住宅に関する意見	7
中間貯蔵施設に関する意見	6
警戒区域見直しに関する意見	6
新たな産業形成に関する意見	6
避難期住環境に関する意見	5
農林漁業に関する意見	5
健康に関する意見	4
町への立ち入りに関する意見	4
東京電力に関する意見	4
子育てや教育に関する意見	3
第一原発事故・原子炉の状況に関する意見	3
広域的な取り組みに関する意見	3
市町村合併に関する意見	2
避難期就労に関する意見	1
避難先自治体連携に関する意見	1
医療福祉に関する意見	1
絆に関する意見	1
研究施設に関する意見	1
国や県に関する意見	1
その他	6
合計	220

3. 復興ビジョンの概要

(1) 基本的な考え方

ビジョンでは、「①町として、本災害にどう向き合い、どのように対応していくか、今後の展望を示すもの」、「②この問題を克服するため、国などに要求する根拠となるもの」、「③町民一人ひとりの暮らしの再建のため、町全体で力を合わせる目標」を基本的な考え方とした。

また、ビジョンを実現するための詳細な設計図として、復興計画を平成24年度に策定することとした。

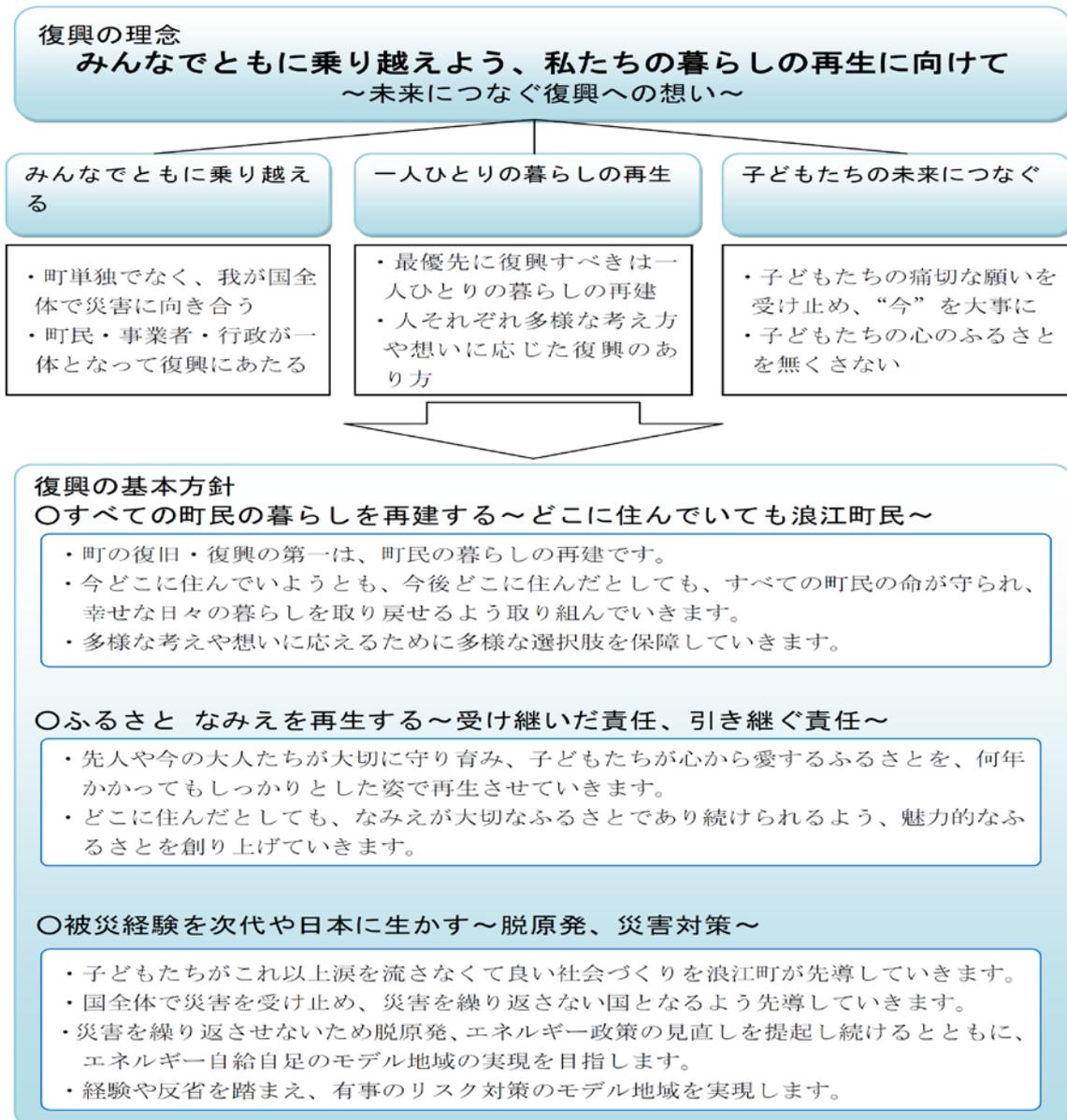
策定にあたっては、一人ひとりに多様な考えや想いが存在することを念頭に、一方的な考えの押しつけでは、それぞれに寄り添った復興は成し遂げられないことから、それぞれの価値観を踏まえた選択肢を保障していくことを前提に据えた。例えば今後の生活の場所としては、町外での集住を希望する方、県外での生活を希望する方、早期帰町を希望する方など、多様な想いが存在するため、これらの選択を可能とする環境を整備することとした。

(2) 復興の理念と基本方針

ビジョンでは、復興の理念を「みんなとともに乗り越えよう、私たちの暮らしの再生に向けて～未来につなぐ復興への想い～」とした。

その上で、復興の基本方針として、「すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～」、「ふるさと なみえを再生する～受け継いだ責任、引き継ぐ責任～」、「被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～」の3つを設定した。

図表 復興の理念と基本方針（復興ビジョン）



（3）短期・中期・長期の3段階による復興イメージ

復興までのステップを、平成26年3月までの「短期ビジョン」、平成28年3月までの「中期ビジョン」、平成33年3月までの「長期ビジョン」の3段階に整理した。

「短期ビジョン」では避難生活の早急な改善に向け、避難生活環境の改善、町外でも安心して暮らせる環境づくり、新たな居住の場の確保に重点的に取り組むとした。また、ふるさとの再生の着手するステップとして位置づけ、低線量地域において除染やインフラ復旧を先行し、希望者の低線量地域への帰町を実現するとともに、長期的なまちづくりの準備・検討を行っていくこととした。

「中期ビジョン」では生活の安定化の実現に向け、町外において安心できる生活環境の構築、事業再開、就労の実現等に重点的に取り組むとした。また、ふるさとの再生を本格化するステップとして位置づけ、本格除染、インフラ復旧の拡大により、生活可能なエリアを拡大させていくとともに、生活に必要な環境の整備の拡充を図っていくこととした。

「長期ビジョン」では安定した生活の継続に向け、住んでいる場所にかかわらずすべての町民が震災以前と同様に、幸せな暮らしを取り戻せるよう、取り組んでいくこととした。

また、ふるさとの再生を実現するステップとして位置づけ、安心・安全であることを大前提とし、その上で若者が集まる魅力的な町づくりを推進していくこととした。

図表 短期・中期・長期の3段階による復興イメージ（復興ビジョンより）

短期（震災から3年）を特に重点化

	短期ビジョン (平成26年3月まで)	中期ビジョン (平成28年3月まで)	長期ビジョン (平成33年3月まで)
すべての町民の暮らしの再建			
	避難生活環境の改善、町外でも安心して暮らせる環境づくり、新たな居住の場の確保により、避難生活を早急に改善していきます。	町外において安心できる生活環境の構築、事業再開、就労の実現等により、すべての町民の生活の安定を目指していきます。	住んでいる場所にかかわらず、すべての町民が震災以前と同様に、幸せな暮らしを取り戻せるよう取り組んでいきます。

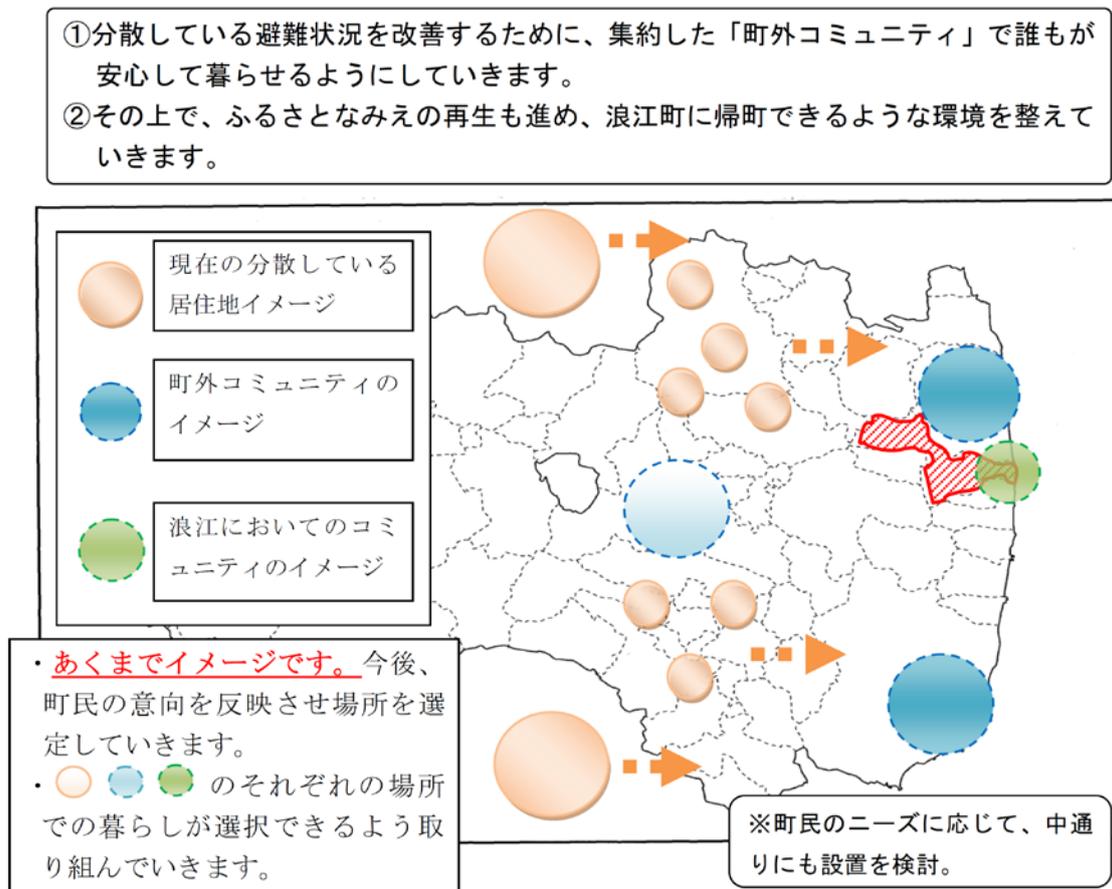
一人ひとりの暮らしの再建を前提とした上で、ふるさとの再生にも着手していきます。

	短期ビジョン (平成26年3月まで)	中期ビジョン (平成28年3月まで)	長期ビジョン (平成33年3月まで)
ふるさとの再生			
	低線量地域の除染やインフラ復旧を先行し、ふるさと再生の足掛かりとし、希望者の低線量地域への帰町を実現するとともに、長期的な視点に立ってまちづくりの準備・検討を行います。	本格除染、インフラ復旧の拡大により、生活可能なエリアを拡大させていくとともに、医療、福祉、教育、産業等の生活に必要な環境の整備の拡充を図っていきます。	安全・安心であることを大前提として、その上で若者が集まる魅力的な町となるような町づくりを推進していきます。

(4) 今後の復興イメージおよび復興における各主体の役割と責任

復興ビジョンでは、浪江町の復興イメージを示している。分散している避難状況によって町民が多大な不利益を被っていることを念頭に、まずは希望する町民が帰町するまでの期間において集住する「町外コミュニティ」を設置し、安心して暮らせるようにすること、その上で、ふるさとなみえの再生を進め、浪江町に帰町できる環境を整えていくことを示した。

図表 今後の復興イメージ（復興ビジョンより）



また、浪江町民の暮らしの再建とふるさとの再生の実現には町だけで解決できる部分は限られているため、事故責任者である東京電力、エネルギー政策の責任者である国が責任と役割を果たすことの必要性を示した。また、そのことを踏まえ、本ビジョンでは町民や町だけでなく、国、県、双葉郡、東電など、わが国全体として取り組むべき事項も含めて示した。

図表 責任と役割の考え方（復興ビジョンより）

【国全体で解決すべき問題、それぞれの責任と役割】

- ・ 国策に伴う原発事故であり、町民や町だけが悩むべき問題ではありません。
- ・ 町だけで解決できる部分は少なく、国等が制度を整備しなければ解決は困難です。
- ・ 事故責任者である東京電力、エネルギー政策の責任者である国が、暮らしの再建とふるさとの再生に向けて、自らの責任と役割を果たすことが必要です。

【国全体で取り組むべき事項も記載、その実現を要求】

- ・ そのため、本ビジョンでは、被災町民一人ひとりが暮らしを取り戻すために、町だけでなく、政府、県、双葉郡そして東電など、我が国全体として取り組むべき事項もあえて含めて記載しています。
- ・ 国、東京電力、さらに広域自治体である福島県に対して、ともに解決を図るよう要求・要請し、それぞれの責任と役割を果たし、被災者である町民が置かれているこの深刻な問題を解決していきます。